平成 19 年度

固定資產概要調書

神戸市行財政局主税部固定資産税課

目 次

土均	也に	.関す	する概要調書報告書	
第	1	表	納税義務者数に関する調	
第	2	表	総括表	
第	3	表	納税義務者区分による土地に関する調	
第	4	表	宅地に関する調	
第	5	表	宅地等の負担調整に関する調(小規模住宅用地・一般住宅用地)	
第	6	表	宅地等の負担調整に関する調(商業地等)	1
第	7	表	宅地等の負担調整に関する調(農地+造成費として評価される農業用施設用地・生産緑地地区内の宅地)	1
第	8	表	宅地等の負担調整に関する調(宅地計・一般山林)	1
第	9	表	宅地等の負担調整に関する調(複合利用鉄軌道用地(小規模住宅用地・一般住宅用地))	1
第	10	表	宅地等の負担調整に関する調(宅地比準土地・宅地比準土地以外・総計)	1
第	11	表	農地の負担調整に関する調(一般市街化区域農地・介在農地・一般農地)	1
第	12	表	農地の負担調整に関する調(合計)	2
第	13	表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(平成15年度以前の課税分から新たに市街化区域農地となったもの)	2
第	14	表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(平成16・17年度の課税分から新たに市街化区域農地となったもの)	2
第	15	表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(平成18・19年度の課税分から新たに市街化区域農地となったもの)	2
第	16	表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(合計)	3
第	17	表	課税標準の特例等に関する調	3
第	18	表	介在農地,介在山林及び市街化区域農地に関する調	3
第	19	表	負担調整措置等による軽減額に関する調	4
第	20	表	平成20年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調	4
家』	屋に	:関す	する概要調書等報告書	
第	21	表	納税義務者数に関する調	4
第	22	表	総括表	4
第	23	表	所有者区分による家屋に関する調	4
第	24	表	木造家屋に関する調	4
第	25	表	木造以外の家屋に関する調(1)事務所,店舗,百貨店,銀行	4
第	26	表	木造以外の家屋に関する調(2)住宅,アパート	4
第	27	表	木造以外の家屋に関する調(3)病院,ホテル	4

第	28	表	木造以外の家屋に関する調(4)工場,倉庫,市場	50
第	29	表	木造以外の家屋に関する調(5)その他	5′
第	30	表	木造以外の家屋に関する調(6)合計	52
第	31	表	新増分家屋に関する調(1)木造家屋	53
第	32	表	新増分家屋に関する調(2)木造以外の家屋	54
第	33	表	減少分家屋に関する調(1)木造家屋	56
第	34	表	減少分家屋に関する調(2)木造以外の家屋	57
第	35	表	課税標準額等に関する調(その1)	58
第	36	表	課税標準額等に関する調(その2)	59
第	37	表	法附則第16条の規定による軽減税額等に関する調	60
第	38	表	建築年次区分による家屋に関する調	6′
第	39	表	家屋の変動に関する調	62
第	40	表	法附則第16条第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分に関する調(平成19年度に新たに軽減の対象となったものについて)	63
第	41	表	法附則第16条第1項及び第2項の減額適用を受けなかった住宅の個数に関する調(平成19年度に新たに課税の対象となったものについて)	64
第	42	表	新築住宅に関する調	65
第	43	表	法附則第16条の2の規定による軽減税額等に関する調	66
			説に関する調報告書	
第	51	表	都市計画区域及び課税区域に関する調	68
第第	51 52	表表	都市計画区域及び課税区域に関する調 納税義務者数に関する調	69
第第第	51 52 53	表表表	都市計画区域及び課税区域に関する調 納税義務者数に関する調 地積及び床面積等に関する調	69 70
第第第第	51 52 53 54	表表表表	都市計画区域及び課税区域に関する調 納税義務者数に関する調 地積及び床面積等に関する調 決定価格及び課税標準額に関する調	69 70 7
第第第第第	51 52 53 54 55	表表表表表	都市計画区域及び課税区域に関する調納税義務者数に関する調地積及び床面積等に関する調決定価格及び課税標準額に関する調決定価格及び課税標準額に関する調平成20年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調	69 70
第第第第第	51 52 53 54 55	表表表表表	都市計画区域及び課税区域に関する調 納税義務者数に関する調 地積及び床面積等に関する調 決定価格及び課税標準額に関する調	69 70 77 73
第第第第第第第	51 52 53 54 55 56 57	表表表表表表表	都市計画区域及び課税区域に関する調 納税義務者数に関する調 地積及び床面積等に関する調 決定価格及び課税標準額に関する調 平成20年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調 課税標準の特例に関する調	69 70 72 74 76
第第第第第第第第	51 52 53 54 55 56 57 58	表表表表表表表表	都市計画区域及び課税区域に関する調納税義務者数に関する調地積及び床面積等に関する調決定価格及び課税標準額に関する調決定価格及び課税標準額に関する調平成20年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調課税標準の特例に関する調まれた。	69 70 77 73 74 76 88
第第第第第第第第第	51 52 53 54 55 56 57 58 59	表表表表表表表表表	都市計画区域及び課税区域に関する調納税義務者数に関する調地積及び床面積等に関する調決定価格及び課税標準額に関する調決定価格及び課税標準額に関する調平成20年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調課税標準の特例に関する調に関する調に対して、一般住宅用地で、一般に対して、一般に対し、一般に対して、一般に対し、一般に対し、対し、一般に対し、一般に対し、対し、一般に対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対	69 70 77 72 76 88 87
第第第第第第第第第	51 52 53 54 55 56 57 58 59	表表表表表表表表表	都市計画区域及び課税区域に関する調納税義務者数に関する調地積及び床面積等に関する調決定価格及び課税標準額に関する調決定価格及び課税標準額に関する調平成20年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調課税標準の特例に関する調まれた。	69 70 77 73 74 76 85 87
第第第第第第第第第第第	51 52 53 54 55 56 57 58 59 60	表表表表表表表表表表	都市計画区域及び課税区域に関する調納税義務者数に関する調地積及び床面積等に関する調決定価格及び課税標準額に関する調決定価格及び課税標準額に関する調平成20年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調課税標準の特例に関する調に関する調に対して、一般住宅用地で、一般に対して、一般に対し、一般に対して、一般に対し、一般に対し、対し、一般に対し、一般に対し、対し、一般に対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対	69 70 77 72 76 88 87
第第第第第第第第第第第	51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61	表表表表表表表表表表	都市計画区域及び課税区域に関する調納税義務者数に関する調地積及び床面積等に関する調決定価格及び課税標準額に関する調平成20年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調課税標準の特例に関する調宅地等の負担調整に関する調(小規模住宅用地・一般住宅用地)宅地等の負担調整に関する調(商業地等・宅地計・その他)宅地等の負担調整に関する調(その他・合計)農地の負担調整に関する調	69 70 77 73 74 76 85 87
第第第第第第第第第第 價	51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61	表表表表表表表表表表 産	都市計画区域及び課税区域に関する調 納税義務者数に関する調 地積及び床面積等に関する調 決定価格及び課税標準額に関する調 平成20年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調 課税標準の特例に関する調 宅地等の負担調整に関する調(小規模住宅用地・一般住宅用地) 宅地等の負担調整に関する調(商業地等・宅地計・その他)	69 70 77 73 74 76 85 87

第	71	表	償却資産の価格等に関する調(個人分)	94
第	72	表	償却資産の価格等に関する調(法人分)	95
第	73	表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(法第349条の3関係)	96
第	74	表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(1)(法附則第15条関係)	99
第	75	表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(2)(法附則第15条関係)	101
第	76	表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(法附則第15条の2,法附則第15条の3,旧法附則第16条の2)	103
第	78	表	償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計)	104
第	79	表	償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分)	105
第	80	表	償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法人分)	106
	~-	<u> </u>		
ф	山村	父们	才金に関する概要調書等報告書	
			平成19年度 市町村交付金の交付額等に関する調	107

土地に関する概要調書報告書

地 1	!方么]共2	表番号				
2	8	1	0	0	0	0	1

平成19年度土地に関する概要調書報告書 第1表 納税義務者数に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

					-	(1)	(2)	(3)
個 人・法人の別	\boxtimes	分 /	行 9	番	号	総数 12	(人) (1)	法定免税点未満 のもの(人) 19(イ) - (ハ) (ロ)	法定免税点以上 のもの(人) 26 (ハ) 32
個	人		0	1	0		280,726	12,594	268,132
法	人		0	2	0		15,103	885	14,218
計			0	3	0		295,829	13,479	282,350

-1-

坦 1	表番号						
2	8	1	0	0	0	0	2

第2表 総 括 表

都	道系	守 県	名	兵庫県	
市	町	村	名	神戸市	_

_						(1)	(2)	(3)	(4)				(5)	(6)	(7)				(8)	(9)	(10)
		区分					地	積					決	定 価	格				課和		集 額
地	E		行	番	号	非課税地積	評価総地積	法定免税点未満 のもの(ロ)-(二)	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満 のもの(ホ)-(ト)	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満 のもの(チ)-(ヌ)	法定免税点以上のもの
16			9	1		₁₂ (m²)(イ)	27 (m²)(□)	42 (m²)(八)	₅₇ (m²)(二) ₇₁	9			12 (千円)(ホ)	27 (千円)(へ)	42(千円)(ト)56	9		1	12 (千円)(チ)	27 (千円)(リ)	42(千円)(ヌ)56
	_	- 般 田	0	1	0	2,274,796	43,881,630	1,443,318	42,438,312	0	1	1	6,163,767	193,127	5,970,640	0	1	2	5,805,005	181,588	5,623,417
Ш	介 市:	在 田 ・ 街 化 区 域 田	0	2	0	59,909	1,263,198	755	1,262,443	0	2	1	26,961,962	9,489	26,952,473	0	2	2	8,961,537	2,874	8,958,663
-km	_	- 般 畑	0	3	0	963,319	4,901,343	418,079	4,483,264	0	3	1	350,630	29,946	320,684	0	3	2	322,925	27,395	295,530
畑	介 市		0	4	0	5,980	319,362	588	318,774	0	4	1	11,077,346	7,322	11,070,024	0	4	2	3,868,297	2,430	3,865,867
-	· / 住		0	5	0		52,439,944	116,920	52,323,024	0	5	1	4,250,881,136	4,389,334	4,246,491,802	0	5	2	700,969,477	723,511	700,245,966
宅	_	般住宅用地	0	6	0		7,850,457	3,304	7,847,153	0	6	1	402,247,645	71,002	402,176,643	0	6	2	132,413,460	23,008	132,390,452
地	住 以		0	7	0		35,726,361	4,673	35,721,688	0	7	1	2,537,955,638	55,108	2,537,900,530	0	7	2	1,744,451,778	37,514	1,744,414,264
		計	0	8	0	17,755,559	96,016,762	124,897	95,891,865	0	8	1	7,191,084,419	4,515,444	7,186,568,975	0	8	2	2,577,834,715	784,033	2,577,050,682
	塩	田	0	9	0	0				0	9	1				0	9	2			
	鉱	泉 地	1	0	0	277	364	19	345	1	0	1	32,076	236	31,840	1	0	2	31,565	236	31,329
	池	2 沼	1	1	0	183,473	119,444	4,757	114,687	1	1	1	81,499	672	80,827	1	1	2	55,662	496	55,166
山	_	般 山 林	1	2	0	38,926,847	84,657,726	9,846,265	74,811,461	1	2	1	1,316,178	152,757	1,163,421	1	2	2	1,296,366	152,190	1,144,176
林	介	在山林	1	3	0	654,243	5,053,777	194,834	4,858,943	1	3	1	9,013,737	93,250	8,920,487	1	3	2	5,951,926	57,357	5,894,569
	牧	場	1	4	0	0	0	0	0	1	4	1	0	0	0	1	4	2	0	0	0
	原	野野	1	5	0	1,914,735	5,025,180	493,742	4,531,438	1	5	1	2,374,622	46,701	2,327,921	1	5	2	1,622,769	28,924	1,593,845
	ゴル	レフ場の用地	1	6	0	56,092	12,040,094	76	12,040,018	1	6	1	41,827,057	236	41,826,821	1	6	2	29,255,895	165	29,255,730
	遊園	園地等の用地	1	7	0	825	41,292	0	41,292	1	7	1	1,037,362	0	1,037,362	1	7	2	726,154	0	726,154
雑		単 体 利 用	1	8	0	473,127	2,065,853	15	2,065,838	1	8	1	58,376,438	138	58,376,300	1	8	2	40,735,936	95	40,735,841
	鉄	小規模住宅用地	1	9	0			0		1	9	1		0		1	9	2		0	
種	道	複 一般住宅用地 利 住宅用地以外	2	0	0			0		2	0	1		0		2	0	2		0	
	用り	利 住宅用地以外	2	1	0			0		2	1	1		0		2	1	2		0	
地		計	2	2	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	0	2	2	2	0	0	0
J 215	そ 0	の他の雑種地	2	3	0	89,714,359	13,271,935	370,125	12,901,810	2	3	1	174,156,291	261,292	173,894,999	2	3	2	118,986,785	181,432	118,805,353
		計	2	4	0	90,244,403	27,419,174	370,216	27,048,958	2	4	1	275,397,148	261,666	275,135,482	2	4	2	189,704,770	181,692	189,523,078
	そ	の 他	2	5	0	130,908,499				2	5	1				2	5	2			
	合	計	2	6	0	283,892,040	268,657,960	12,897,470	255,760,490	2	6	1	7,523,853,384	5,310,610	7,518,542,774	2	6	2	2,795,455,537	1,419,215	2,794,036,322
		の他	2	5	0	130,908,499				2	5	1				2	5	2			

· 地	たん	表番号					
2	8	1	0	0	0	0	2

第2表 総 括 表 (つづき)

都	道系	見	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

				•			(11)	(12)	(13)	(14)		(15)
			区分					筆	数		単 位 当 1	こり 価格
地		▮		行	番	号	非課税地筆数	評価総筆数	法定免税点未満 のもの(ヲ)-(カ)	以上のもの	平均価格 <u>(赤)</u>	最高価格
\vdash	I			9			12 (筆)(ル)	27 (筆)(ヲ)	\ . / \ . /	57 (筆)(力)		72 (円 / m²)(夕) 80
			般田	0	1	3	10,493	54,534	2,896	51,638	140	151
	市	介 i 街	在 田 · 化 区 域 田	0	2	3	288	3,352	27	3,325	21,344	184,338
ŀШ		_	般 畑	0	3	3	1,946	10,140	1,069	9,071	72	72
畑	: 市	介 · 街	在 畑 ・ 化 区 域 畑	0	4	3	49	1,375	32	1,343	34,686	160,770
1	,	小 住	規模 宅用地	0	5	3		332,924	4,318	328,606	81,062	1,190,772
宅	_		住宅用地	0	6	3		88,289	358	87,931	51,239	496,000
地		住 人 外	宅 用 地	0	7	3		76,080	339	75,741	71,039	1,594,812
			計	0	8	3	40,779	497,293	5,015	492,278	74,894	1,594,812
		塩	田	0	9	3	0					
	鉱		泉 地	1	0	3	3	53	1	52	88,121	2,465,600
		池	沼	1	1	3	238	289	13	276	682	44,012
山	-	_	般 山 林	1	2	3	11,818	28,651	6,843	21,808	16	16
林	-:	介	在山林	1	3	3	452	5,382	647	4,735	1,784	70,070
		牧	場	1	4	3	0	0	0	0	0	0
		原	野	1	5	3	2,402	7,823	1,353	6,470	473	75,609
	ゴ	ル:	フ場の用地	1	6	3	68	3,279	1	3,278	3,474	19,855
+ 4-	遊	園」	地等の用地	1	7	3	2	4	0	4	25,123	25,123
雑		単	体 利 用	1	8	3	846	3,638	3	3,635	28,258	293,803
	鉄軌		小規模住宅用地	1	9	3			0		0	
種	道	複合	一般住宅用地	2	0	3			0		0	
	用地	利	住宅用地以外	2	1	3			0		0	
地	Ĺ		計	2	2	3	0	0	0	0	0	0
٥٠	そ	の f	也の雑種地	2	3	3	74,471	25,625	2,474	23,151	13,122	607,200
			計	2	4	3	75,387	32,546	2,478	30,068	10,044	607,200
	そ		の 他	2	5	3						
		合	計	2	6	3	143,855	641,438	20,374	621,064	28,005	

	表番号						
地	7 · 9						
2	8	1	0	0	0	0	3

第3表 納税義務者区分による土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	引県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
		区分				納税義	務 者 数	地	積	決 定	価 格
地		_	行	番	号	個 人	法人	個 人	法 人	個人	法人
	ı		9			12 (人)(イ)	22 (人)(口)	32 (m²)(八)	44 (m²)(=)	56 (千円)(ホ)	68 (千円)(へ) 79
		一 般 田	0	1	0	7,755	27	42,408,254	30,058	5,966,843	3,797
	市	ト 在 田 ・ 街 化 区 域 田	0	2	0	1,320	18	1,254,642	7,801	26,815,894	136,579
畑		一 般 畑	0	3	0	3,853	17	4,423,374	59,890	316,390	4,294
λЩ		街 化 区 域 畑	0	4	0	869	13	314,670	4,104	10,970,011	100,013
		小 規 模 主 宅 用 地	0	5	0	248,794	6,098	46,407,931	5,915,093	3,714,723,873	531,767,929
宅	_	般住宅用地	0	6	0	67,296	1,006	7,451,801	395,352	375,745,497	26,431,146
地	住以		0	7	0	29,559	9,832	8,685,748	27,035,940	678,118,187	1,859,782,343
		計	0	8	0	345,649	16,936	62,545,480	33,346,385	4,768,587,557	2,417,981,418
	ţ	鱼 田	0	9	0	/	\setminus		\setminus	\setminus	
	鉱	泉 地	1	0	0	15	29	105	240	3,982	27,858
	ì	也 沼	1	1	0	27	33	20,067	94,620	39,793	41,034
山	_	- 般 山 林	1	2	0	4,525	392	44,000,187	30,811,274	684,042	479,379
林	ſ	入 在 山 林	1	3	0	1,460	374	2,076,319	2,782,624	3,194,813	5,725,674
	4	牧 場	1	4	0	0	0	0	0	0	0
	J.	原 野	1	5	0	2,359	183	2,511,139	2,020,299	1,561,529	766,392
	ĭ	ルフ場の用地	1	6	0	187	34	2,221,208	9,818,810	6,369,280	35,457,541
	遊	園地等の用地	1	7	0	1	0	41,292	0	1,037,362	0
雑		単 体 利 用	1	8	0	5	34	1,854	2,063,984	55,896	58,320,404
	鉄軌	小規模住宅用地	1	9	0						
種	道	複 一般住宅用地	2	0	0						
	用 地	利 住宅用地以外	2	1	0						
地		計	2	2	0	0	0	0	0	0	0
	そ	の他の雑種地	2	3	0	8,263	1,436	5,372,355	7,529,455	70,039,377	103,855,622
		計	2	4	0	8,456	1,504	7,636,709	19,412,249	77,501,915	197,633,567
	î	合 計	2	5	0	376,288	19,526	167,190,946	88,569,544	4,895,642,769	2,622,900,005

1 地	表番号						
2	8	1	0	0	0	0	3

第3表 納税義務者区分による土地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

							(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
			区分				課税が	票 準 額		筆	数				価格
		\	<u> </u>	行	番	号	個人	法人	個	人	法人	平均	価格	最高	価格
地		目		9			12 (千円)(ト)			(筆)(川)		(ホ) 個 人 (ハ) (円 / ㎡) (ル)	(へ) (二) (円 / ㎡)(ヲ)	個 人 56 (円/㎡)(ワ)	法 67 (円 / ㎡)(カ) 77
_		_	般 田	0	1	1	5,620,212	3,205		51,567	7	141	126	151	151
田			在 田 ・ 化 区 域 田	0	2	1	8,904,525	54,138		3,293	3.	21,373	17,508	184,338	45,834
畑		_	般 畑	0	3	1	291,909	3,621		9,019	5.	72	72	72	72
ΛЩ			在 畑 ・ 化 区 域 畑	0	4	1	3,817,137	48,730		1,322	2	34,862	24,370	160,770	47,341
		小 主 :	模 宅用地	0	5	1	612,334,304	87,911,662		314,411	14,19	80,045	89,900	967,189	1,190,772
宅			住宅用地	0	6	1	123,663,625	8,726,827		85,673	2,25	50,423	66,855	496,000	419,201
地		主 : し 外	宅 用 地 の 宅 地	0	7	1	472,452,466	1,271,961,798		46,737	29,00	78,073	68,789	1,571,440	1,594,812
			計	0	8	1	1,208,450,395	1,368,600,287		446,821	45,45	76,242	72,511	1,571,440	1,594,812
	;	塩	田	0	9	1									
	鉱		泉 地	1	0	1	3,932	27,397		15	3	7 37,924	116,075	861,963	2,465,600
	j	池	沼	1	1	1	27,968	27,198		42	23	1,983	434	44,012	15,801
山	-	– f	般 山 林	1	2	1	679,331	464,845		18,292	3,51	16	16	16	16
林	1	ो व	在 山 林	1	3	1	2,072,445	3,822,124		2,858	1,87	1,539	2,058	70,070	66,710
	!	牧	場	1	4	1	0	0		0		0	0	0	0
	J	原	野	1	5	1	1,061,193	532,652		5,309	1,16	622	379	75,609	72,052
	ゴ	ルコ	フ場の用地	1	6	1	4,458,496	24,797,234		754	2,52	2,867	3,611	3,500	19,855
ħ#	遊	園均	地等の用地	1	7	1	726,154	0		4		25,123	0	25,123	0
雑		単	体 利 用	1	8	1	39,043	40,696,798		6	3,62	30,149	28,256	37,543	293,803
	鉄軌	L	小規模住宅用地	1	9	1						0	0		
種	道用	複合	一般住宅用地	2	0	1						0	0		
	地	利用	住宅用地以外	2	1	1						0	0		
地			計	2	2	1	0	0		0		0	0	0	0
	そ	の ft	也の雑種地	2	3	1	48,249,135	70,556,218		15,407	7,74	13,037	13,793	170,000	607,200
			計	2	4	1	53,472,828	136,050,250		16,171	13,89	7 10,149	10,181	170,000	607,200
	1	合	計	2	5	1	1,284,401,875	1,509,634,447		554,709	66,35	29,282	29,614		

地1	方と	۲	表 	≸号 8			
2	8	8 1 0 0 0					4

第4表 宅地に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

_		→		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
	☒			納税義	務 者 数	地	積	決 定	価 格	
爿	分区	行 番	号	個人	法人	個人	法 人	個人	法人	最高価格地の所在
	別	9		12 (人)	22 (人)	$_{32}$ $(m^2)(1)$	$_{44}$ $(m^2)(\square)$	56 (千円)(八)	68 (千円)(二) 79	9
商	繁華街	0 1	0	309	140	34,021	28,190	16,874,492	14,795,692	2 中央区北長狭通1丁目
業	수 후 후 봤 나 다	0 2	0	362	502	109,006	710,939	39,436,775	280,476,643	3 中央区小野柄通8丁目
地		0 3	0	453	307	45,726	340,517	19,892,720	100,865,770	中央区三宮町1丁目
	肯迪尚耒地区	0 4	0	6,363	1,696	1,148,343	1,319,647	224,022,645	231,016,987	7 中央区北長狭通3丁目
X	R I	0 5	0	7,487	2,645	1,337,096	2,399,293	300,226,632	627,155,092	2 中央区三宮町1丁目
住	併用住宅地区	0 6	0	12,733	2,417	3,361,022	2,338,321	402,445,597	256,231,935	5 中央区中山手通1丁目
宅	高級住宅地区	0 7	0	1,397	98	442,968	114,065	73,021,619	16,805,524	
地		0 8	0	221,224	6,358	46,932,722	9,478,578	3,672,980,123	695,659,448	東灘区岡本2丁目
X	計	0 9	0	235,354	8,873	50,736,712	11,930,964	4,148,447,339	968,696,907	7 中央区中山手通1丁目
I	大工場地区	1 0	0	149	787	91,128	11,867,220	3,979,968	497,103,017	7 中央区港島6丁目
業		1 1	0	7,473	1,777	1,564,519	4,522,915	125,814,002	265,131,234	4 長田区一番町1丁目
地	家内工業地区	1 2	0	0	0	0	0	0	0	0
X	計	1 3	0	7,622	2,564	1,655,647	16,390,135	129,793,970	762,234,251	1 長田区一番町1丁目
村	集団地区	1 4	0	6,475	343	2,055,882	279,063	66,018,310	10,770,365	5 須磨区多井畑字地獄谷
落地	村落地区	1 5	0	11,698	768	6,331,833	1,969,106	117,042,829	35,905,168	3 須磨区多井畑字渋人谷上
X	計	1 6	0	18,173	1,111	8,387,715	2,248,169	183,061,139	46,675,533	3 須磨区多井畑字地獄谷
í	朗 光 地 区	1 7	0	369	129	91,960	256,649	6,221,628	12,914,456	6 兵庫区福原町
	業用施設の用に供 す る 宅 地	1 8	0	762	21	333,014	121,175	822,748	305,179	9 北区八多町附物
生店	産緑地地区内の宅地	1 9	0	29	0	3,336	0	14,101	0	0
	合 計	2 0	0	269,796	15,343	62,545,480	33,346,385	4,768,587,557	2,417,981,418	中央区三宮町1丁目
	-) 4 「曲光田坊			1 11 100 1	14 国ウ次安顿/2			. // 15 1 1 1		

-6-

⁽注) 1 . 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

^{2.「}生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

地 1	!方么	2共公]体:] –	ド	表都 7	番号 8
2	8	1	0	0	0	0	4

第4表 宅地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

			-		(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
	N E				課税	票準額	筆	数	単位			西格
圤	分	行	番	号	個 人	法人	個人	法人	平 均 個 人	<u>価格</u> (-) 法人	最 高 個 人	<u>価格</u> 法人
	別	9			12 (千円)	24 (千円)	36 (筆)	46 (筆)	(/\)	(<u>—</u>)	(TT (²)	67 (円/m²) 77
商	繁 華 街	0	1	1	11,017,611	10,009,877	472	329	496,002	524,856	856,000	1,006,450
業	高度商業地区	0	2	1	16,249,267	189,534,482	516	1,348	361,785	394,516	912,600	1,292,988
地	高度商業地区	0	3	1	10,248,449	69,087,776	662	631	435,042	296,214	1,571,440	1,594,812
	普通商業地区	0	4	1	77,368,215	132,859,554	8,921	3,672	195,083	175,060	576,161	571,692
X	計	0	5	1	114,883,542	401,491,689	10,571	5,980	224,536	261,392	1,571,440	1,594,812
住	併用住宅地区	0	6	1	135,808,515	142,737,273	18,434	5,238	119,739	109,579	357,000	349,860
宅	高級住宅地区	0	7	1	16,710,121	6,073,488	1,816	204	164,846	147,333	262,050	246,150
地	普通住宅地区	0	8	1	821,214,353	276,345,915	274,243	19,378	78,261	73,393	281,776	280,450
\boxtimes	計	0	9	1	973,732,989	425,156,676	294,493	24,820	81,764	81,192	357,000	349,860
I	大工場地区	1	0	1	2,601,749	325,730,622	202	1,702	43,674	41,889	66,601	71,714
業	中小工場地区	1	1	1	52,524,374	177,918,888	10,387	4,203	80,417	58,620	178,790	180,332
地	家内工業地区	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
\boxtimes	計	1	3	1	55,126,123	503,649,510	10,589	5,905	78,395	46,506	178,790	180,332
村	集団地区	1	4	1	21,547,411	6,122,736	9,977	830	32,112	38,595	113,050	113,050
落地	村落地区	1	5	1	39,654,686	23,917,104	23,446	2,210	18,485	18,234	74,480	74,480
X	計	1	6	1	61,202,097	30,039,840	33,423	3,040	21,825	20,762	113,050	113,050
看	見光 地区	1	7	1	2,923,020	8,056,579	586	497	67,656	50,320	170,888	173,385
農業	美用施設の用に供 ける宅地	1	8	1	572,873	205,993	1,058	75	2,471	2,518	5,250	2,550
生產	縁地地区内の宅地	1	9	1	9,751	0	34	0	4,227	0		
	合 計	2	0	1	1,208,450,395	1,368,600,287	350,754	40,317	76,242	72,511	1,571,440	1,594,812

⁽注) 1 . 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

^{2.「}生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

世 1	方を	公共団体コー			۲	表都 7	号 8
2	8	1	0	0	0	0	5

第5表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道	府 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	((5)
		区分	行	香	号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆	数
		T	9			12 (人)		39 (千円)		69	(筆) 80
		負担水準1.0以上	0		0	204,682	37,524,238				257,189
	<u>۱</u> ۱	負担水準0.95以上1.0未満	0	_	0	29,184	5,294,202	577,971,111	94,616,758		35,100
	45	負担水準0.9以上0.95未満	0		0	10,253	1,808,367	144,060,627	22,225,847		12,059
	規	負担水準0.85以上0.9未満	0		0	5,458	1,150,321	90,190,572			6,458
	+#	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	2,211	494,537	34,732,207	4,794,092		2,748
	模	負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	341	57,556		654,431		426
	住	負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0	85	15,629	1,197,468	154,946		101
	IT	負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	47	14,134	, ,	136,093		68
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0	116	,	, ,	,		160
	U	負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	37	6,767	628,722	66,135		50
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0	12	,		9,295		16
		負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0	10	,	76,327	6,739		11
	地	負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0	2	2,312		,		5
		負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0	4	879		1,136		5
宅	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	1		0	3		,	2,698		3
		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0	6		19,635	1,075		6
	個	負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0	5	342	- , -	678		5
		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0	1	8	337	14		1
	人	負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0						
		負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0						
	_	負担水準0.05未満	2	1	0						
		計	2	2	0	252,457	46,407,931	3,714,723,873	612,334,304		314,411
		負担水準1.0以上	2	3	0	5,180	5,075,129	,,	72,609,134		11,770
	小	負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0	928	559,389	, ,	11,676,241		1,651
	+=	負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0	198	129,374	, ,	1,707,111		392
	規	負担水準0.85以上0.9未満	2		0	112	72,663	7,361,128	1,074,420		174
	抽	負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0	60	39,418	-,,	491,482		110
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0	22	16,827	1,423,328	189,777		32
Life.	住	負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0	5	767	83,488	10,683		- 6
地	IT	負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0	9	, -	718,347	86,577		26
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0	8	-,	255,698	29,088		12
	U	負担水準0.55以上0.6未満	3		0	3					
	用	負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0	3	,		7,764		
		負担水準0.45以上0.5未満	3	4	0	0	•	v			(
	地	負担水準0.4以上0.45未満	3		0	1	200				
		負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0	0	0	v	0		(
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	3	7	0	3		,	,		3
		負担水準0.25以上0.3未満	3	_	0	0	-	0	ŭ		(
	法	負担水準0.2以上0.25未満	3		0	1	400	17,514	747		2
		負担水準0.15以上0.2未満	4	0	0						
	人	負担水準0.1以上0.15未満	4	1	0						
	\cup	負担水準0.05以上0.1未満	4	2	0						
	_	負担水準0.05未満	4	3	0						
		計	4	4	0	6,533	5,915,093	531,767,929	87,911,662		14,195

地 1	方を	共区	団体:] –	۴	表都 7	号。
2	8	1	0	0	0	0	5

第5表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	見	名	兵庫県
市	囲丁	村	名	神戸市

		——				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		区 分	j f	亍 番	号	納税義務者数	地 積 24 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課税標準額 (千円) 6	筆 数	数 (筆) 80
		負担水準1.0以上	4	5	0	54,415	5,904,389	281,931,657	93,977,219		8,775
	_	負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	6,897	829,958	61,208,108	20,039,287		8,585
		負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	3,493	382,849	16,679,504	5,152,662		4,228
	舟殳	負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	2,270	223,665	10,222,797	2,996,819		2,677
	Zei	負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	858	79,015	3,954,506	1,094,622		1,045
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	161	8,510	375,705	100,188		188
		負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	45	2,214	138,948	36,208		51
	宅	負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	18	2,517	52,100	12,628		25
	-	負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	30	8,915	649,608	146,118		46
	_	負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	18	4,946	370,295	78,944		23
	用	負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0	8	1,857	97,817	18,866		12
	1.0	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	7	657	25,633	4,549		7
	地	負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	1	85	6,636	1,081		1
		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0	5	1,879	23,959	3,572		6
宅		負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	0	0	0	0		0
-5		負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	1	284	6,594	720		1
	個	負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0	3	61	1,630	142		3
		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0		-	,			
	人	負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0						
		負担水準0.05以上0.1未満	6	_	_						
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	6	5	0						
		計	6	6	0	68,230	7,451,801	375,745,497	123,663,625	8	5,673
		負担水準1.0以上	6	7	0	839	330,177	19,919,994	6,639,998		1,883
	l _	負担水準0.95以上1.0未満	6	8	0	136	43,396	5,417,691	1,783,924		253
		負担水準0.9以上0.95未満	6	9	0	41	8,138	478,487	148,241		60
	般	負担水準0.85以上0.9未満	7	0	0	19	5,365	227,840	66,324		21
	月又	負担水準0.8以上0.85未満	7	1	0	11	2,056	153,324	42,552		23
	/÷	負担水準0.75以上0.8未満	7	2	0	0	0	0	0		0
	住	負担水準0.7以上0.75未満	7	3	0	0	0	0	0		0
地		負担水準0.65以上0.7未満	7	4	0	1	1,542	94,746	22,465		3
76	宅	負担水準0.6以上0.65未満	7	5	0	2	281	20,187	4,515		2
		負担水準0.55以上0.6未満	7	6	0	0	0	0	0		0
	用	負担水準0.5以上0.55未満	7	7	0	2	1,280	52,003	9,972		4
		負担水準0.45以上0.5未満	7	8	0	0	0	0	0		0
	地	負担水準0.4以上0.45未満	7	9	0	1	2,584	34,914	5,542		1
		負担水準0.35以上0.4未満	8	0	0	0	0	0	0		0
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	8	1	0	1	145	14,453	1,806		6
		負担水準0.25以上0.3未満	8	2	0	0	0	0	0		C
	法	負担水準0.2以上0.25未満	8		0	1	170	5,694	504		
		負担水準0.15以上0.2未満	8		0	1	218	-,	984		1
	人	負担水準0.1以上0.15未満	8		0	'	210	,010	001		
	^`	負担水準0.05以上0.1未満	8								
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	8	_	0						
		240-241	8		0	4 055	205 250	26 424 440	0 700 007		2 250
	<u> </u>	計	8	8	U	1,055	395,352	26,431,146	8,726,827		2,258

地 1	!方么]共2]体:]-	۲	表看 7	番号 8
2	8	1	0	0	0	0	6

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(:	(5)
		区 分	行	番	묵	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課税標準額	筆	数
			9			12 (人)				69	(筆)80
		負担水準0.7超	0	_	0	18,406		359,470,425			29,049
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	0	_	0	11,976		305,894,547	, ,		16,765
	_	負担水準0.6以上0.65未満	0	_	0	372	,	7,965,314			545
		負担水準0.55以上0.6未満	0			116		1,343,141	•		145
		負担水準0.5以上0.55未満	0	-	0	66		1,874,911			105
		負担水準0.45以上0.5未満	0		0	74	· '	1,430,337	,		90
	יוע	負担水準0.4以上0.45未満	0		0	8	, -	55,594	•		11
		負担水準0.35以上0.4未満	0	_	0	6		29,796			14
		負担水準0.3以上0.35未満	0		0	2		5,660	,		2
	_	負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0	3		9,108	•		3
宅		負担水準0.2以上0.25未満	1		0	6	.,	24,131	6,433		6
		負担水準0.15以上0.2未満	1		0	2	608	15,223	3,805		2
		負担水準0.1以上0.15未満	1		0						
	人	負担水準0.05以上0.1未満	1		0						
	()	負担水準0.05未満	1		0						
		計	1	Ť	0	31,037	8,685,748	678,118,187			46,737
		負担水準0.7超	1		0	6,283	, , ,	1,087,155,126			17,391
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1	_	0	4,455		704,002,733			11,021
		負担水準0.6以上0.65未満	1		0	179		39,447,475			334
		負担水準0.55以上0.6未満	2			58		21,153,320			144
Lil.	地	負担水準0.5以上0.55未満	2		0	18	,				54
地		負担水準0.45以上0.5未満	2		0	17	,	602,781	,		35
		負担水準0.4以上0.45未満 1.4以上0.45未満	2			5	· '	64,275	,		8
	の	負担水準0.35以上0.4未満	2			5	989	32,999	•		5
	宅	負担水準0.3以上0.35未満	2		0	4	4,195	52,353			8
		負担水準0.25以上0.3未満	2		0	1	291	24,316	•		1
		負担水準0.2以上0.25未満	2		0	1	511	13,602	,		2
		負担水準0.15以上0.2未満	2			1	14	1,760	439		1
		負担水準0.1以上0.15未満	2		0						
	人	負担水準0.05以上0.1未満	3		0						
	()	負担水準0.05未満	3		0						
		計	3	2	0	11,027	27,035,940	1,859,782,343	1,271,961,798		29,004

-10-

世1	方と]共]体:]-	ド	表都 7	番号。
2	8	1	0	0	0	0	7

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番 -	号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
			9			12 (人)				
宅		負担水準0.7超	0		0	465	191,926			597
地		負担水準0.65以上0.7以下	0		0	343	129,040	·		409
		負担水準0.6以上0.65末満	0	3	0	24				39
		負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	6	4,444	11,233	6,740	13
農		負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0					
地		負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0					
		負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0					
, T		負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0					
造		負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0					
成		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0					
費		負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0					
٤		負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0					
し	, L	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0					
て	$\stackrel{\wedge}{\circ}$	負担水準0.05未満	1	5	0					
評		計	1	6	0	838	333,014			1,058
		負担水準0.7超	1	7	0	9	, -	85,564		16
価	÷	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	12		142,397		44
さ		負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	2	907	2,312	1,490	3
n		負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	2	29,375	74,906	44,943	12
る		負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0					
	以	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0					
農	外	負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0					
業	ァ の	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0					
用		負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0					
	宅	負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0					
施	地	負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0					
設	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0					
用		負担水準0.1以上0.15未満	2	_	0					
地	14	負担水準0.05以上0.1未満	3	_	0					
		負担水準0.05未満	3	1	0					
)	計	3	2	0	25	121,175	305,179	205,993	75

-11-

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 第7表010行2列 + 第7表330行2列

±± 1	方と]共]体:]-	۲	表看 7	番号 8
2	8	1	0	0	0	0	7

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		——				(1)		(2)		(3	3)			(4	.)		((5)
		区 分	行	番号	叩	納税義務者数		地 積	決	定	価	格	課	税標	準 額	į	筆	数
			9		,	12 (人)		(m ²)	39		(千円)	54		(千円) 69		(筆) 80
宅		負担水準0.7超	3		0	10		1,243				1,816			3,37			13
地	宅	負担水準0.65以上0.7以下	3		0	18		1,929			8	3,867			6,11			19
$\overline{}$		負担水準0.6以上0.65未満	3		0	1		164				418			26	66		2
農	用	負担水準0.55以上0.6未満	3		0													
地	地	負担水準0.5以上0.55未満	3		0													
	以	負担水準0.45以上0.5未満	3		0													
+		負担水準0.4以上0.45未満	3		0													
造	Ø	負担水準0.35以上0.4未満	4		0													
成	宅	負担水準0.3以上0.35未満	4		0													
費		負担水準0.25以上0.3未満	4		0													
ح		負担水準0.2以上0.25未満	4		0											_		
し		負担水準0.15以上0.2未満	4		0											_		
て	個	負担水準0.1以上0.15未満	4		0											_		
評	人	負担水準0.05以上0.1未満	4		0											_		
価		負担水準0.05末満	4		0	22		0.000										0.4
		言十 在 + □ + 以 ** * * * * * * * * 	4		0	29		3,336			14	1,101			9,75	1		34
<u>ੇ</u>	住	負担水準0.7超	4		0											_		
れ	宅	負担水準0.65以上0.7以下	5		0											_		
る	用	負担水準0.6以上0.65未満	5	-	0											_		
生	地	負担水準0.55以上0.6未満	5		0											_		
産	_	負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満	5		0											-		
緑			5		0											-		
地		負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満	5		0											+		
地	の		5	_	0											+		
X X	宅	負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満	5	- 1	0											+		
		貝担小年0.20以上0.3木油 各中水油0.2以上0.35丰港	5		0											+		
内	~ °	負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満	5		0		-									+		
の		負担水準0.15以上0.2木満 負担水準0.1以上0.15未満	6		0		-									+		
宅			6		-											+		
地	人	負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満			0		-									+		
J	$\overline{}$	員担水準U.U5木満 計			0	0		0				0				0		C
		및 기계			0	-		U								U		U

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 第7表010行2列 + 第7表330行2列

地 1	方を	۲	表番号				
2	8	1	0	0	0	0	8

第8表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行	番	号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		9	#	_	12 (人)	$_{24}$ (m^2)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	0	1	0	265,116	48,833,933	3,594,172,274	649,337,320	339,617
宅	引き下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	0	2	0	24,689	27,891,977	1,446,625,551	1,012,637,885	46,440
地	税負担据置のもの	0	3	0	79,111		2,095,846,736		104,249
-	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	0	4	0	1,418	568,972		22,028,414	1,967
計	負担水準0.2未満	0	5	0	5	848	,		5
	計	0	6	0	370,339		7,186,568,975		492,278
	負担水準1.0以上	0	7	0	4,644	58,921,275	915,535		19,565
	負担水準0.95以上1.0未満	0	8	0	576	5,467,467	85,292	85,292	1,744
	負担水準0.9以上0.95未満	0	9	0	18	2,664	41	40	20
	負担水準0.85以上0.9未満	1	0	0	1	1	0	0	1
	負担水準0.8以上0.85未満	1	1	0	141	9,841,797	153,532	136,380	449
	負担水準0.75以上0.8未満	1	2	0	0	0	0	0	0
	負担水準0.7以上0.75未満	1	3	0	12	567,411	8,852	6,843	20
	負担水準0.65以上0.7未満	1	4	0	1	3,219	50	36	1
般	負担水準0.6以上0.65未満	1	5	0	0	0	·	•	0
	負担水準0.55以上0.6未満	1	6	0	1	3,338	52	33	3
	負担水準0.5以上0.55未満	1	7	0	1	0	0	0	1
	負担水準0.45以上0.5未満	1	8	0	0	0	0	0	0
	負担水準0.4以上0.45未満	1	9	0	0	0	0	0	0
Ш	負担水準0.35以上0.4未満	2	0	0	0	0	0	0	0
	負担水準0.3以上0.35未満	2	1	0	0	0	0	0	0
	負担水準0.25以上0.3未満	2	2	0	0	0	Ū	0	0
	負担水準0.2以上0.25未満	2	3	0	1	1,926	30	8	1
林	負担水準0.15以上0.2未満	2	4	0	3	2,363	37	9	3
'	負担水準0.1以上0.15未満	2	5	0					
	負担水準0.05以上0.1未満	2	6	0					
	負担水準0.05未満	2	7	0					
	計	2	8	0	5,399	74,811,461	1,163,421	1,144,176	21,808

-13-

地 1	方包	表 智	番号。				
2	8	1	0	0	0	0	9

第9表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	見	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

-					(1)	(2)			(3)			(4)			(5)		
		区分	行	番	号	納税義務者数			決	定	価格		課税模			筆	数
			9			12 (人)	24 (m²)	4	39		(千F	円)	54	(千円) 69	1	(筆)8
		負担水準1.0以上	0	1	0			4							-		
	Ŋ١	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0			4							-		
	規	負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0			4							-		
複	八九	負担水準0.85以上0.9末満	0	4	0			4				_			+		
	模	負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満	0	5	0			4				_			+		
		負担水準0.7以上0.75未満	0	6 7	0			+				_			+		
	住	負担水準0.65以上0.75未満	0	8	0			+				_			+		
合		負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0			+				+			+		
	宅	負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0			+				_			╁		
		負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0			+				+			╁		
	用	負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0			\dashv							+		
		負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0			\dashv							+		
利	地	負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0			+				7			╁		-
	_	負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0			7				1			+		
		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0			7									
	個	負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0			1				1			T		
用		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0			T				1					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0			T				7					
	, ,	負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0			T				T					
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	2	1	0												
鉄		計	2	2	0	0		0				0		(0		0
业人		負担水準1.0以上	2	3	0												
	小	負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0												
	.	負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0												
	規	負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0			_									
軌	模	負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0			_									
	悮	負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0			4							1		
	住	負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0			4							4		
	IT.	負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0			4							4		
道	宅	負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0			4							-		
		負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0			4				_			+		
	用	負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0			4				_			+		
		負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満	3	4	0			+				_			+		
用	地	負担水準0.35以上0.4未満	3	5	0			+				_			+		
т		負担水準0.3以上0.35未満	3	7	0			+				4			-		
	$\overline{}$	負担水準0.25以上0.35木凋 負担水準0.25以上0.3未満	3	8	0		-	+				+			╁		
	:+	負担水準0.2以上0.3木綱 負担水準0.2以上0.25未満	3	9	0		1	+				\dashv			+		
	沽	負担水準0.15以上0.2未満	4	0	0		1	+				\dashv			+		
地	,	負担水準0.1以上0.15未満	4	1	0		1	+				\dashv			+		
		負担水準0.05以上0.1未満	4	2	0		 	+				4			╁		
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	4	3	0			+				\dashv			+		
		計	4	4	0	0		0				0		()		0
		HI	•		ŭ	v		-				·			-		

-14-

地 1	方包	表 智	香号 8				
2	8	1	0	0	0	0	9

第9表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	見	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

						(1)	(2)			(3)			(4)		(5	5)
		区 分	行	番	묵	納税義務者数	地 積	į	決	定	価 格	課	税 標	準 額	筆	数
			9			12 (人)	24 (m²)	39		(千円)	54		(千円)	69	(筆)8
		負担水準1.0以上	4		0							<u> </u>				
	_	負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0											
		負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0											
複	般	負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0											
1.~		負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0											
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0											
		負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0											
_	宅	負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0											
合		負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0											
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0											
		負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0											
	地	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0											
利		負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0											
	$\overline{}$	負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0											
		負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0											
	個	負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満	6	0	0											
	Ш	貝担小牛0.2以上0.25木両	6	1	0											
用	,	負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0											
	^	負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0											
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0											
		負担水準0.05未満	6	5	0	0		0						0		
鉄		計 負担水準1.0以上	6	6 7	0	0		0			0			0		U
		負担水準0.95以上1.0未満	6		0											
	_	負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満	6	8	0											
		負担水準0.85以上0.95未凋 負担水準0.85以上0.9未満	7	9	0											
動.	般	負担水準0.8以上0.8末凋 負担水準0.8以上0.85未満	7		0											
¥/l		負担水準0.75以上0.85末滴 負担水準0.75以上0.8未満	7	2	0											
	住	負担水準0.7以上0.75未満	7	3	0											
		負担水準0.65以上0.73未満	7	4	0											
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	7	5	0											
道		負担水準0.55以上0.6未満	7	6	0											
	用	負担水準0.5以上0.55未満	7	7	0											
		負担水準0.45以上0.55未満	7	8	0											
	地	負担水準0.4以上0.45未満	7	9	0											
用		負担水準0.35以上0.4未満	8	0	0											\longrightarrow
/13	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	8	1	0											
		負担水準0.25以上0.35末周 負担水準0.25以上0.3未満	8	2	0				1			1				\longrightarrow
	法	負担水準0.2以上0.25未満	8	3	0				1			1				
		負担水準0.15以上0.2未満	8	4	0							1				
地	人	負担水準0.15以上0.2末洞 負担水準0.1以上0.15未満	8	5	0				-							
		負担水準0.05以上0.15末周 負担水準0.05以上0.1未満	8	6	0				1			1				
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	8	7	0				-							
		負担小年0.05木海 計	8	8	0	0		0			0	<u> </u>		0		
		āl	0	0	U	U		U			U			U		U

-15-

地 1	方と	表番号					
2	8	1	0	0	0	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

日本語画			——				(1)		(2)	(3)	(4)	(5)
12			☑ 分	行	番	号	納税義務者数	坮	也積			筆	
世				9			(/						
世		空											
世代		~		_		_							
### 13		地				_							
世 関担水準の.45以上の.45未満 0 6 6 0 69 28,881 30.6,533 162,491 89 負担水準の.45以上の.45未満 0 7 0 126 172,806 228,211 109,152 176 負担水準の.53以上の.35未満 0 9 0 59 64,234 320,845 137,272 84 40		L				_							
せきた。		ᄔ	- 11 - 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0		0							_
できまり 単り 負担水準0.35以上0.35未満 0 8 0 59 64.234 320,845 137,272 84 6月水準0.35以上0.35未満 0 9 0 39 19,022 268,646 101,829 47 6月北米準0.35以上0.35未満 1 0 0 43 40,949 158,376 51,347 54 6月北米準0.25以上0.25未満 1 1 0 0 71 37,130 214,677 57,872 105 6月北水準0.15以上0.25未満 1 1 0 0 3 3 3,722 31,816 7,953 3 3 3,722 31,816 7,953 3 3 6月北水準0.15以上0.15未満 1 3 0 9 9,9392 9,160,749 83,889,215 57,726,482 17,544 7,963 3 3 1 1 5 0 9 9,392 9,160,749 83,889,215 57,726,482 17,544 17,544 17,544 17,544 17,544 17,544 17,544 17,544 17,544 17,544 17,544 18,504,200 139,460,887 97,622,621 11,751 17,544 17,544 17,544 17,544 17,544 17,544 17,544 17,544 17,544 17,544 17,544 17,544 18,504,200 139,460,887 97,622,621 11,751		準		0		0							
### 1				0	7	0				228,211			
##	そ	I	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0					137,272		
日本学の15以上の.25末満 1 1 0 71 37,130 214,677 57,872 105 負担水準の.15以上の.2末満 1 2 0 3 3,722 31,816 7,953 3 3 (負担水準の.05以上の.1末満 1 3 0 (負担水準の.05以上の.1末満 1 4 0 (人 () () () () () () () () () () () () ()		抽	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0	39		19,022	268,646	101,829		
日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日			負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0	43		40,949	158,376	51,347		54
日本の			負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0	71		37,130	214,677	57,872		105
負担水準0.1以上0.15未満		佃	負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0	3		3,722	31,816	7,953		3
日本学の 日本学の			負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0							
日本学院		人	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0							
日本の		$\overline{}$	負担水準0.05未満	1	5	0							
世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世	\Box		計	1	6	0	9,392		9,160,749	83,889,215	57,726,482		17,544
世	0)	_	負担水準0.7超	1	7	0	1,433	1	18,504,200	139,460,887	97,622,621		11,751
負担水準0.55以上0.6未満		乇	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	313		1,703,053	51,247,596	35,755,225		2,027
世		地	負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	99		441,830	5,573,727	3,428,681		834
他			負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	44		142,755	1,260,830	756,498		178
世		比	負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0			49,400				45
他 土 地 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.25以上0.25未満 負担水準0.1以上0.25未満 負担水準0.1以上0.25未満 負担水準0.1以上0.15未満 ク 負担水準0.05以上0.1未満 ク 負担水準0.05以上0.1未満 ク 負担水準0.05以上0.1未満 ク 負担水準0.05以上0.1未満 ク 負担水準0.05以上0.1未満 ク 負担水準0.05以上0.1未満 ク 負担水準0.05以上0.1未満 ク 負担水準0.05以上0.1未満 ク 負担水準0.05以上0.1未満 ク 負担水準0.05以上0.1未満 ク り り り り り り り り り り り り り り り り り り		進	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	19		35,403				27
他 土 地 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.25以上0.25未満 負担水準0.1以上0.25未満 負担水準0.1以上0.25未満 負担水準0.1以上0.15未満 ク 負担水準0.05以上0.1未満 ク 負担水準0.05以上0.1未満 ク 負担水準0.05以上0.1未満 ク 負担水準0.05以上0.1未満 ク 負担水準0.05以上0.1未満 ク 負担水準0.05以上0.1未満 ク 負担水準0.05以上0.1未満 ク 負担水準0.05以上0.1未満 ク 負担水準0.05以上0.1未満 ク 負担水準0.05以上0.1未満 ク り り り り り り り り り り り り り り り り り り			負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0	33		107,939	1,642,437	795,420		80
他 地 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 2 5 0 14 27,161 502,743 184,020 37 負担水準0.25以上0.3未満 184,020 37 自担水準0.25以上0.3未満 37 自担水準0.2以上0.25未満 2 6 0 16 28,675 581,629 199,147 32 法 自担水準0.1以上0.2未満 自担水準0.1以上0.15未満 2 8 0 4 1,810 24,842 6,210 6 6 自担水準0.1以上0.15未満 2 9 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 人 自担水準0.05以上0.1未満 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 負担水準0.05以上0.1未満 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	l	土				0							
負担水準0.25以上0.3未満 2 6 0 16 28,675 581,629 199,147 32 負担水準0.2以上0.25未満 2 7 0 39 71,420 965,116 265,529 95 法 負担水準0.1以上0.2未満 2 8 0 4 1,810 24,842 6,210 6 負担水準0.1以上0.15未満 2 9 0 0 0 0 0 0 0 0 0 人 負担水準0.05以上0.1未満 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 負担水準0.05未満 3 1 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0	他	th	負担水準0.3以上0.35未満		5	0	14		27,161				
(2) 有担水準0.2以上0.25未満 (2) 7 0 39 71,420 965,116 265,529 95 (3) 有担水準0.15以上0.2未満 (2) 8 0 4 1,810 24,842 6,210 6 (4) 有担水準0.1以上0.15未満 (2) 9 0 0 0 0 0 0 0 0 (4) 有担水準0.05以上0.1未満 (3) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 (5) 有担水準0.05以上0.1未満 (3) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		-65				0							
法 負担水準0.15以上0.2未満 2 8 0 4 1,810 24,842 6,210 6 負担水準0.1以上0.15未満 2 9 0 0 0 0 0 0 0 人 負担水準0.05以上0.1未満 3 0 0 0 0 0 0 0 ・ 負担水準0.05未満 3 1 0 1 0 0 0 0		$\overline{}$				0				,			95
グログラ (自担水準0.1以上0.15未満) 2 9 0 0 0 0 0 0 0 人 自担水準0.05以上0.1未満 3 0 0 0 0 0 0 0 0 ・ 自担水準0.05未満 3 1 0 1 0 0 0 0 0 0		注			8	0							6
人 負担水準0.05以上0.1未満 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		14					0						0
○ 負担水準0.05未満 3 1 0 1 0 0 0 0 1		人				0	0		0	(0		0
		$\overline{}$					1				0		1
			計	3			2,062	2	21.179.724	203.915.366	140,280,207		15,152

-16-

地 1	方を)共区]体:] –	۴	表番号				
2	8	1	0	0	0	1	0			

第10表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		———				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		23	9	ш.		12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆)80
	宅	負担水準1.0以上	3	3	0	1,501	4,102,603	118,952	118,952	3,141
		負担水準0.95以上1.0未満	3	4	0	825	,		30,636	2,155
	地	負担水準0.9以上0.95未満	3	5	0	258			10,315	441
		負担水準0.85以上0.9未満	3	6	0	107	68,703	8,875	8,247	213
	比	負担水準0.8以上0.85未満	3	7	0	426	433,931	28,839	25,546	933
そ		負担水準0.75以上0.8未満	3	8	0	91	73,113	6,796	5,562	178
	進	負担水準0.7以上0.75未満	3	9	0	83	65,482	28,968	21,818	172
		負担水準0.65以上0.7未満	4	0	0	55	35,930	21,082	15,752	123
	+	負担水準0.6以上0.65未満	4	1	0	108	23,854	1,653	1,128	175
		負担水準0.55以上0.6未満	4	2	0	86	33,654	2,513	1,557	124
	ᅫ	負担水準0.5以上0.55未満	4	3	0	128	83,930	4,948	2,859	202
の	地	負担水準0.45以上0.5未満	4	4	0	197	182,276	14,008	7,225	484
		負担水準0.4以上0.45未満	4	5	0	337	538,652	225,648	105,970	771
	以	負担水準0.35以上0.4未満	4	6	0	23			245	28
		負担水準0.3以上0.35未満	4	7	0	16	4,606	661	252	21
	外	負担水準0.25以上0.3未満	4	8	0	11	5,060	536	179	20
他		負担水準0.2以上0.25未満	4	9	0	5	2,205	2,196	551	5
	の	負担水準0.15以上0.2未満	5	0	0	5	764	3,314	828	7
		負担水準0.1以上0.15未満	5	1	0			,		
	土	負担水準0.05以上0.1未満	5	2	0					
		負担水準0.05未満	5	3	0					
	地	計	5	4	0	4,262	6,285,656	510,650	357,622	9,193
		こよる課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	5	5	0	271,261		3,595,206,761	650,371,807	362,323
		下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	5	6	0	33,621	54,334,647	1,655,079,966	1,158,555,976	73,030
		担据置のもの	5	7	0	80,743		2,164,016,168	939,834,675	108,888
1 1		ス外で負担水準0.2未満を除いたもの	5	8	0	5,808		61,655,590		11,709
計		水準0.2未満	5	9	0	21	9,507	89,142	20,242	25
		計	6	0	0	391,454			2,776,559,169	555,975

-17-

址	方と	表習	番号				
2	8	1	0	0	0	1	1

第11表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	引県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

			→				(1)		(2)	(3)	(4)		(5)	
		X	分	。行 9	番	号	納税義務者数	24	地 積 (m²)	定 価 格 (千円)	課税標準額 54 (千円)	69	筆	数 (筆) 8
		本則	負担水準1.0以上	0	1	0	\ <u>```</u>		` '	 , , , , , ,	, , , , , ,			
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	0	2	0								
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	0	3	0								
_		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	0	4	0								
			負担水準0.6以上0.7未満	0	5	0								
			負担水準0.5以上0.6未満	0		0								
般	ш		負担水準0.4以上0.5未満	0	7	0								
ZE!		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	0	8	0								
			負担水準0.2以上0.3未満	0	9	0								
			負担水準0.1以上0.2未満	1	0	0								
市			負担水準0.1未満	1	1	0								
			計	1	_	0	0		0	0	0			0
		本則	負担水準1.0以上	1	_	0								
/+-		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	1		0								
街		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	1	_	0								
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	1		0								
			負担水準0.6以上0.7未満	1		0								
化	畑		負担水準0.5以上0.6未満	1	_	0								
'			負担水準0.4以上0.5未満	1		0								
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	2	_	0								
			負担水準0.2以上0.3未満	2		0								
X			負担水準0.1以上0.2未満	2		0								
			負担水準0.1未満	2		0								
				2		0	0		0	0	-			0
域		本則	負担水準1.0以上	2		0	0		0	0	•			0
-30		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	2		0	0		0	0				0
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	2	-	0	0	_	0	0				0
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満 負担水準0.6以上0.7未満	2		0	0	_	0	0				0
農			負担水準0.6以上0.7末滴 負担水準0.5以上0.6未満	2		0	0		0	0				0
	計		負担水準0.5以上0.6木海 負担水準0.4以上0.5未満	3		0	0		0	0	-			0
		 負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.3末滴 負担水準0.3以上0.4未満	3			0	_						0
111		貝抄调登华 . V 	負担水準0.2以上0.3未満	3		0	0	_	0	0	-			0
地	地		負担水準0.2以上0.3木満 負担水準0.1以上0.2未満	3		0	0		0		•			0
			負担水準0.1以上0.2木油 負担水準0.1未満	3		0			0	0				0
			貝担小学U.1木海 計	3		0	0		0	0				0
			āl	ა	O	U	U		U	U	U			0

-18-

地方公共団体コード表番号											
2	8	1	0	0	0	1	1				

第11表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

			→				(1)		(2)		(3)				(4)				(5)
		X	分	行。	番	号	納税義務者数		地 積 (m²)		定	価 格	詩	果 稅	,標	準客		筆	数 8
		本則	負担水準1.0以上	3	7	0		Ť	· /	00									J
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	3	8	0													
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	3	9	0													
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	4	0	0													
			負担水準0.6以上0.7未満	4	1	0													
	田		負担水準0.5以上0.6未満	4	2	0													
介	Ш		負担水準0.4以上0.5未満	4	3	0													
71		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	4	4	0													
			負担水準0.2以上0.3未満	4	5	0													
			負担水準0.1以上0.2未満	4	6	0													
			負担水準0.1未満	4	7	0													
			計	4	8	0	0)	0				0				0		C
		本則	負担水準1.0以上	4	_	0													
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	5		0													
在		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	5		0													
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	5		0													
			負担水準0.6以上0.7未満	5	_	0													
	畑		負担水準0.5以上0.6未満	5		0													
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.5未満	5	_	0													
			負担水準0.3以上0.4未満	5	_	0													
			負担水準0.2以上0.3未満	5		0													
農			負担水準0.1以上0.2未満	5		0													
			負担水準0.1未満		9	0													
			計	6		0	0		0				0				0		C
		本則	負担水準1.0以上	6		0	0		0				0				0		C
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	6		0	0	_	0				0				0		C
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	6	_	0	0		0				0				0		C
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	6		0	0	_	0				0				0		C
地			負担水準0.6以上0.7未満	6	_	0	0	_	0				0				0		C
	計		負担水準0.5以上0.6未満	6	4	0	0	4	0				0				0		
		6 lasates.	負担水準0.4以上0.5未満	6	1 -	0	0	_	0				0				0		C
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	6	_	0	0	_	0				0				0		C
			負担水準0.2以上0.3未満	6		0	0		0				0				0		C
			負担水準0.1以上0.2未満	7		0	0		0				0				0		C
			負担水準0.1未満	7		0	0		0				0				0		C
			計	7	2	0	0	J	0				0				0		C

-19-

地方公共団体コード 表番号 7 8											
2	8	1	0	0	0	1	1				

第11表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5	5)
		区 分	行	番	유	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課税標準額	筆	数
			9		_	12 (人)		39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
		本則	7	3	0	4,283	15,775,668				17,680
		負担調整率1.025	7	4	0	4,135	13,767,772	2,026,242	1,976,544		13,188
	田	負担調整率1.05	7	5	0	3,023	7,811,304	1,156,503	1,042,545		11,036
_	Щ	負担調整率1.075	7	6	0	1,532	3,097,508	453,359	369,868		5,668
		負担調整率1.10	7	7	0	1,088	1,986,060	286,397	186,321		4,066
		計	7	8	0	14,061	42,438,312	5,970,640	5,623,417		51,638
般		本則	7	9	0	796	1,200,069	85,875	85,875		1,362
万又		負担調整率1.025	8	0	0	1,349	1,518,608	108,293	104,725		2,379
	畑	負担調整率1.05	8	1	0	1,085		63,261	56,657		1,879
		負担調整率1.075	8	2	0	1,164	536,547	38,466	31,127		2,423
農		負担調整率1.10	8	3	0	571	345,733				1,028
///		計	8	4	0	4,965					9,071
		本則	8	5	0	5,079		2,134,014			19,042
		負担調整率1.025	8	6	0	5,484	15,286,380				15,567
地		負担調整率1.05	8	7	0	4,108		1,219,764	1,099,202		12,915
		負担調整率1.075	8	8	0	2,696					8,091
		負担調整率1.10	8	9	0	1,659					5,094
		計	9	0	0	19,026	46,921,576	6,291,324	5,918,947		60,709

-20-

概調土 - 21

地 1	地方公共団体コード											
2	8	1	0	0	0	1	2					

第12表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		———			(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区 分	行	番号	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆	数
			9		12 (人) 2	24 (m ²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
		本則	0	1 0	4,283	15,775,668	2,048,139	2,048,139		17,680
		負担調整率1.025	0	2 0	4,135	13,767,772	2,026,242	1,976,544		13,188
		負担調整率1.05	0	3 0	3,023	7,811,304	1,156,503	1,042,545		11,036
	Ш	負担調整率1.075	0	4 0	1,532	3,097,508	453,359	369,868		5,668
		負担調整率1.10	0	5 0	1,088	1,986,060	286,397	186,321		4,066
合		計	0	6 0	14,061	42,438,312	5,970,640	5,623,417		51,638
		本則	0	7 0	796	1,200,069	85,875	85,875		1,362
		負担調整率1.025	0	8 0	1,349	1,518,608	108,293	104,725		2,379
	畑	負担調整率1.05	0	9 0	1,085	882,307	63,261	56,657		1,879
	ХЩ	負担調整率1.075	1	0 0	1,164	536,547	38,466	31,127		2,423
		負担調整率1.10	1	1 0	571	345,733	24,789	17,146		1,028
±1		計	1	2 0	4,965	4,483,264	320,684	295,530		9,071
計		本則	1	3 0	5,079	16,975,737	2,134,014	2,134,014		19,042
		負担調整率1.025	1	4 0	5,484	15,286,380	2,134,535	2,081,269		15,567
	計	負担調整率1.05	1	5 0	4,108	8,693,611	1,219,764	1,099,202		12,915
	āl	負担調整率1.075	1	6 0	2,696	3,634,055	491,825	400,995		8,091
		負担調整率1.10	1	7 0	1,659	2,331,793	311,186	203,467		5,094
		計	1	8 0	19,026	46,921,576	6,291,324	5,918,947		60,709

-21-

概調土 - 22

地方公共団体コード 表番号 7 8										
2	8	1	0	0	0	1	3			

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区分	1/7	番	문	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆	数
		2	9	ш		12 (人)	24 (m²)	**		9	(筆) 80
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0	1	0	1,019	995,474				2,580
15		負担水準0.95以上1.0未満	0	<u> </u>		84		1,031,198			107
		負担水準0.9以上0.95未満	0			73		,,	456,270		111
以		負担水準0.85以上0.9未満	0			54		848,072	247,040		71
前		負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	60	,	920,972	254,101		86
ניפו		負担水準0.75以上0.8未満	0			21			57,950		35
の		負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0	20					20
		負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満	0		-	15 7			53,945		15
課		負担水準0.55以上0.6未満	1	_		7	1,478 4.041	31,806 168.248	7,012 35,151		
税		負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0	4	828		5,163		9
176	田	負担水準0.45以上0.55未満	1	2		3		55,016			3
分		負担水準0.4以上0.45未満	1	_		1	105	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	558		1
		負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0	1	581	16,985	2,503		2
か		負担水準0.3以上0.35未満	1		0		001	10,000	2,000		
5		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	_						
		負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0						
新		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0						
		負担水準0.1以上0.15未満	1	9							
た		負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0						
ات		負担水準0.05未満	2	1	0						
10		計	2	2	0	1,369	1,160,259	25,118,317	8,140,336		3,051
市		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2	3	0	633	214,095	6,708,055	2,236,018		966
/+-		負担水準0.95以上1.0未満	2			42		,			52
街		負担水準0.9以上0.95未満	2			47		,	275,865		55
化		負担水準0.85以上0.9未満	2		0	29		410,876			38
,,,		負担水準0.8以上0.85未満	2		0	29		721,528	199,988		46
X		負担水準0.75以上0.8未満	2			13	,	139,756			20
1-4-		負担水準0.7以上0.75未満	2			2			2,466		3
域		負担水準0.65以上0.7未満	3		0	7	- , -		46,156 2,698		/
農		負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満	3			2		12,021 68,208	,		
720		負担水準0.5以上0.55未満	3		-	3		18,305	3,545		<u> </u>
地	畑	負担水準0.45以上0.55未満	3			J 1	335	8,311	1,413		
1		負担水準0.4以上0.45未満		5		'	333	0,311	1,413		
٢		負担水準0.35以上0.43木凋 負担水準0.35以上0.4未満	3		0						
な		負担水準0.3以上0.35未満	3	_	0						
		負担水準0.25以上0.3未満	3		-						
つ		負担水準0.2以上0.25未満	3								
+_		負担水準0.15以上0.2未満	4								
た		負担水準0.1以上0.15未満	4		0						
ŧ		負担水準0.05以上0.1未満	4		-						
		負担水準0.05未満	4								
の		計	4	_		811	285,985	10,095,521	3,237,435		1,196

地 1	表都 7	肾号					
2	8	1	0	0	0	1	3

都	道	府	県	名	兵庫県
市	町	1	न	名	神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区分	行 9	番	号	納税義務者数(人)	地 積 ₂₄ (m²)	決 定 価 格 ₃₉ (千円)	課税標準額 54 (千円)	筆 数 69 (筆)80
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4	5	0	1,652	1,209,569	26,482,865	8,827,621	3,546
15		負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	126	53,972	1,947,363	636,057	159
以 前		負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	120	59,076	2,376,638	732,135	166
前の		負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	83	36,628	1,258,948	366,949	109
		負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	89	37,582	1,642,500	454,089	132
課税		負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	34	14,859	357,070	95,218	55
分か		負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	22	9,918	328,028	83,812	23
<i>5</i>		負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	22	12,472	411,509	100,101	22
新		負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	9	1,891	43,827	9,710	9
た		負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	10	5,388	236,456	49,136	12
市	計	負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0	7	1,463	44,840	8,708	7
市 街 化	п	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	4	2,740	63,327	11,174	4
化		負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	1	105	3,482	558	1
区 域		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0	1	581	16,985	2,503	2
農		負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	0	0	0	0	0
地		負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	0	0	0	0	0
とた		負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0	0	0	0	0	0
なっ		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0	0	0	0	0	0
た		負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0	0	0	0	0	0
もの		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05未満	6	5	0	0	0	0	0	0
		計	6	6	0	2,180	1,446,244	35,213,838	11,377,771	4,247

-23-

概調土 - 24

地 1	方と	表都 7	号。				
2	8	1	0	0	0	1	4

都 道 府 県	名	兵庫県
市町村	名	神戸市

		——					(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		X	分	行	番	号	納税義務者数 12 (人)	力 24	也 積 (m²)	決 ³⁹	定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆 69	数 (筆) ₈₀
		本則による(価格の3分の1)課税がなる	されたもの	0	1	0			` '		, , , , , ,	, , , , , ,		(, , , ,
平		負担水準0.95以上1.0未満		0	2	0								
16		負担水準0.9以上0.95未満			3	0								
の		負担水準0.85以上0.9未満		0	4	0								
		負担水準0.8以上0.85未満			5	0								
課		負担水準0.75以上0.8未満		0	6	0								
		負担水準0.7以上0.75未満		0	7	0								
税		負担水準0.65以上0.7未満		0	8	0								
		負担水準0.6以上0.65未満		0	9	0								
分		負担水準0.55以上0.6未満		1	0	0								
45	ш	負担水準0.5以上0.55未満		1	1	0								
か	田	負担水準0.45以上0.5未満		1	2	0								
-		負担水準0.4以上0.45未満		1	3	0								
6		負担水準0.35以上0.4未満		1	4	0								
新		負担水準0.3以上0.35未満		1	5	0								
ক।		負担水準0.25以上0.3未満		1	6	0								
た		負担水準0.2以上0.25未満		1	7	0								
/C		負担水準0.15以上0.2未満		1	8	0								
ات		負担水準0.1以上0.15未満		1	9	0								
		負担水準0.05以上0.1未満		2	0	0								
市		負担水準0.05未満		2	1	0								
		計		2	2	0	0		0		0	0		0
街		本則による(価格の3分の1)課税がなる	されたもの	2	3	0								
		負担水準0.95以上1.0未満		2	4	0								
化		負担水準0.9以上0.95未満		2	5	0								
		負担水準0.85以上0.9未満		2	6	0								
X		負担水準0.8以上0.85未満		2	7	0								
1_45		負担水準0.75以上0.8未満		2	8	0								
域		負担水準0.7以上0.75未満		2	9	0								
		負担水準0.65以上0.7未満		3	0	0								
農		負担水準0.6以上0.65未満		3	1	0								
地		負担水準0.55以上0.6未満		3	2	0								
716	畑	負担水準0.5以上0.55未満		3	3	0								
ح	ХЩ	負担水準0.45以上0.5未満		3	4	0								
_ ا		負担水準0.4以上0.45未満		3	5	0								
な		負担水準0.35以上0.4未満		3	6	0								
.0		負担水準0.3以上0.35未満		3	7	0								
っ		負担水準0.25以上0.3未満		3	8	0								
		負担水準0.2以上0.25未満		3	9	0								
た		負担水準0.15以上0.2未満		4	0	0								
-		負担水準0.1以上0.15未満		4	1	0								
も		負担水準0.05以上0.1未満		4	2	0								
		負担水準0.05未満			3	0								
の		計		4	4	0	0		0		0	0		0

-24-

世1	地方公共団体コード										
2	8	1	0	0	0	1	4				

都	道系	引県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		区分	納税義務者数	地 積 (m²)	決定価格	課税標準額	筆 数
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	(人)	(m)	(千円)	(千円)	(筆)
平 16		争担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	0
no の		負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	0
課		負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
税		負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
分		負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
か		負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
6		負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
新		負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
た		負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
に 市		負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
街	=+	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
化		負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
X		負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
域		負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
農		負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
地		負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
ح +		負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
なっ		負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た		負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
も		負担水準0.05未満	0	0	0	0	
の		計	0	0	0	0	

-25- 概調土 - 26

地 1	地方公共団体コード 表番号 7 8									
2	8	1	0	0	0	1	4			

都 道 府 県	名	兵庫県
市町村	名	神戸市

平 17 の 課 税 分		区 分 本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの 負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.85未満	9 4 4 4 4 4	7	0	12 (人)		39	価格 (千円) 792,153		筆 69	数 (筆) ₈₀
17 の 課 税		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの 負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.85未満	9 4 4 4 4 4	5 6 7 8	0	12 (人)	,				69	
17 の 課 税		負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満	4 4 4	6 7 8	0		56,060		792.153	158 430		112
17 の 課 税		負担水準0.9以上0.95末満 負担水準0.85以上0.9末満 負担水準0.8以上0.85末満 負担水準0.75以上0.8末満	4 4	7						100,400		113
の 課 税		負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満	4	8	0							
課税		負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満	4									
課税		負担水準0.75以上0.8未満										
税				-								
税			5									
		負担水準0.7以上0.75未満		1								
		負担水準0.65以上0.7未満	5									
分		負担水準0.6以上0.65未満		3								
		負担水準0.55以上0.6未満		4								
I H	⊞	負担水準0.5以上0.55未満 6.50	5									
か		負担水準0.45以上0.5未満 4.15以上0.5未満	5	-								
_		負担水準0.4以上0.45未満		7				ļ		ļ		
6		負担水準0.35以上0.4未満	5					ļ		ļ		
新		負担水準0.3以上0.35未満	5									
ক।		負担水準0.25以上0.3未満	6									
た		負担水準0.2以上0.25未満	6									
		負担水準0.15以上0.2未満		2								
に		負担水準0.1以上0.15未満	6	-								
		負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満		4								
市		240-0111	6				EC 000		700 450	150 420		110
/±=		計 本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	6		_				792,153 21,178			113
街		本則による(価格の3万の1)課税がなされたもの 負担水準0.95以上1.0未満		8	_		1,932		21,178	4,230		0
化		負担水準0.9以上0.95未満	6									
16		負担水準0.85以上0.95末海 負担水準0.85以上0.9末満	7									
X		負担水準0.8以上0.85未満	7	1	0							
_		負担水準0.75以上0.83未満	7									
域		負担水準0.73以上0.75未満 負担水準0.7以上0.75未満	7	3								
		負担水準0.65以上0.7未満	7	_								
農		負担水準0.6以上0.65未満	7		_							
地		負担水準0.55以上0.6未満	7	_								
_		負担水準0.5以上0.55未満	7	_								
# ع	畑	負担水準0.45以上0.55未満	7									
_		負担水準0.4以上0.45未満	7		_							
な		負担水準0.35以上0.4未満	8									
		負担水準0.3以上0.35未満	8		0							
つ		負担水準0.25以上0.3未満	8		_			1			1	
_		負担水準0.2以上0.25未満		3				1			1	
た		負担水準0.15以上0.2未満	8							 		
ŧ.		負担水準0.1以上0.15未満		5								
ъ		負担水準0.05以上0.1未満		6				1		 	1	
o		負担水準0.05未満	8					1			1	
~		計		8	_		1,932		21,178	4,236		6

地方公共団体コード表番号											
2	8	1	0	0	0	1	4				

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	囲丁	村	名	神戸市

		·		Ī	Ī	Ī	
		区 分	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
			(人)	(m²)	(千円)	(千円)	(筆)
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	23	57,992	813,331	162,666	119
17		負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	0
の		負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	0
課		負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	C
税		負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	0
分		負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	C
から		負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	C
新		負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	C
た		負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	C
に		負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	C
市	計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	C
街	āΤ	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	C
化		負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	C
X		負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	C
域		負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	(
農 地		負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	C
ᄱ		負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	C
な		負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	C
つ		負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	C
た		負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	C
も		負担水準0.05未満	0	0	0	0	C
の		計	23	57,992	813,331	162,666	119

-27- 概調土 - 28

地	地方公共団体コード										
1	1										
2	8	1	0	0	0	1	5				

都 道 府 県	名	兵庫県
市町村	名	神戸市

		——					(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		X :	分	行	番	号	納税義務者数 (人)	圤 24		決 ³⁹	定価格(千円)		筆	数 (筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなる	されたもの	0	1	0	6		1,495		19,43	6 2,592		7
平		負担水準0.95以上1.0未満		0	2	0								
18		負担水準0.9以上0.95未満		0	3	0								
		負担水準0.85以上0.9未満		0	4	0								
の		負担水準0.8以上0.85未満		0		0								
<u>+m</u>		負担水準0.75以上0.8未満		0	6	0								
課		負担水準0.7以上0.75未満			7	0								
税		負担水準0.65以上0.7未満			8	0								
ተ兀		負担水準0.6以上0.65未満				0								
分		負担水準0.55以上0.6未満		1	0	0								
,,	田	負担水準0.5以上0.55未満		1	1	0								
か	ш	負担水準0.45以上0.5未満			2	0								
		負担水準0.4以上0.45未満		1	3	0								
6		負担水準0.35以上0.4未満		1	4	0								
*-		負担水準0.3以上0.35未満		1	5	0								
新		負担水準0.25以上0.3未満		1	6	0								
+-		負担水準0.2以上0.25未満		1	7	0								
た		負担水準0.15以上0.2未満		1	8	0								
に		負担水準0.1以上0.15未満		1	9	0								
10		負担水準0.05以上0.1未満		2	0	0								
市		負担水準0.05未満		2	1	0								
·		計			2	0	6		1,495		19,43			7
街		本則による(価格の3分の1)課税がなる	されたもの	2	3	0	2		1,358		70,42	9 9,391		2
		負担水準0.95以上1.0未満		2	4	0								
化		負担水準0.9以上0.95未満			5	0								
<u></u>		負担水準0.85以上0.9未満		2	6	0								
X		負担水準0.8以上0.85未満		2	7	0								
域		負担水準0.75以上0.8未満		2	8	0								
		負担水準0.7以上0.75未満			9	0								
農		負担水準0.65以上0.7未満		3	0	0								
724		負担水準0.6以上0.65未満		3	1	0								
地		負担水準0.55以上0.6未満			2	0								
	畑	負担水準0.5以上0.55未満		3		0								
ح	ΛЩ	負担水準0.45以上0.5未満				0								
		負担水準0.4以上0.45未満		3		0								
な		負担水準0.35以上0.4未満		3	6	0								
כ		負担水準0.3以上0.35未満		3		0								
		負担水準0.25以上0.3未満				0								
た		負担水準0.2以上0.25未満		3	9	0								
,		負担水準0.15以上0.2未満		4	0	0								
ŧ		負担水準0.1以上0.15未満		4	1	0								
		負担水準0.05以上0.1未満			2	0								
の		負担水準0.05未満		4	3	0								
		計		4	4	0	2		1,358		70,42	9 9,391		2

地 1	方と	2共公]体:	-	۲	表 都	号。
2	8	1	0	0	0	1	5

第15表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	引県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		区分	納税義務者数	地 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆 数 (筆)
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	8	2,853	89,865	11,983	9
18	l	負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	0
の		負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	0
課		負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	C
税		負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	C
分		負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	C
から		負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	(
新		負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	(
た		負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	(
ات		負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	(
<u> </u>	計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	(
街	ĒΙ	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	(
化	l	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	(
X	l	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	(
域		負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	(
農 地	l	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	(
也と	İ	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	(
な	İ	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	(
っ	j	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	(
た	ı	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	(
ŧ	ı	負担水準0.05未満	0	0	0	0	(
の	ı	計	8	2,853	89,865	11,983	9

-29-

概調土 - 30

地 1	方と	表都 7	号。				
2	8	1	0	0	0	1	5

第15表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道	府	県	名	兵庫県
市	町	1	न	名	神戸市

		——					(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		区 分		行	番	号	納税義務者数 12 (人)	24	地 積 (m²)	決 ³⁹	定価格(千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 69	数 (筆) ₈₀
		本則による(価格の3分の1)課税がなされた	:もの	4	5	0	5		2,370		86,78			5
平		負担水準0.95以上1.0未満		4	6	0								
19		負担水準0.9以上0.95未満		4	7	0								
		負担水準0.85以上0.9未満		4	8	0								
の		負担水準0.8以上0.85未満			9	0								
		負担水準0.75以上0.8未満		5	0	0								
課		負担水準0.7以上0.75未満		5		0								
税		負担水準0.65以上0.7未満			2	0								
ተ兀		負担水準0.6以上0.65未満			3	0								
分		負担水準0.55以上0.6未満		5	4	0								
,,	田	負担水準0.5以上0.55未満		5	5	0								
か	ш	負担水準0.45以上0.5未満		5	6	0								
		負担水準0.4以上0.45未満		5	7	0								
5		負担水準0.35以上0.4未満			8	0								
		負担水準0.3以上0.35未満		5	9	0								
新		負担水準0.25以上0.3未満		6	0	0								
+_		負担水準0.2以上0.25未満			1	0								
た		負担水準0.15以上0.2未満			2	0								
に		負担水準0.1以上0.15未満			3	0								
10		負担水準0.05以上0.1未満		6		0								
市		負担水準0.05未満				0								
•		計			6	0	5		2,370		86,78	5,786		5
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされた		6	7	0								
		負担水準0.95以上1.0未満		6		0								
化		負担水準0.9以上0.95未満		6	9	0								
<u> </u>		負担水準0.85以上0.9未満			0	0								
X		負担水準0.8以上0.85未満		7	1	0								
域		負担水準0.75以上0.8未満		7	2	0								
2-36		負担水準0.7以上0.75未満		7	3	0								
農		負担水準0.65以上0.7未満		7	4	0								
,,,,		負担水準0.6以上0.65未満		7	5	0								
地		負担水準0.55以上0.6未満		7	6	0								
	畑	負担水準0.5以上0.55未満		7	7	0								
٢	ΛЩ	負担水準0.45以上0.5未満		7	8	0								
4.		負担水準0.4以上0.45未満			9	0								
な		負担水準0.35以上0.4未満			0	0								
っ		負担水準0.3以上0.35未満		8		0								
-		負担水準0.25以上0.3未満			2	0								
た		負担水準0.2以上0.25未満			3	0								
,~		負担水準0.15以上0.2未満		8	4	0								
も		負担水準0.1以上0.15未満			5	0	·							
		負担水準0.05以上0.1未満		8		0	·							
の		負担水準0.05未満		_	7	0								
		計		8	8	0	0		0			0		0

地1	方と	2共2]体:]-	۲	表都 7	号。
2	8	1	0	0	0	1	5

第15表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	引県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		区 分	納税義務者数	地 (m²)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額	筆 数 (筆)
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	5	2,370			(丰)
19		負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	C
の		負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	C
課		負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	(
税		負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	(
分		負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	(
から		負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	(
新		負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	(
た		負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	(
ات		負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	(
市	計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	(
街	пІ	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
化		負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
X I		負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	(
域 農		負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
辰 地		負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
ک کا		負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な		負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
2		負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	(
た		負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	(
も		負担水準0.05未満	0	0	0	0	
の		計	5	2,370	86,789	5,786	;

-31-

概調土 - 32

地 1	方と	表番号					
2	8	1	0	0	0	1	6

第16表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	守 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		———				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	문	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
			9	ш	,	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0	1	0	1,048	1,055,399	20,673,188	6,758,411	2,705
		負担水準0.95以上1.0未満	0		0	84	36,677	1,031,198		107
		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	73	40,406	1,483,987		111
		負担水準0.85以上0.9未満	0		0	54	28,644	848,072		71
		負担水準0.8以上0.85未満	0	_	0	60	22,335	920,972		86
合		負担水準0.75以上0.8未満	0		0	21	11,488	217,314		35
		負担水準0.7以上0.75未満	0		0	20	9,498			20
		負担水準0.65以上0.7未満	0		0	15	,	221,586	,	15
		負担水準0.6以上0.65未満	0		0	7	1,478			7
		負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	7	4,041	168,248		9
	⊞	負担水準0.5以上0.55未満	1		0	4	828	-,	,	4
	ш	負担水準0.45以上0.5未満	1		0	3	2,405	55,016		3
		負担水準0.4以上0.45未満	1	_	0	1	105	3,482	558	1
		負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0	1	581	16,985	2,503	2
		負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0	0	0	•	-	C
		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0	0	0	Ÿ	-	C
		負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0	0	0			C
		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0	0			-	C
		負担水準0.1以上0.15未満	1		0	0	0		Ÿ	C
		負担水準0.05以上0.1未満	2		0	0			-	C
		負担水準0.05未満	2		0	0	0	,	J	С
		計	2		0	1,398	1,220,184	26,016,695		3,176
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2		0	640	217,385	6,799,662	2,249,645	974
		負担水準0.95以上1.0未満	2		0	42	17,295	916,165		52
		負担水準0.9以上0.95未満	2		0	47	18,670	892,651	275,865	55
		負担水準0.85以上0.9未満	2		0	29	7,984	410,876	- /	38
		負担水準0.8以上0.85未満	2		0	29	15,247	721,528		46
		負担水準0.75以上0.8未満	2		0	13	,	139,756		20
		負担水準0.7以上0.75未満	2		0	2	420	9,722	2,466	3
		負担水準0.65以上0.7未満	3		0	7	6,173	189,923	46,156	7
		負担水準0.6以上0.65未満	3		0	2	413	12,021	2,698	2
		負担水準0.55以上0.6未満	3		0	3	1,347	68,208	- ,	3
	畑	負担水準0.5以上0.55未満	3		0	3	635	18,305		
		負担水準0.45以上0.5未満	3	_		1	335	8,311	1,413	1
		負担水準0.4以上0.45未満		5		0	0	,	-	C
		負担水準0.35以上0.4未満	3	_	0	0	0	Ÿ	ů	C
		負担水準0.3以上0.35未満		7	0	0		•		(
		負担水準0.25以上0.3未満	3	_	0	0	0	Ÿ	•	C
計		負担水準0.2以上0.25未満	3		0	0		•	-	C
		負担水準0.15以上0.2未満	4	_	0	0	•	Ÿ	•	C
		負担水準0.1以上0.15未満	4	•	0	0	0	Ÿ	•	C
		負担水準0.05以上0.1未満	4		0	0	0	0	Ů	C
		負担水準0.05未満	4		0	0	0	0	0	1 22
		計	4	4	0	818	289,275	10,187,128	3,251,062	1,204

地 1	表看 7	号。					
2	8	1	0	0	0	1	6

第16表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道丿	府 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	。 行 9	番	号	納税義務者数(人)	地 積 ₂₄ (m²)	決 定 価 格 ₃₉ (千円)	課税標準額(千円)	筆 数 ₆₉ (筆) ₈₀
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4	5	0	1,688	1,272,784	27,472,850	9,008,056	3,679
		負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	126	53,972	1,947,363	636,057	159
		負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	120	59,076	2,376,638	732,135	166
		負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	83	36,628	1,258,948	366,949	109
合		負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	89	37,582	1,642,500	454,089	132
		負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	34	14,859	357,070	95,218	55
		負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	22	9,918	328,028	83,812	23
		負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	22	12,472	411,509	100,101	22
		負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	9	1,891	43,827	9,710	9
		負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	10	5,388	236,456	49,136	12
	計	負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0	7	1,463	44,840	8,708	7
	п	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	4	2,740	63,327	11,174	4
		負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	1	105	3,482	558	1
		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0	1	581	16,985	2,503	2
		負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0	0	0	0	0	0
計		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05未満	6	5	0	0	0	0	0	0
		計	6	6	0	2,216	1,509,459	36,203,823	11,558,206	4,380

-33-

坦 1	表都 7	号。					
2	8	1	0	0	0	1	7

第17表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	見	名	兵庫県
市	囲丁	村	名	神戸市

			—			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
			地 目	4 = ₹	番 号	田	畑	宅地	山 林	その他	計
X	分			1 J 1	当与	12 (千円)					
	第 9 項	評価額の1	/ 2 の 額	0	1 0			544,632		1,216	545,848
	カ リ 垻	減額後の課	税 標 準 額	0	2 0			383,811	(851	384,662
	第 11 項	評価額の1	/ 2 の 額	0	3 0						0
	75 II 75	減額後の課	税標準額		4 0						0
法	第 20 項	評価額の1	/ 4 の 額		5 0						0
	210 - 20	減額後の課	税標準額		6 0						0
	** -	評価額の1	/ 3 の 額	Ü	7 0						0
	第 23 項	減額後の課	税標準額		8 0						0
第	(新法分)	評価額の1減額後の課	/ 6 の 額 税 標 準 額		9 0						0
7,3	第 23 項	が 価 始 の 1	/ 6 の 額	1	1 0						0
	(旧法分)	減額後の課	税標準額	1	2 0						0
		評価額の1	/ 2 の 額		3 0						0
349	第 24 項	減額後の課	税標準額		4 0						0
343	第 25 項	評価額の1	/ 2 の 額	1	5 0						0
	(新法分)	減額後の課	税 標 準 額	1	6 0						0
	第 26 項	評価額の1	/ 2 の 額	1	7 0						0
条	(新法分)	減額後の課	税 標 準 額	1	8 0						0
示	第 27 項	評価額の1	/ 2 の 額	1	9 0			25,211			25,211
	(新法分)	減額後の課	税標準額		0 0			17,648			17,648
	第 28 項	評価額の1	/ 2 の 額		1 0			50,164			50,164
	(新法分)	減額後の課	税標準額		2 0			35,115			35,115
の	第 31 項 (新法分)	評価額の1	/ 2 の 額		3 0						0
		減額後の課評価額の1	税 標 準 額 / 6 の 額		4 0						0
	第 31 項 (旧法分)	評価額の1減額後の課	/ 6 の 額 税 標 準 額		5 0 6 0						0
		評価額の1	/ 2 の 額	2	7 0						0
3	第 33 項	減額後の課	税標準額		8 0						0
	第 37 項	評価額の1	/ 3 の 額		9 0						0
	(新法分)	減額後の課	税標準額		0 0						0
	第 37 項	評価額の1	/ 6 の 額	3	1 0						0
	(旧法分)	減額後の課	税標準額	3	2 0						0

-34-

- 地	表都	肾号					
1	7	8					
2	8	1	0	0	0	1	7

第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	見	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
		地 目	行番号	田	畑	宅 地	山 林	その他	計
X	分		9	12 (千円)	23 (千円)	34 (千円)	45 (千円)	56 (千円)	67 (千円) 77
		評価額の1/2の額	3 3 0			12,754,590			12,754,590
	第 14 項	減額後の課税標準額	3 4 0			8,928,213			8,928,213
	和计块	評価額の3/5の額	3 5 0						0
法		減額後の課税標準額	3 6 0						0
	第 15 項	評価額の1/2の額	3 7 0						0
	(新法分)	減額後の課税標準額	3 8 0						0
附寸		評価額の1/5の額	3 9 0						0
	第 15 項	減額後の課税標準額	4 0 0						0
	(旧法分)	評価額の1/2の額	4 1 0						0
則		減額後の課税標準額	4 2 0						0
	第 15 項	評価額の1/2の額	4 3 0			18,077,910			18,077,910
	(旧法分)	減額後の課税標準額	4 4 0			12,654,537			12,654,537
第	第 20 項	評価額の2/3の額	4 5 0						0
	(旧法分)	減額後の課税標準額	4 6 0						0
	第 34 項	評価額の1/2の額	4 7 0						0
15	N) 04 N	減額後の課税標準額	4 8 0						0
	第 47 項	評価額の1/2の額	4 9 0						0
	71 TI 25	減額後の課税標準額	5 0 0						0
条		評価額の1/2の額	5 1 0						0
	第 55 項	減額後の課税標準額	5 2 0						0
), 00 J	評価額の3/5の額	5 3 0						0
		減額後の課税標準額	5 4 0						0
法第の 附152	第 2 項	評価額の1/2の額	5 5 0						0
則条	第 2 填	減額後の課税標準額	5 6 0						0
		評価額の3/5の額	5 7 0			55,152			55,152
法15 附条	<u>خ</u> ، تــــ	減額後の課税標準額	5 8 0			38,607			38,607
附条 則の 第3	第 1 項	評価額の3/10の額	5 9 0			,			0
弗 5		減額後の課税標準額	6 0 0						0
合	計	評 価額	6 1 0	0	0	31,507,659	0	1,216	31,508,875
	āl	減額後の課税標準額	6 2 0	0	0	22,057,931	0	851	22,058,782

-35-

概調土 - 36

- 地	地方公共団体コード								
1	1								
2	8	1	0	0	0	1	7		

第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	見	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
X	分	地目	行番号 9	田 田 (千円)	畑 ₂₃ (千円)	宅 地 ₃₄ (千円)	山 林 ₄₅ (千円)	その他 ₅₆ (千円)	計 ₆₇ (千円) ₇₇
法	第 4 項	(平成20年度末までに新築) 評価額	6 3						0
附	(新法分)	減額分に相当する 課税標準額	6 4						0
則		(平成15年度末までに新築) 評 価 額	6 5			666,735			666,735
第	第 4 項	減額分に相当する 課税標準額	6 6			53,823			53,823
16 条	(旧法分)	(平成17年度末までに新築) 評 価 額	6 7			323,115			323,115
,,,		減額分に相当する 課税標準額	6 8			16,724			16,724
`	第 7 項	市街化区域農地としての評価額	6 9)					0
法 附	第 / 填 	徴 収 猶 予 分 に 相 当 す る 課 税 標 準 額	7 0)				1	0
則	第 8 項	市街化区域農地としての評価額	7 1)				1	0
第	第 0 項 	徴 収 猶 予 分 に 相 当 す る 課 税 標 準 額	7 2)				1	0
29	第 16 項	市街化区域農地としての評価額	7 3)				1	0
条	第 10 項 	減額分に相当する 課税標準額	7 4)				1	0
の 5	第 17 項	市街化区域農地としての評価額	7 5)					0
	- 第 17 項 -	減額分に相当する 課税標準額	7 6)					0
法29 附条	第 1 項	市街化区域農地としての評価額	7 7)					0
則の 第 6	和「妈	減額分に相当する 課税標準額	7 8)					0

-36-

地 1	方を)共区]体:	-	۴	表 7	番号。
2	8	1	0	0	0	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

				→	(1)	(2)	(3)				(4)	(5)	(6)		(7)	
						地		積				決	定 価	格	単位当力	こり 価格
	X	分	行	番	号	評価総地積	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	平均価格	最 高 価 格
			9			12 (m²)(イ)	$_{23}$ (m^2)	34 (m²) 45	9			12 (千円)(口)	23 (千円)	34 (千円)	(<u>行)</u> (円/m²)	$(円 / m^2)_{56}$
	介	在 田	0	1	0	42,287	28	42,259	0	1	1	936,076	298	935,778	22,136	184,338
	介	在 畑	0	2	0	29,499	0	29,499	0	2	1	882,896	0	882,896	29,930	73,771
宅	地	介在山林	0	3	0	5,053,777	194,834	4,858,943	0	3	1	9,013,737	93,250	8,920,487	1,784	70,070
農	地 等	京介 在 山 林	0	4	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0
		特 定 市 農 (平15以前参入分)	0	5	0	1,160,986	727	1,160,259	0	5	1	25,127,508	9,191	25,118,317	21,643	99,813
市	⊞	特 定 市 農 (平16以後参入分)	0	6	0	59,925	0	59,925	0	6	1	898,378	0	898,378	14,992	99,813
街	Щ	上 記 以 外	0	7	0		0		0	7	1		0		0	
		小 計	0	8	0	1,220,911	727	1,220,184	0	8	1	26,025,886	9,191	26,016,695	21,317	99,813
化		特 定 市 農 (平15以前参入分)	0	9	0	286,573	588	285,985	0	9	1	10,102,843	7,322	10,095,521	35,254	160,770
区	畑	特 定 市 農 (平16以後参入分)	1	0	0	3,290	0	3,290	1	0	1	91,607	0	91,607	27,844	160,770
	ΛЩ	上 記 以 外	1	1	0		0		1	1	1		0		0	
域		小 計	1	2	0	289,863	588	289,275	1	2	1	10,194,450	7,322	10,187,128	35,170	160,770
農		特 定 市 農 (平15以前参入分)	1	3	0	1,447,559	1,315	1,446,244	1	3	1	35,230,351	16,513	35,213,838	24,338	160,770
辰	計	特 定 市 農 (平16以後参入分)	1	4	0	63,215	0	63,215	1	4	1	989,985	0	989,985	15,661	160,770
地	пі	上 記 以 外	1	5	0	0	0	0	1	5	1	0	0	0	0	
		計	1	6	0	1,510,774	1,315	1,509,459	1	6	1	36,220,336	16,513	36,203,823	23,975	160,770

-37-

地 1	方と	۲	表番号				
2	8	1	0	0	0	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

-38-

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						-	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
							課和		準 額	角		汝
	区分		分	行 9	番	号	総額 (千円)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (千円)	法定免税点 以上のもの (千円)	総 数 (筆)	法定免税点 未満のもの (筆)	法定免税点 以上のもの ^(筆) 71
	介	在	田	0	1	2	651,728	209	651,519	150	1	149
	介	在	畑	0	2	2	614,805	0	614,805	139	0	139
宅	地	介在	山林	0	3	2	5,951,926	57,357	5,894,569	5,382	647	4,735
農	地 等	第介 在	山林	0	4	2	0	0	0	0	0	0
		特 定 (平15以	市 農 前参入分)	0	5	2	8,143,001	2,665	8,140,336	3,077	26	3,051
市		特 定 (平16以	市 農 後参入分)	0	6	2	166,808	0	166,808	125	0	125
街	Щ	上記	以外	0	7	2		0			0	
		小	計	0	8	2	8,309,809	2,665	8,307,144	3,202	26	3,176
化			前参入分)	0	9	2	3,239,865	2,430	3,237,435	1,228	32	1,196
区	畑	特 定 (平16以	市 農 後参入分)	1	0	2	13,627	0	13,627	8	0	8
	λщ	上記	以外	1	1	2		0			0	
域		小	計	1	2	2	3,253,492	2,430	3,251,062	1,236	32	1,204
#			前参入分)	1	3	2	11,382,866	5,095	11,377,771	4,305	58	4,247
農	計	特 定 (平16以	市 農 後参入分)	1	4	2	180,435	0	180,435	133	0	133
地	П	上記	以外	1	5	2	0	0	0	0	0	0
			計	1	6	2	11,563,301	5,095	11,558,206	4,438	58	4,380

地 1	方と	表番号					
2	8	1	0	0	0	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

都	道府	見	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

						-	(14)		(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
								納	税	義	務	者	数
	_				_	_	各		区分	別	市街化区域農地に係	る実数(法定免税点末	満のものを含む。
	X		分	行	番	号	総	数	法定免税点未満のもの		田・畑別	適用区分別	全 体
				9			12 (.	人)	21 (人)	30 (人)	39 (人)	48 (人)	57 (人)
	介	在	田	0	1	3		127	1	126			
	介	在	畑	0	2	3		114	0	114			
宅	宅 地 介 在 山 林				3	3	2,	390	547	1,843			
農	農地等介在山林				4	3		0	0	0			
		(平15	定 市 農 以前参入分)	0	5	3	1,	224	25	1,199			
市	田	特 (平16	定 市 農 以後参入分)	0	6	3		30	1	29			
街	Щ	上:	記以外	0	7	3			0				
.=3		-		0	8	3					1,242		
化		(平15	定 市 農 以前参入分)	0	9	3		791	30	761			
区	畑	特 (平16	定 市 農 以後参入分)	1	0	3		7	0	7			
	ΛЩ	上	記以外	1	1	3			0				
域				1	2	3					798		
#		(平15	定 市 農 以前参入分)	1	3	3						1,707	
農	計	特 (平16	定 市 農 以後参入分)	1	4	3						32	
地	п	上	記以外	1	5	3							
				1	6	3			今計数値ではか				1,72

(注) 17~19列の各欄の数値は、14列の数値の単純合計数値ではない。

±± 1	方と	2共2]体:] –	7	表看 7	昏号 8
2	8	1	0	0	0	1	9

第19表 負担調整措置等による軽減額に関する調

都	道層	見	名	兵庫県
市	囲丁	村	名	神戸市

_						→	(1)	(2)	(3)	(4)				(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
	区		分	行 ₉	番	号	評価総地積 (㎡)(イ)	決定 総額	法定免税点	千 円) 法定免税点 以上のもの ₅₇ ^(二) ₇₁		番	号	軽 減 課税標準の 特例によるも の 12 (ホ)	置によるもの	円) 特定市街化区 域農地に係る もの (ト)	(千円)	提示平均価額 (円/㎡) 又は (円/千㎡) 72 ^(リ) 80	単位当たり 平均価格 (円/㎡) (ロ)/(イ) (ヌ)
評	-	一 舟	设 田	0	1	0	43,881,630	6,163,767	193,127	5,970,640	0	1	1	0	347,223		540,350	138,759	140
点		— 舟	设 畑	0	2	0	4,901,343	350,630	29,946	320,684	0	2	1	0	25,154		55,100	71,537	72
注 語	/宝報	宅 也A・	地 Bを除く)	0	3	0	95,556,948	7,188,803,527	4,509,974	7,184,293,553	0	3	1	3,806,860,931	802,303,951		4,613,674,856	75,374	75,231
価		般	山林	0	4	0	84,657,726	1,316,178	152,757	1,163,421	0	4	1	0	19,245		172,002	15,545	16
法		小	計	0	5	0	228,997,647	7,196,634,102	4,885,804	7,191,748,298	0	5	1	3,806,860,931	802,695,573		4,614,442,308		31,427
			農業用施設 也+造成	0	6	0	456,458	1,133,394	5,467	1,127,927	0	6	1	0	349,061		354,528		2,483
そ	区内	B (生 の宅地 成費)	上産緑地地 也・農地等)	0	7	0	3,356	1,147,498	3	1,147,495	0	7	1	0	4,350		4,353		341,924
Ø	一般	市街化	化区域農地	0	8	0	0	0	0	0	0	8	1	0	0		0		0
他	+#1	記り目	以外の の計	0	9	0	39,200,499	324,938,390	419,336	324,519,054	0	9	1	0	90,311,094	24,285,443	115,015,873		8,289
		小	計	1	0	0	39,660,313	327,219,282	424,806	326,794,476	1	0	1	0	90,664,505	24,285,443	115,374,754		8,251
	合		計	1	1		268,657,960		5,310,610	7,518,542,774	1	1	1	3,806,860,931	893,360,078	24,285,443	4,729,817,062		28,005

⁽注) 1.「宅地A」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

-40-

^{2.「}宅地B」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

地1	:方と	2共公]体:]-	ド	表看 7	号。
2	8	1	0	0	0	2	0

第20表 平成20年度に新たに法定免税点以上 になる見込みの土地に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						•																										
					(1)				(2)					(3)					(4)												
4=	= -		_		+44-	댿	平月	龙 20	0 年	度	分	(1)) IC	係る	平月	成 19 年 準 額	4rh	1H	*	至々	者:	*+	1	人	当	た	IJ	課	税	標	準	額
1.] .	笛	号		地	積	課	税	0 年 標 ²	集 答	額	度:	分:	課税	,標	準 額	糾么	化	我	扮	19 3	ŧΧ			(1)	_				(口)	_	
9				12		(m ²)	24		(千	円)(~	イ)	37			(∓	一円)(口)	50			(人)	(八)	57			(八)	(円)(=)			(八)	(P	9)(ホ)
0		1	0			111,501				10,	844					10,097						98				110	0,653	3			1(03,031

-41-

概調土 - 42

家屋に関する概要調書等報告書

地	方公	共区	団体	⊐ –	・ド	表習	番号
12	8	0	7	18			

第21表 納税義務者数に関する調

-42-

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

		(1)	(2)	(3)
区 分 個人・法人の別	行 番 号	総数(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上の もの(人)
個 人	90 1 0	428,797	9,818	418,979
法人		³⁵ 18,077	⁴³ 254	17,823
計		⁵⁸ 446,874	10,072	⁷³ 436,802

地	方公	共区	団体	⊐ -	٠ř	表習	肾号
2	8	0	72	28			

第22表 総 括 表

-43-

						(1)		(2)			(3)			
Σ	<u>x</u>	分	行	番	号	棟	数	床	面 和	責 m²)	決 定	価 格 (千円)	単位当たり価格 (円)	提示平均価額	単位当たり価格 提示平均価額 (%)
木	総	数	90	1	0	12 ア	246,180	20 I	23,874,	531	31 ‡ 619	,071,838	25,930	25,917	100
		免 税 点 の も の	0	2	0	1	11,585	オ	523,	200	7	938,409	1,794		
造	法定法以上	免 税 点 の も の	0	3	0	ウ	234,595	л 2	23,351,	331	خ 618	,133,429	26,471		
木	総	数	0	4	0		336,363	٦ ;	58,671,	975	⁹ 3,304	,552,260	56,322	56,290	100
造 以	法定法未满	免 税 点 の も の	0	5	0	Ħ	781	t	21,	221	チ	80,082	3,774		_
外	法定法以上	免 税 点 の も の	0	6	0	シ	335,582	у ;	58,650,	754	["] 3,304	,472,178	56,342		
	総	数	0	7	0		582,543		82,546,	506	3,923	,624,098	47,532		
計	未満	免 税 点 の も の	0	8	0		12,366		544,	421	1	,018,491	1,871		
		免 税 点 の も の	0	9	0		570,177	8	82,002,	085	[₹] 3,922	,605,607	47,835	(参考)	
非談	果税	家 屋	1	0	0		16,225		9,111,	210				実際免税点の額	200,000 P

地	方公	·共区	団体	コー	・ド	表習	昏号
2	8	1	0	0	0	⁷ 2	3

第23表 所有者区分による家屋に関する調

				→	(1)	(2)	(3)	(4)		(5)	(6)	_
_			_	_	個人	、 が 月	有	する:	家 屋	法人が所有	する家屋	
Σ	☑ 分	行	番	号	棟 数	床面積(㎡)	決定価格	課税標準額	単位当たり価格	棟 数	床 面 積 (㎡)	
木	総数	90	1	0	239,489	23,104,208	³⁰ 602,167,783	602,160,925	26,063	6,691	⁶² 770,323	
	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0	2	0	11,397	515,135	920,405	920,405	1,787	188	8,065	1
造	法定免税点以上のもの	0	3	0	228,092	22,589,073	601,247,378	601,240,520	26,617	6,503	762,258	1
木	総数	0	4	0	295,116	28,984,996	1,530,599,694	1,530,599,693	52,807	41,247	29,686,979	1
造 以	法定免税点 未満のもの	0	5	0	684	17,789	68,706	68,706	3,862	97	3,432	1
外	法定免税点以上のもの	0	6	0	294,432	28,967,207	1,530,530,988	1,530,530,987	52,837	41,150	29,683,547	1
	総数	0	7	0	534,605	52,089,204	2,132,767,477	2,132,760,618	40,945	47,938	30,457,302	1
計	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0	8	0	12,081	532,924	989,111	989,111	1,856	285	11,497	1
	法定免税点以上のもの	0	9	0	522,524	51,556,280	2,131,778,366	2,131,771,507	41,349	47,653	30,445,805	
	-			→	(7)	(8)		(9)	(10)	(11)	(12)	
					法人が	所 有 す	る 家 屋		合		計	
Σ	分	行	番	号	決定価格	課税標準額	単位当たり価格	棟 数	床 面 積 (㎡)	決定価格	課税標準額	単位当たり価格
木	総数	90	1	1	16,904,055	16,891,844	21,944	³⁶ 246,180	23,874,531	619,071,838	619,052,769	25,930
	法定免税点未満のもの	0	2	1	18,004	18,003	2,232	11,585	523,200	938,409	938,408	1,794
造	法定免税点以上のもの	0	3	1	16,886,051	16,873,841	22,153	234,595	23,351,331	618,133,429	618,114,361	26,471
木	総数	0	4	1	1,773,952,566	1,763,127,253	59,755	336,363	58,671,975	3,304,552,260	3,293,726,946	56,322
造 以	法定免税点未満のもの	0	5	1	11,376	11,376	3,315	781	21,221	80,082	80,082	3,774
外	法定免税点以上のもの	0	6	1	1,773,941,190	1,763,115,877	59,762	335,582	58,650,754	3,304,472,178	3,293,646,864	56,342
	総数	0	7	1	1,790,856,621	1,780,019,097	58,799	582,543	82,546,506	3,923,624,098	3,912,779,715	47,532
計	法定免税点未満のもの	0	8	1	29,380	29,379	2,555	12,366	544,421	1,018,491	1,018,490	1,871
	法定免税点以上のもの	0	9	1	1,790,827,241	1,779,989,718	58,820	570,177	82,002,085	3,922,605,607	3,911,761,225	47,835

地	方公	·共区	団体	コー	・ド	表習	昏号
12	8	1	0	0	0	⁷ 2	4

第24表 木造家屋に関する調(その1)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

				(1)	(2)	(3)			
区分				村		数			
家屋の種類	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの			
専 用 住 宅	90	1	0	207,240	6,493	³² 200,747			
共同住宅・寄宿舎	0	2	0	6,740	45	6,695			
併 住宅部分1	0	3	0	4,498	606	3,892			
用 その他の用の部分 2	0	4	0	4,498	606	3,892			
宅 計(棟数については、1の数値を記入	0	5	0	4,498	606	3,892			
農家住宅	0	6	0	3,433	638	2,795			
旅館・料亭・ホテル	0	7	0	307	1	306			
事務所・銀行・店舗	0	8	0	2,927	239	2,688			
劇場・病院	0	9	0	201	0	201			
公 衆 浴 場	1	0	0	33	0	33			
工場・倉庫	1	1	0	2,676	230	2,446			
土 蔵	1	2	0	2,856	386	2,470			
附 属 家	1	3	0	15,269	2,947	12,322			
合 計	1	4	0	246,180	11,585	234,595			

地	方公	共区	団体	コー	・ド	表習	昏号
¹ 2	8	1	0	0	0	⁷ 2	4

第24表 木造家屋に関する調(その2)

						•	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)			
		X	分				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価格
家區	屋の様		"	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法定免税点 以上のもの (㎡) (ハ)	総 額 (千円) (二)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (千円) (ホ)	法定免税点 以上のもの (千円) (へ)	(円) (二)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (八) (円) (リ)
専	戸 月	住	宅	90	1	1	12 a 20,642,248		³⁴ 20,338,415	⁴⁵ 580,563,902	⁵⁶ 669,701	⁶⁷ 579,894,201	28,125		28,512
共「	司住	宅・智	寄宿舎	0	2	1	b 1,078,327	2,614	1,075,713	22,593,236	5,708	22,587,528	20,952	2,184	20,998
併	住	宅 部	分 1	0	3	1	258,487	18,637	239,850	2,470,376	43,140	2,427,236	9,557	2,315	10,120
用住	その	他の用の	の部分 2	0	4	1	127,31	9,180	118,135	1,216,753	21,248	1,195,505	9,557	2,315	10,120
宅	(1	+ 2	2) 計	0	5	1	c 385,802	27,817	357,985	3,687,129	64,388	3,622,741	9,557	2,315	10,120
農	多	往	宅	0	6	1	d 456,004	58,376	397,628	1,115,143	40,997	1,074,146	2,445	702	2,701
旅館	言・ 彩	亭・	ホテル	0	7	1	e 67,423	38	67,385	902,931	81	902,850	13,392	2,132	13,398
事務	ら 所・	銀行	・店舗	0	8	1	f 234,60°	7,235	227,366	5,291,322	23,429	5,267,893	22,555	3,238	23,169
劇	場	· //	苪 院	0	9	1	g 24,972	0	24,972	685,049	0	685,049	27,433	0	27,433
2	\$	治	場	1	0	1	h 8,260	0	8,263	87,693	0	87,693	10,613	0	10,613
I	場	• 1	1 庫	1	1	1	i 208,700	10,913	197,793	1,475,735	17,511	1,458,224	7,071	1,605	7,372
	土	Ī	鼓	1	2	1	j 101,797	12,792	89,005	222,569	13,646	208,923	2,186	1,067	2,347
	附	属	家	1	3	1	k 666,388	· ·	566,806	2,447,129	102,948	2,344,181	3,672	1,034	4,136
	合	Ì	i †	1	4	1	23,874,53	523,200	23,351,331	[‡] 619,071,838	938,409	618,133,429	25,930	1,794	26,471

地	方公	۲.	表習	昏号			
12	8	1	0	0	0	7	5

第25表 木造以外の家屋に関する調 (1)事務所、店舗、百貨店、銀行

			>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					村			数	
	/〒	行番号		総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	13			棟 数	主たる用途以外の棟数	棟 数	主たる用途以外の棟数	棟 数	主 た る 用 途 以 外 の 棟 数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	2,588	3 19 0	26	33	2,588	47 53 0
鉄筋コンクリート造	0	2	0	3,426	0	3	0	3,423	0
鉄 骨 造	0	3	0	6,988	0	35	0	6,953	0
軽量鉄骨造	0	4	0	1,716	0	20	0	1,696	0
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	186	0	1	0	185	0
そ の 他	0	6	0	(0	0	0	0	0
計	0	7	0	14,904	0	59	0	14,845	0

_		\longrightarrow	>	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
区分				床	面	積	決	定 価	格	単位	当たり	価格
構造別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法定免税点 以上のもの (m) (ハ)	総 額 (千円) (二)	法定免税点 未満のもの (千円)(ホ)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (千円) (へ)	(二) (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	3,096,335	23	3,096,335	45	56 0	⁶⁷ 293,904,107		0	94,920
鉄筋コンクリート造	0	2	1	2,480,151	76	2,480,075	157,159,523	269	157,159,254	63,367	3,539	63,369
鉄 骨 造	0	3	1	4,408,011	1,212	4,406,799	346,975,324	3,424	346,971,900	78,715	2,825	78,736
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	186,263	348	185,915	4,905,025	2,437	4,902,588	26,334	7,003	26,370
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	³ 12,467	17	12,450	227,154	196	226,958	18,220	11,529	18,230
そ の 他	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	10,183,227	1,653	10,181,574	803,171,133	6,326	803,164,807	78,872	3,827	78,884

地	方公	۲.	表習	昏号			
2	8	1	0	0	0	2	6

第26表 木造以外の家屋に関する調 (2)住宅、アパート

			>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					柯			数	
	/〒	行 番 号		総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	13			棟 数	主たる用途以外の棟数	棟 数	主たる用途以外の棟数	棟 数	主 た る 用 途 以 外 の 棟 数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	61,597	19 0	26 20	33	61,577	47 53 0
鉄筋コンクリート造	0	2	0	147,550	0	43	0	147,507	0
鉄 骨 造	0	3	0	19,141	0	61	0	19,080	0
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	43,317	0	41	0	43,276	0
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	1,460	0	13	0	1,447	0
その他	0	6	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	0	273,065	0	178	0	272,887	0

			▶	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
区分				床	面	積	決	定 価	格	単位	当たり	価格
構造別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	以上のもの	総額	法定免税点未満のもの	以上のもの	(<u>-</u>) (<u>1</u>)	<u>(</u> 市) (口)	<u>(^)</u> (/\)
				(㎡) (イ)	(m²) (□)	(㎡) (八)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	6,296,566	60	6,296,506	⁴⁵ 430,431,069	2,141	⁶⁷ 430,428,928	68,360	35,683	68,360
鉄筋コンクリート造	0	2	1	⁷ 18,787,694	236	18,787,458	1,079,233,946	4,514	1,079,229,432	57,444	19,127	57,444
鉄 骨 造	0	3	1	5 3,271,654	2,955	3,268,699	164,137,877	5,300	164,132,577	50,170	1,794	50,213
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	5,467,700	840	5,466,860	171,146,742	4,039	171,142,703	31,301	4,808	31,305
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	83,848	210	83,638	1,344,963	1,390	1,343,573	16,040	6,619	16,064
そ の 他	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	33,907,462	4,301	33,903,161	1,846,294,597	17,384	1,846,277,213	54,451	4,042	54,457

坩	3	方公	۲.	表習	番号			
12		8	1	0	0	0	7	7 ⁸

第27表 木造以外の家屋に関する調 (3)病院、ホテル

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					村			数	
	行	番	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	13	11 田 つ		棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途以外の棟数	棟 数	主 た る 用 途 以 外 の 棟 数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	270	19 0	26	33	270	47 53 0
鉄筋コンクリート造	0	2	0	595	0	1	0	594	0
鉄 骨 造	0	3	0	309	0	0	0	309	0
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	60	0	0	0	60	0
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	21	0	0	0	21	0
そ の 他	0	6	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	0	1,255	0	1	0	1,254	0

		→		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
区分				床	面	積	決	定 価	格	単位	当たり	価 格
構造別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	以上のもの	総額	法定免税点未満のもの	以上のもの	<u>(=)</u> (1)	(巾)	<u>(^)</u> (/\)
				(㎡) (イ)	(m²) (□)	(m²) (八)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	^{12 7} 747,490	0	³⁴ 747,490	79,727,742	0	79,727,742	106,661	0	106,661
鉄筋コンクリート造	0	2	1	916,593	77	916,516	72,832,568	109	72,832,459	79,460	1,416	79,467
鉄 骨 造	0	3	1	334,044	0	334,044	31,557,147	0	31,557,147	94,470	0	94,470
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	⁹ 10,385	0	10,385	304,746	0	304,746	29,345	0	29,345
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	f 1,204	0	1,204	29,451	0	29,451	24,461	0	24,461
その他	0	6	1	ب 0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	2,009,716	77	2,009,639	184,451,654	109	184,451,545	91,780	1,416	91,783

地	方公	共区	団体	コー	- ド	表習	昏号
2	8	1	0	0	0	72	8

第28表 木造以外の家屋に関する調 (4)工場、倉庫、市場

都 道 府 県 名 兵庫県 — — — — — 市 町 村 名 神戸市

		-		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					村	東) 3	数	
	行	番	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	13	н	<u>ה</u>	棟 数	主たる用途以外の棟数	棟 数	主たる用途以外の棟数	棟 数	主 た る 用 途 以 外 の 棟 数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	191	19 0	26	33 0	190	47 53 0
鉄筋コンクリート造	0	2	0	18,771	0	52	0	18,719	0
鉄 骨 造	0	3	0	9,570	0	85	0	9,485	0
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	2,963	0	74	0	2,889	0
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	3,348	0	73	0	3,275	0
そ の 他	0	6	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	0	34,843	0	285	0	34,558	0

		<u> </u>		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
区分				床	面	積	決	定 価	格	単位	当たり	価 格
構造別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	総額	法定免税点未満のもの	以上のもの	<u>(=)</u> (1)	(巾)	<u>(^)</u> (/\)
				(㎡) (イ)	(m²) (□)	(m²) (八)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	¹² ₹ 878,131	15	³⁴ 878,116	53,505,496	63	53,505,433	60,931	4,200	60,932
鉄筋コンクリート造	0	2	1	2,874,005	638	2,873,367	97,653,271	6,420	97,646,851	33,978	10,063	33,983
鉄 骨 造	0	3	1	7,467,799	4,751	7,463,048	277,186,938	8,229	277,178,709	37,118	1,732	37,140
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	= 317,673	3,232	314,441	2,805,075	9,821	2,795,254	8,830	3,039	8,890
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	88,757	1,344	87,413	1,165,590	8,829	1,156,761	13,132	6,569	13,233
その他	0	6	1	* 0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	11,626,365	9,980	11,616,385	432,316,370	33,362	432,283,008	37,184	3,343	37,213

地	!方么	2共公	团体	コー	- ド	表習	番号
2	8	1	0	0	0	72	9

第29表 木造以外の家屋に関する調 (5)その他

都 道 府 県 名 兵庫県 — — — — — 市 町 村 名 神戸市

		-		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					村			数	
	行	番	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	
構造別	נו	Ħ	P	棟 数	主たる用途以外の棟数	棟 数	主たる用途以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	0	12 24	19 0	26 0	33	40 24	47 53 0
鉄筋コンクリート造	0	2	0	6,518	0	29	0	6,489	0
鉄 骨 造	0	3	0	2,006	0	16	0	1,990	0
軽量 鉄骨造	0	4	0	3,527	0	159	0	3,368	0
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	221	0	54	0	167	0
そ の 他	0	6	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	0	12,296	0	258	0	12,038	0

				(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
区分				床	面	積	決	定 価	格	単位	当たり	価格
構造別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法定免税点以上のもの(㎡)(八)	総 額 (千円) (二)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (千円)(ホ)	法定免税点 以上のもの (千円) (へ)	<u>(=)</u> (1)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (八)
	0				(III) (LI)	(111) (71)	(十口) (一)	(十口) (小)	67 77	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	0	1	1	71,329	0	71,329	5,148,284	0	5,148,284	72,177	0	72,177
鉄筋コンクリート造	0	2	1	257,310	262	257,048	12,892,009	3,446	12,888,563	50,103	13,153	50,141
鉄 骨 造	0	3	1	423,291	749	422,542	18,276,562	838	18,275,724	43,177	1,119	43,252
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	136,343	3,454	132,889	1,077,208	14,483	1,062,725	7,901	4,193	7,997
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	^ 56,932	745	56,187	924,443	4,134	920,309	16,238	5,549	16,379
その他	0	6	1	т 0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	945,205	5,210	939,995	38,318,506	22,901	38,295,605	40,540	4,396	40,740

地	方公	·共园	団体	コー	۲.	表習	昏号
2	8	1	0	0	0	⁷ 3	08

第30表 木造以外の家屋に関する調 (6)合計

		-		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					村			数	
	行	番	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	13	ш	7	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途以外の棟数	棟 数	主 た る 用 途 以 外 の 棟 数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	64,670	19 0	26 21	33	64,649	47 53 0
鉄筋コンクリート造	0	2	0	176,860	0	128	0	176,732	0
鉄 骨 造	0	3	0	38,014	0	197	0	37,817	0
軽量鉄骨造	0	4	0	51,583	0	294	0	51,289	0
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	5,236	0	141	0	5,095	0
そ の 他	0	6	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	0	336,363	0	781	0	^{335,582}	0

				(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
区分				床	面	積	決	定 価	格	単位	当たり	価 格
構造別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	以上のもの	総 預	法定免税点未満のもの	以上のもの	<u>(=)</u> (1)	<u>(</u> 本) (口)	<u>(^)</u> (/\)
				(㎡) (イ)	(m²) (□)	(m²) (八)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	11,089,851	²³ 75	11,089,776	⁴⁵ 862,716,698	2,204	⁶⁷ 862,714,494	77,793	29,387	77,794
鉄筋コンクリート造	0	2	1	25,315,753	1,289	25,314,464	1,419,771,317	14,758	1,419,756,559	56,083	11,449	56,085
鉄 骨 造	0	3	1	15,904,799	9,667	15,895,132	838,133,848	17,791	838,116,057	52,697	1,840	52,728
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	6,118,364	7,874	6,110,490	a 180,238,796	30,780	180,208,016	29,459	3,909	29,492
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	243,208	2,316	240,892	b 3,691,601	14,549	3,677,052	15,179	6,282	15,264
その他	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	58,671,975	21,221	58,650,754	⁹ 3,304,552,260	80,082	^y 3,304,472,178	56,322	3,774	56,342

地	方公	共区	団体	⊐ –	・ド	表習	昏号
2	8	1	0	0	0	73	18

第31表 新増分家屋に関する調 (1)木造家屋

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

				-				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
		X		分				棟	数		面 積	再建築質	` '	決 定	価 格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価格
家	屋の種		i		行	番	号	総数	うち増築分	総数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点) (口)	うち増築分	総 額 (千円) (八)	うち増築分	再建染質評点数 <u>(口)</u> (イ) (点)	<u>(八)</u> (イ) (円)
	専	用	住	宅	90	1	0	3,690	18 78	24 a	33 3,028	41	⁵¹ 201,376	⁶⁰ 27,267,150	⁷⁰ 169,156		66,582
	共同位	住宅	・寄	宿舎	0	2	0	62	3	^b 15,751	159	1,249,251	13,388	1,049,371	11,246	79,312	66,623
新	併	用	住	宅	0	3	0	1	0	c 295	0	23,012	0	19,330	0	78,007	65,525
	農	家	住	宅	0	4	0	1	1	^d 15	15	1,337	1,337	1,123	1,123	89,133	74,867
	旅館・	料	亭・ガ	トテル	0	5	0	2	1	e 237	3	31,323	282	26,311	237	132,165	111,017
増	事務所	f · f	退行・	店舗	0	6	0	59	2	^f 6,821	22	489,432	921	411,123	774	71,754	60,273
	劇:	場	• 病	院	0	7	0	5	0	g 899	0	57,594	0	48,379	0	64,065	53,814
	公	衆	浴	場	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
分	I :	場	・ 倉	庫	0	9	0	13	1	462	43	20,243	1,956	17,004	1,643	43,816	36,805
	:	±	蔵		1	0	0	0	0	^j 0	0	0	0	0	0	0	0
	附寸	ļ	禹	家	1	1	0	38	2	1,057	103	71,445	6,889	60,014	5,787	67,592	56,778
	合		計		1	2	0	3,871	n 88	435,067	3,373	34,404,530	226,149	28,899,805	189,966	79,079	66,426

-53-

地	方公	表習	昏号				
2	8	1	0	0	0	⁷ 3	2

第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その1)

都	道系	見	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		_				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
		─ 区分		_	_	棟	数	床	面 積	再建築費	費 評 点 数	決 定	価 格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価格
家屋の	種類	構造別	打	番	号	総数	うち増築分	総 <u>数</u> (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点) (口)	うち増築分	総 額 (千円) (八)	うち増築分	再建築資評点数 <u>(口)</u> (イ) (点)	<u>(八)</u> (円)
	事務	鉄骨鉄筋コンクリート造	å	1	0	12 2	18 0	^{24 7} 23,312	33 0	⁴¹ 1,791,808	51 0	⁶⁰ 1,931,569	⁷⁰ ⁷⁹ 0	76,862	82,857
	所・	鉄筋コンクリート造	0	2	0	31	0	17,525	0	1,912,194	0	2,061,345	0	109,112	117,623
	店舗	鉄 骨 造	0	3	0	207	14	⁷ 385,482	2,970	28,041,142	268,162	30,228,351	289,079	72,743	78,417
	•	軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	46	3	[±] 6,157	231	3,581	98	378,139	10,311	582	61,416
新	百貨店	れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	1	0	^ਰ 51	0	4,376	0	3,851	0	85,804	75,510
291	銀	その他	0	6	0	0	0	⁷⁷ 0	0	0	0	0	0	0	0
	近行	計	0	7	0	287	17	432,527	3,201	31,753,101	268,260	34,603,255	299,390	73,413	80,003
	住	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	8	0	81	0	[‡] 6,825	0	896,813	0	789,195	0	131,401	115,633
	宅	鉄筋コンクリート造	0	9	0	5,323	2	⁵ 540,121	270	62,428,927	32,600	54,937,456	28,688	115,583	101,713
	•	鉄 骨 造	1	0	0	329	146	⁵ 46,653	523	4,460,155	34,095	3,924,936	30,004	95,603	84,130
増	ァ	軽量 鉄骨造	1	1	0	814	7	115,443	124	9,117,969	8,628	8,023,813	7,593	78,982	69,505
	パ	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	I	その他	1	3	0	0	0	^ق 0	0	0	0	0	0	0	0
	7	計	1	4	0	6,547	155	709,042	917	76,903,864	75,323	^d 67,675,400	66,285	108,462	95,446
	病	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	5	0	1	0	^Z 5,595	0	821,359	0	885,425	0	146,802	158,253
分	院	鉄筋コンクリート造	1	6	0	8	1	^{tz} 30,557	2,480	3,646,314	246,310	3,930,727	265,522	119,328	128,636
	PJL	鉄 骨 造	1	7	0	9	1	12,603	54	1,308,640	5,887	1,410,714	6,346	103,836	111,935
		軽量 鉄骨造	1	8	0	2	0	⁹ 380	0	28,832	0	31,081	0	75,874	81,792
	ホテ	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	9	0	0	0	[₹] 0	0	0	0	0	0	0	0
	_	その他	2	0	0	0		^س 0	0	0	0	0	0	0	0
	ル	計	2	1	0	20	2	49,135	2,534	5,805,145	252,197	6,257,947	271,868	118,147	127,362

概調家-14

地	表習	野号					
2	8	1	0	0	0	73	28

第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その2)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

			<u> </u>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	/		分				棟	数	床	面 積	再建築費	費 評 点 数	決 定	価 格	単位当たり	単位当たり価格
家屋の	種類	構造別		行	番	号	総数	うち増築分	総数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点数 (千点)(口)	うち増築分	総 額 (千円) (八)	うち増築分	再建築費評点数 (<u>口)</u> (右) (点)	() ()
	エ	鉄骨鉄筋コン	クリート造	92	2	0	12 3	18 2	9,369	677	1,282,301	⁵¹ 89,806	⁶⁰ 1,128,425	⁷⁰ 79 ,029	136,866	120,442
	場	鉄筋コンク	リート造	2	3	0	147	1	5,450	235	252,500	17,846	269,418	19,042	46,330	49,434
	•	鉄 骨	造	2	4	0	150	15	315,045	3,950	19,791,581	221,868	21,117,617	236,733	62,821	67,030
新	倉庫	軽量鉄	计 骨 造	2	5	0	28	1	= 4,420	117	131,586	2,855	137,507	2,983	29,771	31,110
		れ ん コンクリート	が 造 ブロック造	2	6	0	18	0	229	0	8,706	0	9,385	0	38,017	40,983
	市	そ の		2	7	0	0	0	^ب 0	0	0	0	0	0	0	0
増	場	計	-	2	8	0	346	19	334,513	4,979	21,466,674	332,375	22,662,352	337,787	64,173	67,747
相		鉄骨鉄筋コン	クリート造	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ	鉄筋コンク	リート造	3	0	0	104	1	6,698	22	546,758	836	583,391	892	81,630	87,099
		鉄 骨	造	3	1	0	33	0	17,619	0	1,079,327	0	1,151,642	0	61,259	65,364
分	တ	軽 量 鉄		3	2	0	41	0	676	0	21,296	0	22,254	0	31,503	32,920
		れ ん コンクリート	が 造 ブロック造	3	3	0	10	0	192	0	10,438	0	11,137	0	54,365	58,005
	他	そ の	他	3	4	0	0	0	^т	0	0	0	0	0	0	0
		計	-	3	5	0	188	1	25,185	22	1,657,819	836	1,768,424	892	65,826	70,217
		合 i	it .	3	6	0	e 7,388	^g 194	1,550,402	11,653	137,586,603	928,991	132,967,378	976,222	88,743	85,763

-55-

概調家-15

地	表習	昏号					
12	8	1	0	0	0	⁷ 3	3

第33表 減少分家屋に関する調 (1)木造家屋

都 道 府 県 名 兵庫県 — — — — — 市 町 村 名 神戸市

		(1)	(2)	(3)	
区分	行番号	棟数	床面積	決定価格	単位当たり価格
家屋の種類	1J 田 与 	総数	総 数 (㎡) (イ)	総 額 (千円) (口)	<u>(ロ)</u> (イ) (円)
専 用 住 宅	9 1 0	1,31	7 19 109,569	1,512,945	13,808
共同住宅・寄宿舎		38 9	5 45 15,607	⁵⁴ 209,114	13,399
併 用 住 宅	0 3 0	12 5	7 4,529	²⁸ 39,502	8,722
農 家 住 宅		38 4	3,521	⁵⁴ 5,148	1,462
旅館・料亭・ホテル	0 5 0	12	2 19 158	²⁸ 379	2,399
事務所・銀行・店舗		38 7	4,553	⁵⁴ 174,536	38,334
劇場・病院	0 7 0	12	19 285	28 2,321	8,144
公 衆 浴 場		38	2 45 420	⁵⁴ 4,091	9,740
工場・倉庫	0 9 0	12 6	3 4,045	²⁸ 26,492	6,549
土 蔵		38 2	2 45 793	⁵⁴ 4,128	5,206
附 属 家	1 1 0	12 22	8,068	²⁸ 16,186	2,006
合 計		1,90	2 151,548	1,994,842	13,163

地	方公	表習	昏号				
2	8	1	0	0	0	⁷ 3	4

第34表 減少分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋

-57-

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		(1)		(2)	(3)	
区分	行 番 号	棟	数	床	面 積	決 定 価 格	単位当たり価格
家屋の種類	1) 田 5	総	数	総	数 (m) (イ)	総 額 (千円) (ロ)	<u>(口)</u> (イ) (円)
事務所・店舗・百貨店・銀行	90 1 0	12	332	19	71,601	3,670,435	51,262
住宅・アパート		38	894	45	117,421	⁵⁴ 3,385,065	28,828
病院・ホテル	0 3 0	12	14	19	37,202	1,772,358	47,641
工場・倉庫・市場		38	271	45	118,369	⁵⁴ 2,527,843	21,356
そ の 他	0 5 0	12	181	19	20,760	²⁸ 741,322	35,709
合 計		38	1,692	45	365,353	12,097,023	33,111

概調家-17

地	方公	表番号					
2	8	1	0	0	0	⁷ 3	5

第35表 課税標準額等に関する調 (その1)

(1)

		区 分	特例率	行 番 号	法定免税点以上のもの
		決 定 価 格 (A)		⁹ 0 1 0	12 7 3,922,605,607
課	法	第 9 項 (日本放送協会)	1/2	2 1 2 1 2	23 521,521 33
		第10項 (日本原子力研究開発機構)	1/3 2/3	0 3 0	12
TM	第	第 11 項 (登録有形文化財等)	1/2	0 5 0	115,054
税	=		1/3	0 1 0 1 0	23 33
	四	第 15 項 (宇宙航空研究開発機構)	2/3	0 7 0	12
標	九	第 16 項 (海洋研究開発機構)	1/3		23 33
	条	、	2/3	0 9 0	12 23 33
進	-	第 18 項(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	4/5	1 1 0	12
华	の	第19項(水資源機構)	1/2		23 33
	\equiv	第20項 (特定地方交通線)	3/4 1/4	1 3 0	12 23 33
စ	の	第22項(科学技術振興機構)	1/4	1 5 0	12
"		7	1/3	0 0	23 33
	規	第23項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	2/3	1 7 0	12
特	定	第24項 (関西国際空港株式会社)	1/2		23 33
	に	第25項 (日本電気計器検定所)	1/2	1 9 0	12
	· .	第26項 (日本消防検定協会)	1/2		23 33
例	ょ	第27項 (小型船舶検査機構)	1/2	2 1 0	12 23 33
	る	第28項 (軽自動車検査協会) 第30項 (信用協同組合等)	1/2	2 3 0	23 33 12
١ ا	# .	第33項 (中部国際空港)	1/2	2 3 0	23 33
に	ı	第36項(社会保険診療報酬支払基金)	1/3	2 5 0	12
	の	第37項 (自動車安全運転センター)	1/3		23 33
ょ	法	第 2 項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	1/2	2 7 0	12
6	附	(,	5/6		23 33
	PIU	第9項 (特定路外駐車場)	7/8	2 9 0	12
IJ	則	第13項 (心身障害者多数雇用事業所)	5/6 1/2	3 1 0	23 33 12 445,732
	第	第 14 項 (外貿埠頭公社が平成10年3月31日までに取得した資産)	3/5	3 1 1 0	23 445,732
	713	第15項 (外貿埠頭公社が平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得した資産)	1/2	3 3 0	12 236,960
減	_	第26項 (中核的地方卸売市場構築事業)	1/2		23 33
	五	第29項 (鉄道施設、軌道施設の貸付けを行う法人)	3/4	3 5 0	12
1	~	第32項 (利用者利便の向上に資する停車場等)	3/4		23 68,228 33
額	示	第34項(並行在来線の譲受資産)	1/2	3 7 0	12
	の	第38項 (鉄軌道事業者等が駅で行う改良工事) 第41項 (特定用途港湾施設)	2/3 1/2	3 9 0	23 6,682 33
	規	第42項 (一般廃棄物処理施設)	1/2	3 3 0	23 33
に	790	第4項(民間資金等の活用による公共施設等の整備等)	1/2	4 1 0	12
	定	第45項 (都市利便施設)	1/2		23 33
な	に	第47項 (成田国際空港株式会社)	1/2	4 3 0	12
۰		第48項 (国立大学の校舎)	1/2		23 33
	ょ	第49項(地下駅火災対策施設)	2/3	4 5 0	12
న	る	第50項 (洪水時の円滑かつ迅速な避難のための施設又は設備)	1/2	4 7 0	23 33
-	ŀ	第51項 (港湾施設) 第52項 (都市鉄道施設及び駅付帯設備)	2/3	4 7 0	12 23 33
	も	,	1/2	4 9 0	12
額	の	第55項 (特定外貿埠頭指定会社等)	3/5		23 33

地	表番号						
2	8	1	0	0	0	⁷ 3	6

第36表 課税標準額等に関する調 (その2)

(1) 特例率 行 番 号 | 法 定 免 税 点 以 上 の も の X 分 法 附 則 第 一 五 条 の 二 | 第 2 項 (3 島特例) 法附則第15条の3の適用のないもの 1/2 90 1 0 12 第 2 頃 (3 島等に係る承継特例) 第 1 頃 (3 島等に係る承継特例) " (")法附則第15条の2第2項の適用のあるもの 361 33 3/5 23 3/10 0 3 0 12 法附則第一五条の三 第2項(3島等に係る基盤整備事業) 課)法附則第15条の2第2項の適用のあるもの 0 5 0 法 附 則 第 三 九 条 第 5 項 (関西文化学術研究都市の文化学術研究施設) 昭 四 七 年 附 則 第 八 条 第 3 迫 (地下道等) 1/2 0 7 0 225.761 昭六二年附則第三条 第10項 (特定地方交通線) 1/4 平成三年附則第八条第3項(都市基盤整備公団) 第 3 頃 (都市基盤整備公団) 1/3 1 1 0 第5項 (農業・生物系特定産業技術研究機構) 1/6 1/6 1/6 1 3 0 " (日本電気検定所) 平成七年附則第六条 " (日本消防検定協会 1/6 1/6 1 5 0 (小型船舶検査機構 (軽目動車検査協会) 1/6 39,893 ₃₃ 第8項 (関西文化学術研究都市の文化学術研究施設) 1/2 1 7 0 12 第 4 頃 (新エネルギー・産業技術総合開発機構) 2/3 2/3 1/2 1 9 0 平成十年附則第六条 第 5 項 (都市基盤整備公団) 第 9 頃 (指定法人等の大規模外貿埠頭 1/2 2 2/3 2 1 0 1 の 平成十一年附則第八条 第8項 (農業・生物系特定産業技術研究機構) 平成十二年附則第七条第3項(海洋科学技術センター) 2/3 3 0 平成十三年附則第八条第8項(高圧ガス保安協会) 1/3 1/2 2 5 0 3/4 第 10 項 (農山漁村電気施設) 第 11 項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設) 平成十四年附則第五条 第 17 項(地方卸売市場 4/5 2 7 0 **231,951** 33 第 18 項 (介護老人保健施設) 2/3 2 9 0 平成十四年附則第十条 第1項 (民活法の特定施設) 第 9 項 (日本電気検定所) 1/3 3 1 0 " (日本消防検定協会 " (小型船舶検査機構)
" (軽自動車検査協会) 1/3 1/3 3 3 0 43,303 平成十五年附則第十一条 第 11 項 (高圧ガス保安協会) 1/3 1/3 5 0 第 15 頃 (農山漁村電気施設) 1/2 第17項 (特定路外駐車場) 2/3 3 7 0 1 ょ 1/2 第 14 項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設) 3/4 3 9 0 第 20 頃 (介護老人保健施設) 472,811 33 5/6 2/3 4 1 0 12 平成十六年附則第十条 第 21 頃 (公的医療機関の譲受資産) 1) 1/2 第23項 (国の機関との共同研究施設) 3/4 4 3 0 第 26 頃(中核的地方卸売市場構築事業) 1/2 1/6 4 5 0 第 9 項 (社会保険診療報酬支払基金) 減 第10頃(目動車安全連転センター) 1/6 1/2 4 7 0 1,896,111 第 11 項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設) 平成十七年附則第七条 5/6 5/6 4 9 0 545,090 33 第 14 項 (特定路外駐車場) 第 20 項 (化製場) 額 1/2 5 1 0 第 21 項 (飼料製造施設) 第8項 (農業・生物系特定産業技術研究機構) 2/3 5 3 0 第15項 (特定路外駐車場) 7/8 7/8 5 5 0 第17項 (介護老人保健施設) 511.168 平成十八年附則第十三条 第18項(外資埠頭公社が平成10年4月10日から平成18年3月31日までに取得した資産) 1/5 5 7 0 197.999 第 25 項 (中核的地方卸売市場構築事業) 1/2 2/3 5 9 0 第27項 (利用者利便の向上に資する停車場等) 第2項(高圧ガス保安協会) 1/2 6 1 0 12 第3項(輸入拡大・流通システム効率化の物流施設) 5/6 第 4 項 (特定目転車駐車場) 6 3 0 平成十九年附則第六条 7/8 ____ 第 5 頃 (特定路外駐車場) 1/2 6 5 0 第6項 (国立大学法人等との共同研究施設) 第 11 項 (洪水時の円滑かつ迅速な避難の為の施設又は設備) 貊 2/3 6 7 0 53/100 23 52/100 6 9 0 12 第 1 項 (特定信用協同組合等) 3,413,523 33 平成十九年附則第八条 第2項 (特定信用協同組合等以外の信用協同組合等) 1,465,142 10.844.382 3 計 (B) 7 1 0 1 課税 標準 3,911,761,225 額 (A)-(B)

地	表番 号						
12	8	1	0	0	0	3	7

第37表 法附則第16条の規定による軽減税額等に関する調

都 道 府 県 名 兵庫県 --------------------市 町 村 名 神戸市

					(1)	(2)	(3)		
						,	数		
区 分		汀	番	号	個 数	床面積	軽減税額		
第1項の規定によるもの (1/2	減額)	90	1	0	12,846	1,467,038	³¹ 616,220		
第2項の規定によるもの (1/2	減額)	0	2	0	25,203	2,842,915	1,673,272		
第3項の規定によるもの 3/3減額され	るもの	0	3	0	0	0	0		
お 3 項 の	いるもの	0	4	0	0	0	0		
	いるもの	0	5	0	117	13,944	6,664		
(第5項の	るもの	0	6	0	144	16,412	14,266		
第 6 項 の 規 定 に よ る も の (2/3	減額)	0	7	0	0	0	0		
第7項の規定によるもの 1/3減額され		0	8	0	0	0	0		
第7項の	いるもの	0	9	0	0	0	0		
第8項の規定によるもの (1/2)	減額)	1	0	0	25	4,564	1,000		
第 11 項 の 規 定 に よ る も の (1/3	減額)	1	1	0					
第 12 項 の 規 定 に よ る も の (1/3	減額)	1	2	0					
(平成14年附則第5条第28項) (2/3	3減額)	1	3	0	0	0	0		
(平成18年附則第13条第29 2/3減額され		1	4	0	25	33,125	20,039		
項) 3/4減額され	るもの	1	5	0	3	7,192	4,239		
(平成18年附則第13条第31 項) 3/5減額され	るもの	1	6	0	0	0	0		
·		1	7	0	38,363	4,385,190	2,335,700		
合計うち個		1	8	0	37,037	3,943,393	2,115,002		
うちぇ	去人	1	9	0	1,326	441,797	220,698		

					(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
☒	分			_	平成 19 年度に	新たに軽減対象	はとなったもの	平成 19 年度	で軽減期間の	終了するもの
<u> </u>	77	1 J	丁番 号		個 数	床 面 積 (㎡)	軽減税額	個 数	床 面 積 (㎡)	軽減税額
第1項の規定によるもの	の (1/2減額)	90	1	1	12 F 4,166	^{21 7} 444,877	208,642	4,652	⁴⁹ 520,544	⁵⁹ 206,019
第2項の規定によるも	の (1/2 減額)	0	2	1	¹ 5,078	³ 538,727	⁵ 358,106	4,684	511,929	266,824
第3項の規定によるもの	1/3減額されるもの 2/3減額されるもの	0	3 4		0					
	1/3減額されるもの 2/3減額されるもの	0	5 6	1	4	385 223				
第6項の規定によるも		0			0				-,	,
	1/3減額されるもの 2/3減額されるもの		8		0					
第8項の規定によるも			0		25	4,564	1,000			
第 11 項 の 規 定 に よ る も	5の (1/3 減額)	1	1	1						
第 12 項 の 規 定 に よ る も	5の (1/3 減額)	1	2	1						
(平成14年附則第5条第28	, , ,	1	3	1						
(平成18年附則第13条第29		1	4	1	0	0	0	11	14,614	8,756
/ 亚 式 40 年 四 到 第 42 冬 第 24	3/4減額されるもの	1	- 1	1	0	0	0			
[(十成10年附則第13余第31] 3	3/5減額されるもの	1	6	1	0	ű	ű			
		1			9,275					
合 計	うち個人	1	8		8,555					
	うち法人	1	9	1	720	84,002	73,426	138	62,284	20,828

地	表番号						
2	8	1	0	0	0	⁷ 3	8

第38表 建築年次区分による家屋に関する調

	-			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
				木 造	家 屋	木造以外	小の家屋	Ė	i †	単 位	当たり	価 格
建築年次	行	番	号	床 面 積 (m) (1)	決 定 価 格 (千円) (ロ)	床 面 積 (m) (八)	決 定 価 格 (千円) (二)	床 面 積 (㎡) (ホ)	決 定 価 格 (千円) (へ)	<u>(口)</u> (イ)(円)	<u>(二)</u> (八) _(円)	<u>(へ)</u> (ホ) _(円)
38 年 1 月 1 日 以 前	90	1	0	¹² 3,643,982	²³ 14,256,314	³⁴ 1,943,779	⁴⁵ 24,675,516	⁵⁶ 5,587,761	⁶⁷ 38,931,830	3,912	12,695	6,967
38年1月2日~41年1月1日	0	2	0	674,533	6,078,668	972,193	17,743,566	1,646,726	23,822,234	9,012	18,251	14,466
41 年 1 月 2 日 ~ 44 年 1 月 1 日	0	3	0	883,162	9,863,136	2,086,551	40,673,963	2,969,713	50,537,099	11,168	19,493	17,018
44 年 1 月 2 日 ~ 47 年 1 月 1 日	0	4	0	1,190,279	16,052,469	2,972,457	70,229,233	4,162,736	86,281,702	13,486	23,627	20,727
47年1月2日~50年1月1日	0	5	0	1,175,447	18,347,298	3,751,539	119,844,265	4,926,986	138,191,563	15,609	31,945	28,048
50年1月2日~53年1月1日	0	6	0	1,249,776	20,504,069	2,622,827	98,645,008	3,872,603	119,149,077	16,406	37,610	30,767
53 年 1 月 2 日 ~ 56 年 1 月 1 日	0	7	0	1,580,509	26,495,110	2,833,850	112,315,341	4,414,359	138,810,451	16,764	39,633	31,445
56年1月2日~59年1月1日	0	8	0	1,402,798	25,156,264	3,337,194	159,344,119	4,739,992	184,500,383	17,933	47,748	38,924
59年1月2日~62年1月1日	0	9	0	1,283,730	27,704,264	3,428,228	179,285,103	4,711,958	206,989,367	21,581	52,297	43,929
62年1月2日~平成2年1月1日	1	0	0	1,755,532	44,784,709	5,071,414	285,325,883	6,826,946	330,110,592	25,511	56,262	48,354
平成2年1月2日~平成5年1月1日	1	1	0	1,311,428	37,365,345	6,130,925	404,872,892	7,442,353	442,238,237	28,492	66,038	59,422
平成5年1月2日~平成8年1月1日	1	2	0	1,477,261	52,697,565	4,637,273	314,909,070	6,114,534	367,606,635	35,672	67,908	60,120
平成8年1月2日~平成11年1月1日	1	3	0	2,607,864	113,922,473	7,709,828	553,499,788	10,317,692	667,422,261	43,684	71,791	64,687
平成11年1月2日~平成14年1月1日	1	4	0	1,456,959	72,148,388	4,817,971	389,167,073	6,274,930	461,315,461	49,520	80,774	73,517
平成14年1月2日~平成17年1月1日	1	5	0	1,320,852	76,552,191	3,413,627	284,229,304	4,734,479	360,781,495	57,957	83,263	76,203
平成17年1月2日~平成18年1月1日	1	6	0	425,352	28,243,770	1,391,917	116,824,758	1,817,269	145,068,528	66,401	83,931	79,828
平成18年1月2日~平成19年1月1日 (新増分)	1	7	0	435,067	³ 28,899,805	1,550,402	132,967,378	1,985,469	161,867,183	66,426	85,763	81,526
合計(平成19年度総評価額等)	1	8	0	[±] 23,874,531	[‡] 619,071,838	² 58,671,975	⁹ 3,304,552,260	82,546,506	3,923,624,098	25,930	56,322	47,532

地	方公	۲.	表習	昏号			
2	8	1	0	0	0	⁷ 3	9

第39表 家屋の変動に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

	>			(1)	(2)	(3)	(4)
			_	木造	家屋	木造以多	小の家屋
摘 要	行	番	号	床 面 積 (㎡)	決 定 価 <u>格</u> (1円)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 <u>格</u> (+円)
平成18年度の概要調書(修正前) (1	9	1	0	23,590,002	²² 592,397,634	57,393,985	3,183,690,808
18 17. 1. 1以前の減少分、 (2) 年 そ の 他 の 捕 捉 誤 り	0	2	0	7,978	60,455	14,984	681,180
年 そ の 他 の 捕 捉 誤 り (年) 度 17. 1. 1以前の新築分及び (3 概 増 築 分 の 捕 捉 漏 れ	0	3	0	5,350	304,157	52,977	1,023,948
横 増 築 分 の 捕 捉 漏 れ	0	4	0	55,947	591,423	22,029	1,189,460
書 17. 1. 2 ~ 18. 1. 1 の 改築分、その他の捕捉誤り (5) 17. 1. 2 ~ 18. 1. 1 の	0	5	0	0	0	0	0
^正 新築分及び増築分の捕捉漏れ (6)	0	6	0	3,697	240,568	14,478	3,607,443
平成 18 年度の概要調書(修正後) (1) - (2) + (3) - (4) + (5) + (6)	0	7	0	23,535,124	592,290,481	57,424,427	3,186,451,559
減 少 分 家 屋 (8	0	8	0	151,548	1,994,842	365,353	12,097,023
減 価 分 家 屋 (9	0	9	0				
不均衡是正による増減額等 (10	1	0	0	(()	
改 築 分 等 家 屋 (11) 1	1	0		16,707		245,550
課税・非課税変更分家屋 (12) 1	2	0	55,888	140,313		
在 来 分 家 屋 (13) 1	3	0	(7) - (8) + (12) 23,439,464	(7)-(8)-(9)+(10)+(11)+(12) 590,172,033	(7) - (8) + (12) 57,121,573	(7)-(8)-(9)+(10)+(11)+(12) 3,171,584,882
新 築 分 家 屋 (14	1	4	0	431,694	28,709,839	1,538,749	131,991,156
增 築 分 家 屋 (15) 1	5	0	3,373	189,966	11,653	976,222
平成 19 年度の決定価格等 (13) + (14) + (15)	1	6	0	23,874,531	[‡] 619,071,838	58,671,975	3,304,552,260

地	方公	大区	団体	⊐ –	۲.	表習	昏号
2	8	1	0	0	0	⁷ 4	08

第40表 法附則第16条第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分に 関する調(平成19年度に新たに軽減の対象となったものについて)

1					(1)		(2)	/ 	(3) 当	(4)			(5)	(6		(7)			(8)	1		(9)
					50 m ²	1 19		個 m²			た					末 T		面		₹.		
X	分	行	番	号	50 ㎡ (貸家の用に	供され	ュー100 る場合は40	m ⁱ 以上	上100㎡以下)	100	m²	超	120 m	i 以	下	120	m²	超	140	m²	以	下
					個 数	(個)	床 面 積	㎡) 軽	系列 税 額 (千円)	個	数 (個)	床	面 積 (㎡)	軽 減	税額	個	数 (個)	床	面	積 (㎡)	軽 減	税額
第1項・	3年間適用	90	1	0	1,5	1 17	136,71	25		33	1,437	38	166,320	46	77,712	54	735	59		,374	67	43,387
第2項・	5年間適用	0	2	0	3,5	521	351,96	60	234,863		1,128		135,287		88,983		256		35	,553		21,062
合	計	0	3	0	5,0)68	488,67	77	296,068		2,565		301,607		166,695		991		134	,927		64,449
	→				(10)		(11)		(12)	(1:	3)		(14)	(1	5)	(16)	(17)		(1	18)
					(10)	1		個	当		た	:	1			末		面	,	Ŧ.		. 0)
X	分	行	番	号	140 m	1 超	160	m²	以下	160	m²	超	200 m	i 以	下	200	m²	超	240	m²	以	下
					個 数	(個)	床 面 積	m³) 軽	系列 税 額 (千円)	個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽 減	税額	個	数 (個)	床	面	積 (㎡)	軽 減	税 額 (干円)
第1項·	3年間適用	90	1	1	12	260	36,72	29 25	15,222	33	128	38	20,739	46	7,424	54	46	59		, 271	67	2,831
第2項・	5年間適用	0	2	1		76	12,07	76	6,083		70		13,913		5,328		23		5	,511		1,518
合	計	0	3	1	3	336	48,80)5	21,305		198		34,652		12,752		69		14	,782		4,349
					(19)		(20)		(21)	(22)		(23)	(2	24)							
					1 個	当	たり	床	面積		/			1		1						
X	分	行	番	문	240 m	² 超	280	m²	以下				計									
	,,	,,	ш	-	個 数	(個)	床面積	m²) 軽	系列 税 額 (千円)	個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽 減	税額							
第1項・	3年間適用	90	1	2	12	13	3,62	25		33 P	4,166	38	472,772	46 [†]	208,642	1						
第2項・	5年間適用	0	2	2		4	1,11	17	269	I	5,078		555,417	カ	358,106							
合	計	0	3	2		17	4,73	39	1,130		9,244		1,028,189		566,748	1						

地	方公	:共区	団体	⊐ –	・ド	表習	番号
2	8	1	0	0	0	⁷ 4	18

第41表 法附則第16条第1項及び第2項の減額適用を受けなかった住宅の 個数に関する調(平成19年度に新たに課税の対象となったものについて)

都道府県名	兵庫県	
市町村名	神戸市	_

				▶ (1)		(2)			(3)			(4)			(5))
				Α	床	面	積	要	件	を	満	た	ਠੇ	な	11	住	宅
区 分	ĺ	行 番	手号	50 ㎡ (場合 未	貸家の 40 ㎡) 満(個)	28 300		超 人 下 (個)	300 320		超 起下 (個)	32	20 m²	超 (個)		計	(個)
第1項・3年間道	9用 (0 1	0	12	342	17		(1 <u>回)</u> 0	22		(1回)	27		(1四)	32		(回) 36 354
第2項・5年間道	通用 (0 2	2 0		2,398			0			1			0			2,399
合 計	(0 3	0		2,740			0			4			9			2,753

					>	(6)			(7)		(8	3)		(9)		(10)		(1	1)		(12)		(13)	
					E	3	居	住	割	合	が	1/2	未	満	Ø	併	用	住	宅	等	A・Bo 額の通	の要件を満 ∄用 を 受 Ⅰ	iたさな ナな か	いため っ た	りに減 住 宅
X	分	行	番	号		計		う 50㎡(貨 40㎡)		、 易合 (個)	床 面 280 ㎡ 起 以	i 積 図 300 ㎡ 下(個)			を 満 320 ㎡ 下 (個)	た 320	ਨ mੰ	な 超 (個)	<u>い 住</u> 小	主 計 (個)	個	数	床		積 (m²)
第1項·	3年間適用	90	1	1	12		4	17		2	22	() 27		0	32		0	7	2	42	356	47	11	1,466
第2項・	5年間適用	0	2	1			6			6		()		0			0		6		2,399		26	6,673
合	計	0	3	1			10			8		()		0			0		8		2,755		38	3,139

地	方公	大区	団体	⊐ –	۲.	表習	番号
12	8	1	0	0	0	⁷ 4	28

第42表 新築住宅に関する調

大					(1)				(2) (3)		(4)							
中			区 分		行	番	号	棟	数	住	居	数	床	面積(㎡)	決	定価格		
一	_	-	専 用 住 宅	(1)	⁹ 0	1	0	12	3,582	18	3	,598	24	401,473	32	26,776,393		
大 機 家 住 宅 (3) ** 0 3 0 ** 0 ** 0 ** 0 ** 0 ** 0 0		戸	併 用 住 宅	(2)	_			42	1			1		139	62	9,085	139	65,360
大 同 住 毛 ・ 奇 信 音 (4)		建	農家住宅	(3)	⁹ 0	3	0	12	0	18		0	24	0	32	0	0	0
計		•	共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	(4)	_		_	42	90	48		403	54	16,769	62	1,107,638	42	66,053
## A P	屋	計	† (1) + (2) + (3) + (4)	(5)	90	5	0	12			4	,002	24 a	418,381	32 b	27,893,116	105	66,669
## 日本 10 10 11 12 13 15 15 15 15 15 15 15			鉄骨鉄筋コンクリート造	(6)	_			42				0	54	0	62	⁷ 0	0	0
# 操 操 強 強 強 情 造 (8)	 		鉄筋コンクリート造	(7)	⁹ 0	7	0	12	485	18		485	24	41,573	32	4,213,846	86	101,360
造		戸	鉄 骨 造	(8)	_			42	85			89	54	12,492	62	1,013,219	140	81,109
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	<u>选</u>	建		(9)	90	9	0					121				6,454,466	129	69,445
サード 中部 (6) + (7) + (8) + (9) + (10) + (11) (12)	垣	住		(10)				42	0	48		0	54		62	71 0	0	0
小計 (6) + (7) + (8) + (9) + (10) + (11) (12)	ly.	空	その他	(11)	⁹ 1	1	0	12	1			2	24			57,589	848	33,956
外 芸育鉄筋コンクリート造(13) 1 3 0 40 103 6,762 782,126 66 115,665 鉄筋コンクリート造(14) 42 4,675 48 6,513 54 471,133 62 48,271,163 72 102,458 鉄筋コンクリート造(15) 91 5 0 12 86 18 791 24 25,981 32 2,267,316 33 87,268 軽量鉄骨造(16) 42 92 48 449 54 21,368 62 1,493,369 48 69,888 住 れんががっき (17) 91 7 0 12 0 18 0 24 0 32 0 0 0 0 0 0 0 コンクリートブロック造(17) 91 7 0 12 0 18 0 18 13) (13) + (14) + (15) + (16) + (17) + (18) (19) 91 9 0 12 4,907 18 7,870 24 531,303 32 53,074,344 68 99,895 屋 寄宿舎(20) 42 4 48 129 54 3,179 62 268,843 25 84,568 計 (12) + (19) + (20) (21) 92 1 0 12 6,191 18 9,296 64 683,186 32 65,082,307 73 95,263		-6	小計 (6) + (7) + (8) + (9) + (10) + (11)	(12)				42	1,280	48	1	,297	54	148,704	62	11,739,12 ⁷ 0	115	78,943
一	か		鉄骨鉄筋コンクリート造	(13)	⁹ 1	3	0	12	40	18		103	24	6,762	32	782,126	66	115,665
Regular 会 会 会 42 92 48 449 54 21,368 62 1,493,369 48 69,888 信 れ ん が 造 (17) り ートブロック造 (17) り 7 0 12 0 12 0 18 0 24 0 32 0 0 0 0 0 定 そ の 他 (18) 42 14 48 14 54 6,059 62 260,370 433 42,972 小計 (13) + (14) + (15) + (16) + (17) + (18) (19) り 91 9 0 12 4,907 18 7,870 24 531,303 32 53,074,344 68 99,895 屋 寄 宿 舎 (20) 42 4 48 129 54 3,179 62 268,843 25 84,568 計 (12) + (19) + (20) (21) 92 1 0 12 6,191 9,296 683,186 65,082,307 73 95,263		共	鉄筋コンクリート造	(14)				42		48	6	5,513	54	471,133	62	48,271,163	72	102,458
性 量 鉄 肯 造 (16)		同	鉄 骨 造	(15)	⁹ 1	5	0					791	24			2,267,316	33	87,268
京 コンクリートプロック造 (17) 1 7 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0)			(16)					92				54			1,493,369	48	69,888
字 そ の 他 (18) *** 14 *** 14 *** 6,059 *** 260,370 *** 433 *** 42,972 *** 小計 (13) + (14) + (15) + (16) + (17) + (18) (19) *** 9 ** 0 ** 12 *** 4,907 *** 7,870 *** 24 ** 531,303 *** 53,074,344 ** 68 ** 99,895 **	宏	住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(17)	91	7	0	12	0	18				0		0	0	0
寄宿舍 (20) 42 4 ⁴⁸ 129 ⁵⁴ 3,179 ⁶² 268,843 25 84,568 計 (12) + (19) + (20) (21) ⁹ 2 1 0 ¹² 6,191 ¹⁸ 9,296 ²⁴ 683,186 ³² 65,082,307 65,082,307 73 95,263	3	宅	そ の 他	(18)				42	14	48		14	54	6,059	62	260,370	433	42,972
計 (12) + (19) + (20) (21) ⁹ 2 1 0 ¹² 6,191 ¹⁸ 9,296 ²⁴ 683,186 ³² 65,082,307 73 95,263			小計 (13) + (14) + (15) + (16) + (17) + (18)	(19)	⁹ 1	9	0				7	,870				53,074,344	68	99,895
at (12) + (19) + (20) (21) 2 1 0 6,191 9,296 c 683,186 d 65,082,307 73 95,263	区		寄宿舍	(20)				42	4	48		129	54	3,179	62	268,8 43	25	84,568
合 計 (5) + (21) (22) 42 9,864 48 13,298 ⁵⁴ 1,101,567 ⁶² 92,975,42 ⁷ 3 83 84,403		Ē	計 (12) + (19) + (20)	(21)	92	1	0	12	6,191	18	9	,296	24 c	683,186	32 d	65,082,307	73	95,263
		合	計 (5) + (21)	(22)		_		42	9,864	48	13	,298	54	1,101,567	62	92,975,423	83	84,403

地	方公	共区	团体	_ _	۲.	表習	番号	
2	8	1	0	0	0	⁷ 4	3	

第43表 法附則第16条の2の規定による軽減税額等に関する調(その1) _

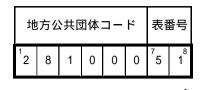
都 道 府 県 名 兵庫県) ______ 市 町 村 名 神戸市

	-																				
			•				[1)		(2)			(3))		(4)		(5)			(6	3)
第							**	È		3	汝			平成	19年度に新	新たに	軽減	の対象	象と	なっ	たもの
1 0 項	区分		行	番	号	個	数	床	面	積 (㎡)	軽	減	税 額 (千円)	個) 数	床	面	積 (m²)	軽	減	税 額 (千円)
の規		1/4	9	1	0	12	4,383	19	39	99,520	28		119,604	37	1,095	44	10	00,101	53		30,358 ⁶
定	法附則第16条の適用のあるもの	1/6	0	2	0		664		-	70,107			13,671								
によ		1/2	0	3	0		3,024		4	15,518			215,651		386		(64,733			38,423
る	法附則第16条の適用のないもの	1/3	0	4	0		4,742		49	98,490			147,234								
もの	合 計		0	5	0		12,813		1,38	83,635			496,160		1,481		10	64,834			68,781
		-					(7)		(8)			(9	\		(10)		(11)			(1:	2)
第								16条の		減期間	の終			平成		で軽減			佟了		_
1 0 項	区分		行	番	号	個	数	床	面	積 (㎡)	軽	減	税 額 (千円)	個	数	床	面	積 (㎡)	軽		税 額 (千円)
の規		1/4	9	1	1	12	922	19	8	81,863	28		20,295	37		44		, ,	53	_	6
定	法附則第16条の適用のあるもの	1/6	0	2	1		664		-	70,107			13,671								
によ		1/2	0	3	1																88,699
る	法附則第16条の適用のないもの	1/3	0	4	1						_				2,945		29	97,554			90,230
もの	合 計		0	5	1		1,586		15	51,970			33,966		2,945		29	97,554			178,929
		-		_	•		1)		(2)			(3)		•	(4)	•	(5)			(6	<u> </u>
第							丝	ž.	(-/	ž	汝	(-)		平成	 19年度に新	新たに		の対象	象と		
1 も _項			行	番	号	個	数	床	面	積 (㎡)	軽	減	税 額 (千円)	個	数	床	面	積 (㎡)	軽	減	税 額 (千円)
の規	法附則第16条の適用のあるもの	1/4	9	6	0	12		19		(111)	28		(111)	37		44		(111)	53		(113)
の定に	法附則第16条の適用のないもの	1/2		7	 																
よる	合 計		0	8	0		0			0			0		0	1		0			0
				•	!		(=)		(0)			(0			(4.0)		(44)			- /4	0)
第							<u>⑺</u> ∓度で第1	16条の	(8) み軽	減期間	の終	9 <u>)</u> ?了§		平成	(10) 19 年度 ⁻	で軽減	(11) 或期		佟了	<u>(12</u>	
1 も項 の	分 分		行	番	号	個	数	床	面	積 (㎡)	軽	減	税 額 (千円)	個	】 数	床	面	積 (m²)	軽	減	税 額 (千円)
規	法附則第16条の適用のあるもの	1/4	9	6	1	12		19			28			37		44			53		6
の定に	法附則第16条の適用のないもの	1/2	0	7	1																
よる	合 計		0	8	1		0			0			0		0			0			0

	地方公共団体			§ 43	表	法	·附則	第16条	တ:	2თქ	規定	によ	る朝	圣減	税客	爭	に関す	⁻ る調(その	2)	—	道即				車県 戸市
第								(1)			(2)			(3))			4)		(5)	- 11		(6		7	
カ 1 3 も項 の	X	分		行	番号	릉	個	数	総	床	面	積 (㎡)	数 軽	減	税 (千	額(円)	平 成 19 個	年度に新数	床	重面	の刃 積 (㎡)		なっ		2	
規	法附則第16条の適用	のあるもの	1/4	9	9	0	12		19				28				37		44			53			6	
の定に	法附則第16条の適用	のないもの	1/2	1	0	0																				
る	合	計		1	1	0			0			0				0		0			()		(0	
			-					(7)			(8)			(9	9)		(10)		(11)			(1	2)	_	
第 1							平成19	年度で第	育16	条の	み軽	減期間	間の終	?了?	するも	5の	平成1	9 年 度 で	で軽減	期	間が	終了	す	るもの		
・3 も項 の	区	分		行	番号	导	個	数		床	面	積 (㎡)	軽	減	税 (千	額(円)	個	数	床	面	積 (㎡)	軽	減	税 額 (千円)		
規	法附則第16条の適用	のあるもの	1/4	9 0	9	1	12		19				28				37		44			53			6	
の定に	法附則第16条の適用	のないもの	1/2	1	0	1																			1	
る	合	計		1	1	1			0			0				0		0			C)		(O	

-67-

都市計画税に関する調報告書



平成19年度 都市計画税に関する調

第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

-68-

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区分行番号	市町村の面積(千㎡)	市街化区域(千㎡)	市街化調整区域(千㎡)	その他 (千㎡) _C	計 (A + B + C) (千 m²)
課税区域の面積 0 1 0	12	²³ 103,410	33 1	43 ġ	103,410 to 103,410
都市計画区域の面積 0 2 0	552,550	200,420	352, ⁵ 950	‡	553,370

			(6)	(7)	(8)	(9)
区分	行 番	号	都市計画区域の 指 定 の 有 無	市街化区域等の 設 定 の 有 無	都市計画税の 課税の有無	都市計画事業の 認 可 の 有 無
課税区域の面積	90 1	1	12	13	14	15 16
都市計画区域の面積	0 2	1	⁷ 1	⁻¹ 1	1	^Z 1
		1				
			指定有 「 1 」 指定無 「 2 」		課税有 「1」 課税無 「2」	認可有 「 1 」 認可無 「 2 」

地	方と	۲	表習	昏号
12	8	1	⁷ 5	28

第52表 納税義務者数に関する調

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

(1) (2)

-69-

					(· /	(-/	(+)
Σ	☑ 分	行	番			法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
	個人	90	1	0	258,524	4,588	³² 253,936
土地	法人	0	2	0	13,614	417	13,197
	計	0	3	0	272,138	5,005	267,133
	個 人	0	4	0	420,221	9,622	410,599
家 屋	法人	0	5	0	17,716	249	17,467
	計	0	6	0	437,937	9,871	428,066
	個 人	0	7	0	494,628	9,970	484,658
実 数	法人	0	8	0	22,901	537	22,364
	計	0	9	0	517,529	10,507	507,022

地	方么	2共2]体:	¬ –	۲	表習	番号
12	8	1	0	⁷ 5	3		

第53表 地積及び床面積等に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

								(1)						(2)						(3)			(4)
	X	分	行	番	号	市	街	化	X	域	市	街	化	調	整	X	域		そ	Ø	他		計
±	宅	宅地	9	1	0	12				86,862	24							34					45 \$\frac{3}{2}\$ \$\frac{57}{86}\$, 862
地	地	その他	0	2	0					13,428													13,428
Ø	等	小 計	0	3	0					100,290							0					0	100,290
地	農	農地	0	4	0					2,659													⁹ 2,659
積 (千㎡)		計	0	5	0					102,949							^უ 0				7	0	102,949
家床	木	造 家 屋	0	6	0				21	, 422 , 731													21,422,731
屋面	木造	以外の家屋	0	7	0					,927,671													56,927,671
の積 (㎡)		計	0	8	0				78	,350,402							=0				ヌ	0	
土	宅	宅 地	0	9	0					445,620													* 445,620
地	地	その他	1	0	0					20,510													20,510
Ø	等	小 計	1	1	0					466,130							0					0	466,130
筆	農	農 地	1	2	0					6,511													7 6,511
数 (筆)		計	1	3	0					472,641							љ О				7	⁷ 0	472,641
家屋	木	造家屋	1	4	0					219,112													219,112
の棟	木造	以外の家屋	1	5	0					325,187													325,187
数 (棟)	_	計	1	6	0	_				544,299							۵ ک				У	0	544,299

$\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \\ 8 \\ 1 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 75 \\ 4^8 \\$	地	:方と	2共2]体:] –	۲	表習	番号
	4							

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調 (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 兵庫県 ------市 町 村 名 神戸市

								(1)	(2)	(3)	(4)
	X		分		 行	番	무	決	定	価	格
	<u> </u>		73		1.3	н	7	市街化区域(千円)	市街化調整区域(千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円)
		住	小規規	個人	9	1	0	3,672,971,645	24	34	45 € 57 3,672,971,645
		宅	模地	法人	0	2	0	526,767,904			526,767,904
	宅	用	住宅	個人	0	3	0	325,060,267			325,060,267
土		地	用 般 地	法人	0	4	0	25,481,363			25,481,363
	地	非用住	個 人住宅	. 非 用地	0	5	0	654,150,209			654,150,209
		宅地	法 人住宅	. 非用地	0	6	0	1,829,234,148			1,829,234,148
地		小	計		0	7	0	7,033,665,536	0	0	7,033,665,536
		農	地		0	8	0	36,354,395			36,354,395
	7	₹) 他		0	9	0	221,717,992			221,717,992
		討	-		1	0	0	7,291,737,923	0	0	7,291,737,923
家	木	造	家	室	1	1	0	581,442,797			581,442,797
屋	木道	造 以 外	の家	屋	1	2	0	3,244,368,587			3,244,368,587
庄		計	†		1	3	0	3,825,811,384	0		3,825,811,384
	合		計		1	4	0	11,117,549,307	⁹ 0	a 0	11,117,549,307

$\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \\ 8 \\ \end{bmatrix}$ 1 0 0 0 $\begin{bmatrix} 7 \\ 5 \\ \end{bmatrix}$ 4	j	Ш	方と	2共2]体:] –	۲	表習	番号
	12		8	1	0	0	0	⁷ 5	4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

								(5)	(6)		(7)	(8)	(9)	(10)
	X		分		行	番	号	市街化区域(千円)	税 市街化調整区域(千円)	景 そ の	準 他 (千円)	額 計 (千円) A	·実定税率 B	調 定 見 込 額 A×B(千円)
		住	小規構	個人	90	1	1	1,220,061,415	25	35		1,220,061,415		69 79
		宅	規模地	法人	0	2	1	174,895,574				174,895,574	/	
	宅	用	住宅	個人	0	3	1	214,057,301				214,057,301		
土		地	用 般 地	法人	0	4	1	16,848,204				16,848,204		
	地	非 用 住	個 人住宅戶	非用地	0	5	1	455,759,809				455,759, [₹] 09	/	
		宅地	法 人住宅戶	非用地	0	6	1	1,250,905,442				1,250,905,442	1	
地		小	計		0	7	1	3,332,527,745			0	3,332,527,745		
		農	地		0	8	1	23,262,674				23,262,674		
	7	ζ σ.	他		0	9	1	152,279,994				152,279,994		
		計	 		1	0	1	3,508,070,413	0		0	3,508,070,413		
家	木	造	家	室	1	1	1	581,417,889				581,417,889		
屋	木道	造 以 外	、の 家	屋	1	2	1	3,233,592,207				3,233,592,207		
座		計	†		1	3	1	3,815,010,096			0	3,815,010,096	/	/
	合		計		1	4	1	7,323,080,509	ت 0		0	7,323,080,509	0.300 %	21,969,242

-72-

地	方包	2共公]体:	-	፲	表習	番号
1 2	8	1	0	0	0	⁷ 5	5

第55表 平成20年度に新たに法定免税点以上になる 見込みの土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都;	道府	f 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		(1)	(2)	(3)	(4)		
区分	行番号	地 積 (m²)	平成20年度分	左に係る平成19年度 分 課 税 標 準 額	幼 税 恙 終 考 数 (人)	1人当たり	課税標準額
	11 田 つ	7년 1兵(111)	課 税 標 準 額 (千円)A	分 課 税 標 準 額 (千円)B		<u>A</u> C (円)	<u>B</u> C (円)
法定免税点以上になる見込みの土地	9 0 1 0	111,501	2,533	2,273	50 57 35	72,371	64,943

-73-

地	方と	2共2]体:] –	۲	表習	昏号
12	8	1	0	0	0	⁷ 5	6

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	号	納税義務者	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆 数 (筆)
	_	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	90	1	0	1,653		³⁹ 26,483,094	54	69 3,547
	平の	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	126	55	1,971,218	1,287,987	160
		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	120	59	2,385,958	1,470,314	169
特	DX.	負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0	81	36	1,225,544		104
	רוו	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	89	38	1,642,501	908,430	132
	\top	負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	34	15	357,070		55
	待	負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0	22	10	328,028		23
定	五街	負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	22	12	411,509	200,202	22
Æ		負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0	9	2	43,826	19,419	9
	年化	負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	10	5	236,456	98,274	12
		負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0	7	1	44,840		7
		負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0	4	3	63,327	22,349	4
市	_	負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0	1	0	3,482		1
	Ы	負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0	1	1	16,985	5,005	2
	域域	<u> </u>	1	5	0					
		其担小牛0.23以上0.3不 個	1	6	0					
街		負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0					
1±J		負担水準0.15以上0.2末満	1	8	0					
		負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0					
	+#1	負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0					
	入地	負担水準0.05未満	2	1	0					
化		計	2	2	0	2,179	1,446	35,213,838	22,757,970	4,247
		本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	2	3	0	28	58	706,451	264,819	125
	平。	負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0	3	3	212,951	85,180	3
	()	負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9末満	2	5	0	2	1	36,747	5,981	2
X	hv		2	6	0	3	1	33,836	4,888	3
	市	負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0					
		負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0					
		負担水準0.7以上0.75未満 2.50 (2	2	9	0					
		負担水準0.65以上0.7末満	3	0	0					
域		負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.65未満	3	1	0					
		負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0					
	·	負担水準0.45以上0.55末滴 負担水準0.45以上0.5末満	3		0					
	度反	負担水準0.4以上0.3木凋 負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0					
農	XZ	負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0					
辰	Ы		3	7	0					
	域域	負担水準() 25以上() 3未満	3	8	0					
	後	負担水準0.3以上0.35末満 負担水準0.25以上0.3末満 負担水準0.2以上0.25末満	3		0					
	-	負担水準0.15以上0.2未満	4		0					
地	農参	負担水準0.1以上0.15未満	4	1	0				 	
		負担水準0.05以上0.1未満	4	2	0				 	
	、地	負担水準0.05未満	4		0					
	八一	計	4	4	0	36	63	989,985	360,868	133
ldot		ĦI		7	٦	- 00	00	000,000	300,000	100

-74-

地	方と	方公共団体コード		表征	番号		
12	8	1	0	0	0	⁷ 5	6
							_

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	3	兵庫県
市町村名	i	神戸市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行	番	号	納税義務者	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額	筆 数 (筆)
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	94	5	0	1,681	1,267	³⁹ 27,189,545	17,920,215	⁶⁹ 3,672
	負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	129	58	2,184,169	1,373,167	163
	負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	122	60		1,476,295	17
	負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	84	37		718,888	10
	負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	89	38			13
	負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	34	15			5
合	負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	22	10			
_	負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	22	12			2
	負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	9	2			
	負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	10	5	236,456		1
	負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0	7	1	44,840		
	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	4	3	,-		
	負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	1	0	• ,		
	負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0	1	1	16,985	5,005	
±1	負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	0	0		-	
計	負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	0	0		-	
	負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0	0	0	-	· ·	
	負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0	0	0		-	
	負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0	0	0		•	
	負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0	0	0	-	•	
	負担水準0.05未満	6	5	0	0	0	0	0	
	計	6	6	0	2,215	1,509	36,203,823	23,118,838	4,38
第 61	表 の う ち 生 産 緑 地 に 係 る も の	6	7	0	742	₹ 1,150	^{tc} 150,572	⁵ 143,836	2,13

-75-



都 道 府 県 名 兵庫県 -------市 町 村 名 神戸市

						(1)						(2)				(3))				(4)					(5)					(6))					(7)		
						法	第	702	条	第	2 項	か	つ	٦	書	のき	規	定に	ょ	る	課	税	標	準	の	特	例	に	よ	נו	減	額	٢	な	る	課	税	標	準	額
	/		<u>ر -</u>	 1				法			第			'02			ž.		第			2			項			か			っ			Z	-		Ī	書		
区	分		行	番 ¹	号:	第91	頁(会	日本	放送)	協	第10項 研 究	i (E 開 発	本原 機	京子力 構)	〕第 <i>1</i>	1項 と	(登 財	:録有: 等	形文)	第2 産業	3項 (養技術 構	(農業	・ f 研究)	食品 兌機	第2 港	4項 株	(関 式:	西国 会 社	際字 :)	第 第 器	25項	i(E 食 定	本	電気	計	第26 []] 定	— 頃(協	日本	z消Ñ È	方検)
								(千円))			(∓	円)				(千円	1)		11-3		千円					(千月	円)				(=	千円)				((千円)
宅地	宅址	也	90	1	0	12		3	382,9	981	22				32					42					52					62						72				81
等	その	他	0	2	0				8	319																														
農	地		0	3	0																																			
土	地計	t	0	4	0			3	383,8	300					0				0					0					(0					0					0
家	屋		0	5	0			5	521,5	521								115,	054																					
合	計		0	6	0			ç	905,3	321				()			115,	054					0					(0					0					0

-76-



 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

								(8)				(9)				(1	10)				(1	1)				(1	2)				(13	3)				(14	1)	
						法	第	702	2 条	第	2	項	か	っ	こ	書	に	ょ	る	課	税	標	準	Ø	特	例	に	ょ	IJ	減	額	٢	な	る	課	税	標	準	額
		\wedge	<u>-</u>		_			法			第		7	702			条			第			2		Ιį	Į		か	١		っ			٦			書		
X		分	17	番		第27 查	項(機	小型 構	船舶 (新元)	検第	第28耳 査	頁(軽 協	全 全	動車)) 第	到 30耳 合	頁(f (言用 [:]	協同約)	且第	到 打 村	頁 (第	水 資)	 源 榜	幾第	33項 常	〔(巾 ≛	部目 (国際3	空第療	36項	i (社 州支:	L会(払基	保険i 基金)	多 第 通	37項 転	i(自 セン	動車	Ē安全 -)
									(千円))			(=	千円)				(-	千円)				(=	千円)				F)	-円)				(=	千円)				F)	千円)
宅地	宅	三地	90	1	1	12			17,64	18 2	22		3	35,11	5	2				42					52					62					72				81
等	そ	の他	0	2	1																																		
農	!	地	0	3	1																																		
土	地	計	0	4	1				17,64	18			3	35,11	5					0					0					0	_			_	0				0
家		屋	0	5	1																																		
合		計	0	6	1				17,64	18			3	35,11	5					0					0					0					0		_		0

-77-



 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						(15)		(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)
						法附則第1	5条、	法附則第15条の	2 又 は法 附則 15 ई	条の3の規定によ	る課税標準の特	例により減額と	なる課税標準額
							法				•-		条
区	5	分	行	番		第2項(倉	庫)	第14項(外貿埠頭公社の特定用途港湾施設(H10.3.31まで取得分分))	第15項(外貿埠頭公社 の特定用途港湾施設 (H18.4.1~H20.3.31ま で 取 得 分))	第32項(大規模改良停車場建物等)	第34項(譲受固定資産 産)	第38項(身体障害者 等の移動円滑化停車 場建物等)	第41項(公共荷さば き 施 設)
							(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
宅地・	宅	地	90	1	2	12		8,928,213	32	42	52	62	72 81
	その	の他	0	2	2								
農	t	也	0	3	2								
土	地	計	0	4	2		0	8,928,213	0	0	0	0	0
家]	室	0	5	2			445,732	236,960	68,228		6,682	
合	i	it	0	6	2		0	9,373,945	236,960	68,228	0	6,682	0

-78-



 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

								(22))				(23))				(24)				(25)				(2	(6)				(2	27)					(28)	
						法附	則	第	15 务	ζ,	法	附貝	亅第	15	条 0.	2 2	ては	法	附 則	15 €	条の	3 σ.	規	定に	こよ	る制	果 税	標之	隼の	特份	列に	よ	ָל נו	咸 額	اح	なる	課	税模	票準額
										汥	<u> </u>					弣				Ę	[i]				第	自				15	;				\$	Ž.			
×	<u>ζ</u>	分	行	番	号	第42 []] 処	項(· 理	— _角 施	设廃勇 設)	第4 のii	4項 5用1 設	(民 によ 等	間資 る 2	金 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	第二	15項 生 I	(認 事	定都業	市再)	第4	7項(港	成日	日国際	祭空	第48 人	項(の	国立 校	大学	法 🤅	第49 対	項(⁾ 策	地下施	・駅リ 設	火災)	第50 洪水	項((時)	地下壁難	街等の 施設)
									(千	円)				((千円))			(=	F円)				(千	円)				(千円	9)				(千)	円)				(千円)
宅地	17	宅 地	90	1	3	12		_			22			_		32					42					52				6	2					72			81
等	そ	の他	0	2	3																											_							
農		地	0	3	3																																		
土	地	計	0	4	3					0					(_	0					0					0					0				0
家	₹	屋	0	5	3																																		
台	<u>}</u>	計	0	6	3					0					()				0					0					0					0				0

-79-



 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						(29))		(30)	((31)	(32)	(33)	(34)	(35)
						法 附 則 第	15 条、	法 附 則	第 15 条 の	2 又 は 🧎	去 附 則 15 :	条 の 3 の 規 定 に よ	る課税標準の特	・例により減額と	なる課税標準額
						法	附	則	第	15	条	法附則第15条の2	法 附	則 第 15	条 の 3
区		分	行	番		第51項(港灣	弯施設)	第52項(設	都市鉄道施等)	第55項(社の民営 る 承 維	外貿埠頭公 化会社に係 * 特 例)	第2項(三島特例)	第1項(旅客会社等に係る承継特例)(法附則第 15条の2第2項の三島特例にかかるものを除く	第1項(旅客会社等に係る承継特例)(法附則第 15条の2第2項の三島特例にかかるものに限る)	第2項(旅客会社等 に係る基盤整備事 業)
							(千円)		(千円)		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
宅地	宅	地	90	1	4	12		22		32		42	25,738	62	72 81
等	そ	の他	0	2	4										
農		地	0	3	4										
土	地	計	0	4	4		0		0		0	C	25,738	0	0
家		屋	0	5	4								361		
合		計	0	6	4		0		0		0	C	26,099	0	0

-80-



都 道 府 県 名 兵庫県 市 町 村 名 神戸市

							(36	5)			(37)			(3	8)		(39)	,		(40)			(41)			(4	,	
						改正	法の	規	定に。	よるも	の 平	成 19 年	改正	法附	則第8条	改正法	の規定	定による [。] 則第	もの平成 111条	19年7	女正法附	改正法	もの規	定によるも 第2	の平成 20条	.18年i	改正法	附則
						第	1		項	第	2	項	第	₹ 3	項	第	2	項	第	3	項	第	2	項	第	}	3 I	項
X		分	行	番		こ書第 用協同	第30項 1組合	頁(特)等() (の	寺定信 第3項 分))	こ書第 用協同	30項 組合:	(特定信	こ書:	第30耳	第2項かっ 頁(特定信 合等(合併))	旧法附 - 項	 則第 倉	15条第2 庫)	旧法附項(地)時避	下街等	の洪水	項(外 特定) (H10.4	貿埠 ∄途氵 ↓.1~	15条第18 頭公社の 巷湾施設 H18.3.31 得 分))	旧法》項(大	、規模	第15条 養改良 物 等	!停車
<u> </u>		-				40			(千円)			(千円)			(千円			(千円)	50		(千円)			(千円)	70		((千円)
宅地	宅	地	90	1	5	12				22			32			42			52			62			/2			81
等	そ	の他	0	2	5																							
農		地	0	3	5																							
土	地	計	0	4	5				0			0									0			0		_		0
家		屋	0	5	5		;	3,41	3,523		1	, 465 , 142												197,999				
合		計	0	6	5		;	3,41	3,523		1	, 465 , 142)		C			0			197,999				0

-81-



 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

_								(43)				(44)			(45)		(46	,		(47	,		(48)			(49)	
						改正	法(の規	定に	よる	もの	平月	戊 17 年 記	女正 法「	附則	第 10 条	改正法	の規 則	定による [:] 第	もの平点 19		改正法附 条	改正法	もの規定 則	≧による [:] 第	もの平成 18	뷫15年改正 条	法附
						第	5	4	項		第	5	項	第	6	項	第	3	項	第	4	項		第		3	項	
×		分	行	番		項(社	社会	保険	の3第38 診療報 金)	退項	法第3 ² (自動 z ン	車多	の3第40 そ全運転 一)	旧法附項 (則第倉	15条第3 庫)	旧法阿項	付則第 (倉	515条第3 庫)	項(公	則第 的医療 受 資	療機関の	旧法第 項(日 定	本電気	:の3第28 気計器検)	項(日	i349条の3 本消防検 会)	第29 定協
									(千円)				(千円)			(千円)			(千円)			(千円)			(千円)		F)	千円)
宅地	ŧ	岂地	90	1	6	12				22				32			42			52			62			72		81
等	そ	の他	0	2	6																							
農	į	地	0	3	6																							
土	地	計	0	4	6					0			0		_	0			0			C			0			0
家	₹	屋	0	5	6																							
e	ì	計	0	6	6				(0			0			0			0			C)		0			0

-82-



都 道 府 県 名 兵庫県 -----------------市 町 村 名 神戸市

					(50)			(51)			(52)				(5	3)			(54)				(55)		(56)	
 	Δ	/ -	番		改正法の規定に 則 第	第	きの平成1 18 3	5年改正法附 条 項	ひ止もの	平成	14年	₹改	正法 条	もの ³ 附	平成1 則 第	1年已 第 8	女正法 多条	もの [®]	平成 則	10年 第 1	による 改正法 3 条	<u> </u>	合	計	法 附 舅	刂第 29 7	条の5 項
	分	1 1 1	田		旧法第349条の 項(小型船舶村 構)	3第30 検査機 (千円)	旧法第3 項(軽自 会	49条の3第31 動車検査協) (千円)	第	2 項	(1		車) 円)	第8項 業技	i(農業 術総 構		食品産 子究機	第2項 規 机	頁(指 莫 外		·人等大 阜 頭) (千円)			(千円)	徴収猶る 課	予分に 税 標	活相当す 準 額 (千円)
宅	宅地	90	1	7	12	(113)	22	(113)	32		_		13)	42		(ТП)	52			(1773) 554,537	62		22,044,232	73		82
地 —	七地	U	'	'						_										12,0	104,001			22,044,232			
等	その他	0	2	7																				819			
農	地	0	3	7																				0			
土:	地計	0	4	7		0		0	\	_			0				0			12,6	54,537	7		22,045,051			0
家	屋	0	5	7				39,893																6,511,095			
合	計	0	6	7		0		39,893					0				0			12,6	54,537	7		28,556,146			0

-83-



都道府県名	兵庫県
市 町 村 名	神戸市

						(57)		(58))		(59))		(60)			(61)			(62))		(63))
区分	分	行	番		法附第	則第 <i>2</i> 8	29条の5 項	法 附第			法附身第			法附第	削第 29 1	9条の6 項	法附集	則第16 10	3条の2 項	法附集			2 の平点 第12条	뷫17年∂ 陰第3項	ピによるも 女正法附則 (法附則第 第 10 項)
	,, 	1 J	Ħ		徴収猶る 課	予分 税 村	票 準 額	- 減額分 税		準額		に相続	準額	減額分 税	標準	重 額	減額分 税	に相当標の増	善額	減額分 税		準額	果 減額2 税		当する課準額
							(千円)			(千円)			(千円)			(千円)			(千円)			(千円)			(千円)
宅 宅 地	地	90	1	8	12			22			32			42			52			62			72		81
	の他	0	2	8]		
農坩	地	0	3	8																					
土地	計	0	4	8			()		0			0			0			0				0		0
家屋	室	0	5	8																					
合言	計	0	6	8			()		0			0			0			0				0		0

-84-

地	方么	2共公]体:	-	ተ	表習	昏号
12	8	1	0	0	0	⁷ 5	8

第58表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	문	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		E 7	1.3	ш	7	(人)	(+m ²)	(千円)	(千円)	(筆)
		負担水準1.0以上	90	1	0	215,537	39 816	³⁹ 3 137 338 901	⁵⁴ 1,045,779,634	265,543
	小					•				
		負担水準0.95以上1.0未満	0		0	21,834	3,777	487,882,319		25,891
	規	負担水準0.9以上0.95未満	_	3	0	1,743	276	28,395,449		2,057
		負担水準0.85以上0.9未満		4	0	493	63	6,476,391		581
	模	負担水準0.8以上0.85未満	0		0	343	98	7,168,128	1,966,109	450
		負担水準0.75以上0.8未満	0		0	220	36	3,727,286		261
	住	負担水準0.7以上0.75未満	0		0	62	10	951,443		70
		負担水準0.65以上0.7末満		8		34	7	526,165		48 13
	宅	負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満	0		0	11 10	<u>1</u>	95,866 180,411	21,490 37,214	13
		負担水準0.5以上0.5末満	1	1	0	10	0		11,954	12
	用	負担水準0.45以上0.55未満	1	2	0	7	1	62,651 71,994	12,751	12
		負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0	1	0	13,864		<u> </u>
	地	負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0	3	0	23,795		2
宅		負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0	1	0	23,793		<u> </u>
		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0	4	0	17,649		1
		負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0	4	0	15,298		4
	個	負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0	1	0	337		1
		負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0	'	U	001	20	<u> </u>
	人	負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0					
		負担水準0.05未満	2	1	0					
		計	2	2	0	240,318	44 000	3,672,971,645	⁷ 1,220,061,415	294,965
		***			_					*
		負担水準1.0以上	2	3	0	5,322	5,228	452,708,789	150,902,930	12,182
	\J\	負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0	763	467	64,280,132		1,355
	+=	負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0	79	73	6,342,989		132
	炾	負担水準0.85以上0.9未満 免担水準0.8 以上0.9未満	2		0	22	14	1,362,609		33
	t#	負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.85基準	2	8	0	15	11	1,033,498	288,994	20
	作关	負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75丰港	2		0	11	9	872,067 79,105	232,551 19,978	14
地	仕	負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満	3	9	0	2	2	79,105		0
26	江	負担水準0.6以上0.7木凋 負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0	3	0	33,394		<u> </u>
	宅	負担水準0.55以上0.6未満	3		0	1	0	6,788		1
		負担水準0.5以上0.55未満	3		0	1	0	2,547	487	1
	用	負担水準0.45以上0.5未満	3	_	0	2	0	28,472	4,884	7
	,	負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0	0	0	0		<u>,</u>
	地	負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0	0	0	0		0
	_	負担水準0.3以上0.35未満	3	7	0	0	0	0		0
	$\overline{}$	負担水準0.25以上0.3未満	3	8	0	0	0	0	•	0
		負担水準0.2以上0.25未満	3	9	0	1	0	17,514	,	2
	法	負担水準0.15以上0.2未満	4	0	0	-		,	.,	
		負担水準0.1以上0.15未満	4	1	0					
	人	負担水準0.05以上0.1未満	4	2	0					
		負担水準0.05未満	4	3	0					
		計	4	4	0	6,222	5,804	526,767,904	^{ta} 174,895,574	13,757
		HI		'	ŭ	0,222	0,004	320,101,004	77 1,000,014	10,101

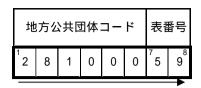
地	方と)共区]体:	-	7	表習	号
12	8	1	0	0	0	⁷ 5	8

第58表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	号	納税義務者	地 積 (千㎡)	決定価格 (千円)	課税標準額	筆数(筆)
		I	9		Т	12	24	20	EA	
	_	負担水準1.0以上	۵4	5	0	47,430	3,606	243,176,651	162,117,767	⁶⁹ 56,097
		負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	5,832	486	55,682,098	36,490,112	6,829
		負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	2,838	173	12,900,491	7,967,194	3,094
		負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	1,887	108	8,295,670		2,032
		負担水準0.8以上0.85未満	4	_	0	763	55	3,374,767	1,868,000	896
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5	_	0	144	5	336,458	179,444	164
	_	負担水準0.7以上0.75未満	5		0	36	1	114,043	59,566	41
		負担水準0.65以上0.7未満	5		0	13	1	38,193	- / -	16
		負担水準0.6以上0.65未満	5		0	28	9		291,314	43
	用	負担水準0.55以上0.6未満		4	0	17	5	367,096	156,705	
		負担水準0.5以上0.55未満	5		0	6	2	90,580		
	地	<u>負担水準0.45以上0.5未満</u> 負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	1	0		7,693 2,162	
		負担水準0.35以上0.45木凋 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5		0	2	0		2,102	
宅		負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	0	0			
		負担水準0.25以上0.3未満	6		0	1	0	6,594		1
		負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0	2	0	1,041	182	2
		負担水準0.15以上0.2未満	6		0	_		1,011	102	_
		負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0					
		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0					
)	負担水準0.05未満	6	5	0					
		計	6	6	0	59,006	4,451	325,060,267	^{&} 214,057,301	69,256
		■ 負担水準1.0以上	6	7	0	759	290	19,320,788	12,880,525	1,729
		負担水準0.95以上1.0未満	6	8	0	127	41	5,276,794	3,475,288	232
		負担水準0.9以上0.95未満	6	9	0	28	4	384,374	238,644	35
	般	負担水準0.85以上0.9未満	7	0	0	17	3	217,081	127,104	20
		負担水準0.8以上0.85未満	7	1	0	8	1	83,429	46,151	15
		負担水準0.75以上0.8未満	7	2	0	0	0			
Lut.	_	負担水準0.7以上0.75未満	7	3	0	0	0	0		
地	空	負担水準0.65以上0.7未満	7	4	0	1	2	94,746	,	
	75	負担水準0.6以上0.65未満	7	5	0	2	0	20,187	9,030	
		負担水準0.55以上0.6未満	7	6	0	0	0			
		負担水準0.5以上0.55未満 免担水準0.45以上0.55 未満	7	7	0	2	1	52,004		
		負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満	7	8	0	0	0	0		
		負担水準0.35以上0.45末/ 負担水準0.35以上0.4未満	8	9	0	0	0		-	
		負担水準0.3以上0.35未満	8	1	0	1	0			0
	, ,	負担水準0.25以上0.3未満	8		0	0	0		,	0
	法	負担水準0.2以上0.25未満	8		0	1	0	-	1,008	1
	冮	負担水準0.15以上0.2未満	8	4	0	1	0	- ,	1,968	1
	1	負担水準0.1以上0.15未満	8		0			,0.0	1,000	
		負担水準0.05以上0.1未満	8		0					
		負担水準0.05未満	8	7	0					
		計	8	8	0	947	342	²⁵ ,481,363	⁰ 16,848,204	2,048
		<u> </u>	Ľ	Ī	L	3	- · -		, , = 0 .	=,0.0



第59表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	무	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u>. </u>		#	7	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	商業	負担水準0.7超	90	1	0	15,104	4,756	³⁹ 337,602,917	⁵⁴ 236,322,041	23,772
		負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	11,431	2,109	304,291,479		16,062
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	312	91	7,733,222	4,894,336	451
	等	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	74	12	1,160,655		90
	$\overline{}$	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	66	22	1,881,943	1,081,349	106
	非	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	69	16	1,393,397	745,152	83
		負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	5	0	39,309		8
	住	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0	4	0	22,938		10
	宅	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0	0	0	0		0
	用	負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0	2	0	887	304	2
宅	地	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0	3	0	11,629		3
		負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0	1	0	11,833	2,958	1
	<u>.</u> ا	負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0					
	個	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0					
	人	負担水準0.05未満	1	5	0				-	
	$\overline{}$	計	1	6	0	27,071	7,006	654,150,209		40,588
	商	負担水準0.7超	1	7	0	5,746	20,272	1,044,230,994	730,961,696	15,913
	業	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	4,338	4,386	718,119,344	478,827,003	10,658
	地	負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	162	297	38,237,275		311
	等	負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	39	122	21,124,908		96
Luk.	寸	負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0	14	85	6,866,430		44
地		負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	12	7	548,025		21
	非	負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0	2	1	35,818		3
	住	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0	3	0	23,870		3
	宅	負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0	1	0	7,806		1
	用	負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0	1	0	24,316		1
		負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0	1	1	13,602		2
	地	負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0	1	0	1,760	439	1
		負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0					
	法	負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0					
	人	負担水準0.05未満	3	1	0				-	
		計	3	2	0	10,320	25,171	¹⁵ 1,829,234,148	¹ ,250,905,442	27,054

-87-



第59表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

_						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
			行	番	号	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u> </u>	1.7	ш	7	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
宇	Ē	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	93	3	0	269,048	48,940	³⁹ 3,852,545,129	⁵⁴ 1,371,680,856	335,551
		引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	3	4	0	20,850				39,685
圳	þ	税負担据置のもの	3	5	0	53,035		1,757,537,539		71,154
	,	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	3	6	0	947	361	41,723,214		1,274
言	+	負担水準0.2未満	3	7	0	4	0	25,743	5,393	4
П	ı	計	3	8	0	343,884	[‡] 86,862	[₹] ,033,665,536	^{t)} 3,332,527,745	447,668
	宅	負担水準0.7超	3	9	0	4,239		46,818,156		8,779
	1 +	負担水準0.65以上0.7以下	4	0	0	695				943
	地	負担水準0.6以上0.65未満	4	1	0	185				331
そ		負担水準0.55以上0.6未満	4	2	0	67	43			96
	比	負担水準0.5以上0.55未満	4	3	0	58				78
	準	負担水準0.45以上0.5未満	4	4	0	43			73,768	48
		負担水準0.4以上0.45未満	4	5	0	95				143
_	土	負担水準0.35以上0.4未満	4	6	0	42				57
の	地	負担水準0.3以上0.35未満	4	7	0	28		251,028		35
		負担水準0.25以上0.3未満	4	8	0	37	39		45,172	48
	$\overline{}$	負担水準0.2以上0.25未満	4	9	0	38				53
	/m	負担水準0.15以上0.2未満	5	0	0	3	4	31,816	7,953	3
他	個	負担水準0.1以上0.15未満	5	1	0					
	人	負担水準0.05以上0.1未満	5	2	0					
		負担水準0.05未満	5	3	0					
		言 †	5	4	0	5,530	4,115	58,933,581	40,487,060	10,614

-88-

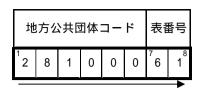
地	表都	昏号					
1 2	8	1	0	0	0	⁷ 6	08

第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	/ ∓	番	무	納税義務者	地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
		<u>E</u> ,	11	田	5	(人)	(千㎡)	(千円)	(千円)	(筆)
	宅	負担水準0.7超	90	1	0	982	7,403	³⁹ 103,649,123	72,554,386	⁶⁹ 7,536
	地	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	231	1,276	47,817,551	33,399,536	1,629
	-6	負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	67	202	4,126,582	2,529,714	277
	比	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	33	99	1,111,349	666,809	71
	進	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	24	34	453,800	256,161	37
	牛	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	11	23	520,823	270,709	16
	土	負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	30	104	1,601,963	775,804	73
	1.11.	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0	13	36	1,385,413	596,942	19
そ	地	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0	11	27	499,727	182,855	32
	$\overline{}$	負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0	16	29	581,629	199,147	32
		負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0	31	62	754,733	209,127	68
	法	負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0	4	2	24,842	6,210	6
	1	負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0	0	0	0	0	
	^	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0	0	0	0		<u>C</u>
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	1	5	0	1	0	0		1
		計	1	6	0	1,454	9,297	162,527,535	111,647,400	9,797
		負担水準1.0以上	1	7	0	55	11	21,370	21,370	82
_		負担水準0.95以上1.0未満	1	8	0	1	0	55	55	1
の	宅、	負担水準0.9以上0.95未満	1	9	0	0	0	0		
	以	負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.0以上0.95主達	2	0	0	5	1	1,060		5
		貝担小牛0.0以上0.03不過	2	1	0	1	0	3,676	3,214	1
	地	負担水準0.75以上0.8未満	2	2	0	0	0	0		
	_	負担水準0.7以上0.75未満	2	3	0	1	1	25,086	18,815	
	71	負担水準0.65以上0.7未満	2	4	0	1	0	18,696	14,021	
	比	負担水準0.6以上0.65未満	2	5	0	0	0	0	-	
	ᄔ	負担水準0.55以上0.6未満 免担水準0.5以上0.55 未満	2	6	0	0	0	0		
	の	負担水準0.5以上0.55未満 全担水準0.45以上0.55 未満	2	7	_	0	0	0		
他	>#=	負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満	2	8	0	0	0	0 183,610	0 86,252	
16	準	負担水準0.35以上0.45木綱 負担水準0.35以上0.4未満	3	0	0	0	0			
		負担水準0.35以上0.4米/ 負担水準0.3以上0.35未満	3	1	0	0	0	0		
	l. ±	負担水準0.3以上0.35木綱 負担水準0.25以上0.3未満	3	2	0	0	0	0	v	
	土	負担水準0.2以上0.25未満	3	3	0	1	0	12	3	
		台切水準0.15 Ⅳ F0.2丰港	3	4	0	4	1	3,311	827	
	+11-	复担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.15未満	3	5	0	7	ı	3,311	021	
	地地	負担水準0.05以上0.1未満	3	6	0					
		負担水準0.05未満	3	7	0					
		計	3	8	0	70	16	256,876	145,533	99
		本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	3	9	0	269,103	48.951	3,852,566,499		335,633
_		引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	4	0	0	26,071	35,808			56,000
台	î	税負担据置のもの	4	1	0	54,213	14,377	1,818,935,547		74,334
		上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	4	2	0	1,535	1,147	51,494,580	26,624,243	2,191
計	+	負担水準0.2未満	4		0	16	7	85,712	20,383	20
"		計	4	4	0	350,938	t 100 200	7,255,383,528		468,178
		п		7	U	330,930	100,290	1,200,000,020	0,404,007,730	400,170



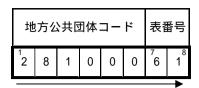
第61表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

							(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		X	分	% =	番	_	納税義務者		地 積	決	定価格	課税標準額	筆	数
			Л	1 J	田	5	(人)		(千㎡)		(千円)	(千円)		(筆)
_	本貝	リによる (価格の3分の2)	課税がなされたもの	90	1	0	12	24	, ,	39	, ,	54	69	80
般		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	0	2	0								
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	0	3	0								
市		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	0	4	0								
街	上		負担水準0.6以上0.7未満	0	5	0								
	上記		負担水準0.5以上0.6未満	0	6	0								
化	以		負担水準0.4以上0.5未満	0	7	0								
X	外	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	0	8	0								
域			負担水準0.2以上0.3未満	0	9	0								
			負担水準0.1以上0.2未満	1	0	0								
農			負担水準0.1未満	1	1	0								
地			計	1	2	0	φ 0	よ	0	6	0	¹⁾	న	0
	本貝	則による課税がなされたも	Ø.	1	3	0								
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	1	4	0								
介	 	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	1	5	0								
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	1	6	0								
在	記		負担水準0.6以上0.7未満	1	7	0								
			負担水準0.5以上0.6未満	1	8	0								
	IN		負担水準0.4以上0.5未満	1	9	0								
農	以	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	2	0	0								
	<i>b</i> 1		負担水準0.2以上0.3未満	2	1	0								
地	外		負担水準0.1以上0.2未満	2	2	0								
			負担水準0.1未満	2	3	0								
			計	2	4	0	0		0		0	0		0

-90-



第61表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 兵庫県 市 町 村 名 神戸市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	⊠ 分	行	: 番 号 ┡納 税 義 務		納税義務者	地 積	決 定 価 格	課税標準額	筆 数
					(人)	(千㎡)	(千円)	(千円)	(筆)
_	本則による課税がなされたもの	92	5	0	185	314	³⁹ 28,545	28,545	⁶⁹ 461
般	上 負担調整率1.025が適用されたもの	2	6	0	271	411	58,940	57,557	644
אניו	記 負担調整率1.05が適用されたもの	2	7	0	266	418	62,390	57,255	987
農	以 負担調整率1.075が適用されたもの	2	8	0	16	5	443	358	32
地	外 負担調整率1.10が適用されたもの	2	9	0	4	2	254	121	7
76	計	3	0	0	742	1,150	150,572	143,836	2,131
	本則による課税がなされたもの	3	1	0	185	314	28,545	28,545	461
合	上 負担調整率1.025が適用されたもの	3	2	0	271	411	58,940	57,557	644
	記 負担調整率1.05が適用されたもの	3	3	0	266	418	62,390	57,255	987
	以 負担調整率1.075が適用されたもの	3	4	0	16	5	443	358	32
計	外 負担調整率1.10が適用されたもの	3	5	0	4	2	254	121	7
"'	計	3	6	0	742	1,150	³ 150,572	^b 143,836	^ۇ 2,131

-91-

償却資産に関する概要調書等報告書

地	:方么	表番号					
12	8	1	0	0	0	⁷ 6	9

第69表 納税義務者数に関する調

-92-

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

_							(1)	(2)	(3)
,	/ 人・ 個 人の別 法人の別	区分	行	番	号	総	数 (イ) (人)	法定免税点未満のも の (ロ)(人)	法定免税点以上のも (イ) - (ロ) (八) (人)
	個	\forall	9	1	0	12	9,869		30 38 2,462
	法	Д	0	2	0		27,740	14,705	13,035
	合	計	0	3	0		37,609	22,112	15,497

概調償 - 2

圤	也方と	2共2]体:]-	۲	表習	皆号
12	8	1	0	0	0	7	08

第70表 償却資産の価格等に関する調(市町村計)

							(1)					(2)					(3)				(4)		
							, ,	-	/π	16		T14	1=E	>#=	÷Ξ	課	税	標	準	額	の	内	訳
	種	類		行	番	号	決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標適用を受	準の:	特例:	規定の	(1) 以外	のもの	D(🗆)
								(千円		(千円)			(=		-円)	旭田です	え) る	J G ()	(千円)				(千円)
市町村長が価格等を決定したもの 十 九 条 関 係	構	築物	IJ	90	1	0	12		290,	327,004	25		274		,322	38		7,6	38,276	51		266,	515,046
	機械	及 び 装	置	0	2	0			466,	654,565			449	,652	2,270			9,5	69,767	,		440,	082,503
	船	舶		0	3	0			11,	105,394			6	,811	,494			4,2	93,899)		2,	517,595
	航	航 空 機		0	4	0				203,845			203,845			0)	203,845			
	車両及	めび 運 搬	具	0	5	0			11,	287,518			10	, 341	,054			9	35,064	Į.		9,	405,990
	工具,	器具及び	備 品	0	6	0			211,	599,008			210	, 437	,371			4,3	315,418	3		206,	121,953
	調	整 額	Į	0	7	0									0								
	小	計	(八)	0	8	0			991,	177,334			951	,599	,356			26,7	752,424	ļ		924,	846,932
		i が価格等 記分した		0	9	0			344,	413,906			296	, 566	,910								
	道府県知 決定し,]事が価格 配分した	等を もの	1	0	0			38,	036,130			34	, 838	,786								
	小	計	(=)	1	1	0			382,	450,036			331	, 405	,696								
法第74 県知事	3条第1項 <i>0</i> が価格等を)規定により 決定したもの	〕道府 D(ホ)	1	2	0																	
合計	(八) +	(=) +	(ホ)	1	3	0		1,	373,	627,370			1,283	,005	,052								
同内	市町	村 分 の	額	1	4	0							1,283	,005	,052								
上訳	道府	県 分 の	額	1	5	0																	

地	方と	۲	表習	番号			
12	8	1	0	0	0	⁷ 7	18

第71表 償却資産の価格等に関する調(個人分)

								((2))		(3)		(4)		
							ν.μ.	-	/π	16		T¥	7==	>#=	èΞ	課税標準	額(D 内	訳
	種	類	Į	行	番	号	決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(イ)	(イ)り	外のも	5の(ロ)
										(千円)				(千円)	週用を支けるもの(1) (千円)			(千円)
市町	構	築	物	90	1	0	12		5,	598,375	25				8,375	38	51	;	5,598,375
村長	機械	及 び	装 置	0	2	0			4,	714,951				4,71	4,951	0		4	4,714,951
が価	船	i	舶	0	3	0				535,744				26	9,109	266,634			2,475
格	航	空	機	0	4	0				0					0	0			0
等を決定	車両	及びう	運搬具	0	5	0				11,174				1	1,174	0			11,174
	工具,	器具及	及び備品	0	6	0			3,	401,287				3,40	1,287	0		;	3,401,287
した・	調	整	額	0	7	0									0				
もの	小	١	計 (八)	0	8	0			14,	261,531			1	13,99	4,896	266,634		1;	3,728,262
法十 第九	総務大E 定し,	ヹが価 配分し	格等を決 √たもの	0	9	0				0					0				
三条	道府県第 決定し	印事が ,配分	価格等を したもの	1	0	0				0					0				
百関 八係	\J		計 (二)	1	1	0				0					0				
法第74 県知事	l3条第1項 が価格等を	の規定し	こより道府 たもの(ホ)	1	2	0													
合計	(八) +	(=)	+ (ホ)	1	3	0			14,	261,531			1	13,99	4,896				
同内	市町	村分	の額	1	4	0							1	13,99	4,896				
上訳	道府	県 分	の額	1	5	0													

圤	也方と	2共亿]体:] –	ド	表都	番号
12	8	1	0	0	0	7	2

第72表 償却資産の価格等に関する調(法人分)

								(2	2)		(3)		(4	4)					
						決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税では何担定の	額	の	内	訳
	種	類	行	番	号	八	Æ	ΊЩ	伯	砞	化	作示	华	즩	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(イ)	(イ)	以外O	つもの	(口)
									(千円)					千円)	(千円)				(千円)
市 町	構	築物	90	1	0	12		284,	728,629	25		26	68,5	54,947	7,638,276	51	,	260,9	916,6 ⁶³
村 長	機械	及 び 装 置	0	2	0			461,	939,614			44	44,9	37,319	9,569,767			435,3	867,552
が価	船	舶	0	3	0			10,	569,650				6,5	12,385	4,027,265			2,5	515,120
格等	航	空機	0	4	0			:	203,845				2	03,845	0			2	203,845
を決	車両及	び運搬具	0	5	0			11,	276,344				10,3	29,880	935,064			9,3	394,816
定	工具,器	器具及び備品	0	6	0			208,	197,721			20	07,0	36,084	4,315,418		,	202,7	20,666
した・	調	整 額	0	7	0									0					
もの	小	計 (八)	0	8	0			976,	915,803			93	37,6	04,460	26,485,790			911,1	18,670
法十 第九		が価格等を決 己分したもの	0	9	0			344,	413,906			29	96,50	66,910					
三条	道府県知 決定し,	事が価格等を 配分したもの	1	0	0			38,	036,130			;	34,8	38,786					
百関 八係	小	計 (二)	1	1	0			382,	450,036			33	31,40	05,696					
)規定により道府 決定したもの(ホ)	1	2	0														
合計	(八) +	(二) + (ホ)	1	3	0		1,	,359,	365,839			1,26	69,0	10,156					
同内	市町	村 分 の 額	1	4	0							1,26	69,0°	10,156					
上訳	道府	県 分 の 額	1	5	0														

地	方么	2共公]体:] –	ド	表都	号
2	8	1	0	0	0	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		(8)	
						決	定価格		標 準 (B)		決定価格		標 準 (B)			準 額
		区 分	行	番	号			の特		$(A) \times (B) $ (D)			例 率 (C)	(A)		
							(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (千円)		(B)	(C)		(C)	(千円)
	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	90	1	0	12		²⁵ 1	3	29	42	⁵⁵ 2	57	59		71
24	ŀ	· (変電所・電気事業用)	0	2	0			3	4			3	5			
法		(新線構築物)	0	3	0		8,275,199	1	3			2	_			
		(新線立体交差化施設)	0	4	0		0,270,100	1	6			1	3			
第		(ガス事業用資産)	0	5	0		133,740	1	3	44,580	207,030	2		_		138,020
No		(農業協同組合等共同利用設備)	0	6	0		137,925	1	2	· ·	201,000	_				100,020
		(外航船舶)	0	7	0		,	1	10	-		1	6			
Ξ		(準外航船舶)	0	8	0			1	4							
		(内航船舶)	0	9	0		8,587,798	1	2	4,293,898						
	第 7 項	(国際路線用航空機)	1	0	0			1	5			2	15			
百		,	1	1	0			1	10							
	第 8 項	(離島路線用航空機)	1	2	0			1	3			2	3			
		(小型離島航空機)	1	3	0			1	4			1	2			
四	第 9 項	(日本放送協会)	1	4	0		1,687,093	1	2	843,547						
		(日本原子力開発機構)	1	5	0			1	3			2	3			
+	第 12 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	1	6	0			1	6			1	3			
'	第 13 項	(青函・本四 鉄道施設)	1	7	0			1	6							
		(青函・本四 新線構築物)	1	8	0			1	18			1	9			
九		(青函・本四 新線立体交差化施設)	1	9	0			1	36			1	18			
		(青函・本四 変・送電用資産)	2	0	0			1	8			1	15			
			2	1	0			5	36			3				
条			2	2	0			1	9			1	12			
			2	3	0			1	10							
	第 14 項	(河川事業鉄軌道用資産)	2	4	0			1	6			1	3			
の			2	5	0			2	3			5	_			
		(宇宙航空研究開発機構)	2	6	0			1	3			2		_		
_		(海洋研究開発機構)	2	7	0			1	3			2				
Ξ		(熱供給事業用資産)	2	8	0		1,201,345	1	3		808,563	2				539,042
	第 18 項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	2	9	0			2				4	5			
	弗 19 頃	(水資源機構)	3	0	0			1	2			3	4			

-96-

抴	方包	1共公]体:	¬ -	ド	表都	号
12	8	1	0	0	0	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係つづき)

							(1)		(2)		(3)			((4)			(5)		(6)		(7)		1	(8)	
						決	定(価格			標 準_(標準		決	定(西 格			標 準 <u>(B)</u>				準額
		区 分	行	番	号				の特	寺仔	列率(C)	(A)	×	(B)	(D)						列 率 (C)	(A)			(D)
	T .						(A)	(千円)		4	(C)				(C)	(千円)		(A)	(千円)		_	(C)	50		(C)	(千円)
	第 20 項	(特定地方交通線)	93	1	0	12			25	1 2	27	4	29				42			55	5	0/	59			71
		(新線構築物)	3	2	0					1		12									1	6				
法		(新線立体交差化施設)	3	3	0					1		24									1	12				
		(河川事業鉄軌道用資産)	3	4	0					1		24									1	12				
		,	3	5	0					1		6									5	24				
第		(変・送電用資産)	3	6	0					1		10									3	16				
			3	7	0				,	5		24									9	40				
			3	8	0					1		6									1	8			_	
三	笠 21 T百	 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	3	9	0		6	50,208		3		20			21/	6,736			562)	2	3				375
		(科学技術振興機構)	4	1	0			257,647		1		2				8,823			302		4	3				3/3
		(農業・食品産業技術総合研究機構)	4	2	0			.51 ,041		1		3			120	0,023					2	3				
百	75 ZO 35		4	3	0					il		6									_					
	第 24 項	(関西国際空港㈱)	4	4	0					1		2									T					
	第 25 項	(日本電気計器検定所)	4	5	0					1		3									1	6				
四			4	6	0					1		2														
	第 26 項	(日本消防検定協会)	4	7	0					1		3									1	6				
	<u> </u>	/ .l. Til 6D 664A 木 4W 4# \	4	8	0					1		2														
+	第 2/ 埧	(小型船舶検査機構)	4	9	0					1		3									1	6				
'	笋20.1百	(軽自動車検査協会)	5	1	0			41,698		1		2			11	3,899			28	2	1	6				E
	为 20 块	(牲口到半快且伽云)	5	2	0			377		╁		2			- 1,	188			20) 	+	0				
九	第 29 項	(特定鉄道路線構築物)	5	3	0			011		1		4				100					1	2			_	
<i>/</i> L		(信用協同組合等)	5	4	0					3		5									1	2				
		,	5	5	0				5			100									2	100				
_			5	6	0				5			100								5	54	100				
条			5	7	0				5	8		100														
	第 32 項	(変・送電用資産(鉄道事業用))	5	8	0					2		5									3	4				
			5	9	0					5		6							4 000		9	10				04.006
の	笠 22 で	(中部国際空港)	6	0	0				-	1		2						94	1,639		3	5				64,983
		<u>(</u> 中部国際至港) (有線放送電話業務用資産)	6	2	0					1		2									1	2				
	おり4 垻	(円冰/以区电砬未伤用具性)	6	3	0	-			 	2		3									4					
三	第 35 百	(情報通信研究機構)	6	4	0				 '	1		3									2	3				
		(社会保険診療報酬基金)	6	5	0					1		6									1	3				
	第 37 項	(自動車安全運転センター)	6	6	0					1		6									1	3				
Ь	7,3 O. 7 <u>7</u>	(13777777777777777777777777777777777777	Ľ	Ü	·							J										- 0				

地	方么	2共公]体:	¬	۴	表都	号
1 2	8	1	0	0	0	⁷ 7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係つづき)

都道府県:	名	兵庫県
市町村	名	神戸市

							(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)		(8)
						決	定価格		標 準 (B)		税 標 準 額	決定価格		標 準 (B)	課税	標準額
		区 分	行	番	号				例 率 (C)	(A)	× <u>(B)</u> (D)		の特	例 率 (C)	(A) ×	<u>(B)</u> (D)
							(A) (千円)	(B)	(C)		(C) (千円)	(A) (千円)	(B)	(C)		(C) (千円)
法,	旧第1項	(変・送電用資産)	96	7	0	12		25 2	27	29		42	55 3	⁵⁷ 4	59	71
九	旧第12項	(新造車両)	6	8	0			1	2							
第	旧第13項	(立体交差化施設)	6	9	0			-	-							
一条		(地下道又は跨線道路橋)	7	0	0		4,412	2 1	2		2,206					
=	旧第21項	(車庫構築物)	7	1	0			1	2				3	4		
占。		(車庫構築物・立体交差化施設)	7	2	0			1	6				1	3		
⁻ の	旧第25項	(車庫構築物・立体交差化施設) (住宅・都市整備公団) (電崩・落石等対策設備)	7	3	0			1	2				1	3		
四	旧第32項	(雪崩・落石等対策設備)	7	4	0			1	2				3	4		
l ⁻ =			7	5	0			2	3				5	6		
+-	旧第32項	(高圧ガス保安協会)	7	6	0			1	3				1	6		
			7	7	0			1	2		•					
	-	合 計	7	8	0		20,977,442	-	-		8,771,686	1,957,822	-	-		1,242,425

-98-

概調償-8

址	方と	۲	表番号							
12	8	1	0	0	0	7	4			

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法附則第15条関係)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(1)	(2)	(3)		(4)		(5)	(6)	(7)		(8)	
						決	定価格		標 準 (B)	課			決定価格		標準(B)			
		区分	行	番	号				例 率 (C)	(A)		D)			例 率 (C)	(A)	× <u>(B)</u>	(D)
							(A) (千円)	(B)	(C)		(C) (千F	_	(A) (千円)	(B)	(C)		(C) (=	千円)
	第 1 項	(外国貿易用コンテナー)	90	1	0	12	4,609,955	²⁵ 4	5	29	3,687,96	64	42	55	57	59		71
	第 2 項	(倉庫等)	0	2	0			1	2			_	604,869	3	4		453	3,652
法			0	3	0			5	6									
	第 3 項	(公共の危害防止施設等)	0	4	0		17,506,875	1	6		2,917,8	12	1,409,174	1	3		469	725
			0	5	0		143,175	2	3		95,4	50		1	2			
附	第 4 項	(公害防止設備)	0	6	0		5,569	1	3		1,8	56		2	3			
			0	7	0		34,623	1	2		17,3°	12		3	4			
	第 5 項	(公共危害防止構築物)	0	8	0			1	3					1	2	<u> </u>		
則			0	9	0			3	5									
'		(公害防止優良更新施設)	1	0	0			1	2					2	ŭ			
		(産業廃棄物焼却施設等)	1	1	0		83,693	2	3		55,79	95		5	6	L		
第		(国内路線用航空機)	1	2	0			2	3					1	2			
777		(緑化施設)	1	3	0			1	2			_		1	3			
		(鉄道駅の耐震補強工事)	1	4	0			2	3									
		(地域エネルギー利用施設)	1	5	0		87,387	5	6		72,82	22		7	8			
+		(外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	1	6	0			1	2					3	5			
		(外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	1	7	0		2,145,423	1	2		1,072,7	11	5,234,830	1	5		1,046	,966
	第 16 頃	(沖縄電力㈱)	1	8	0			2	3									
五		(沖縄電力㈱) 変・送電用資産)	1	9	0			2	9					4	9	<u> </u>		
	ΔΔ 4 = T =	/ 	2	0	0			2	5					1	2	<u> </u>		
	弗 1/ 埧	(廃棄物再生処理用機械設備)	2	1	0	 		2	3			4		3	4	<u> </u>		
条	<u></u>	ハキにフルもこせんかにはっハサム中央は一切は、	2	2	0		0.004	4	5			00	00.440		4		00	240
		(遺伝子組換え技術等に係る公共危害防止設備)	2	3	0		6,921	5	6		5,70	ხგ	92,416	3	1	—	69	312
		(大規模地震防災応急対策用資産)	2	4	0	 		3	4					2	3			
			2	5	0			4	5									

-99-

地	表番号						
1 2	8	1	0	0	0	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法附則第15条関係つづき)

都 道 府 県 名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
					決	定価格		標 準 (B)	課税標準額	決定価格		標 準 (B)	課 税 標 準 額
	区 分	行	番	号			の特	例 率 (C)	$(A) \times \underline{(B)} \qquad (D)$		の特	例 率 (C)	$(A) \times (B) $
						(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (千円)	(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (千円)
	第 20 項 (日本貨物鉄道㈱の新造車両)	⁹ 2	6	0	12		25	2/	29	42	55	57	59 71
法	第 21 項 (高度テレビジョン放送施設)	2	7	0		687,793	3	4	515,845		2	3	
	第 22 項 (広帯域加入者網構築設備)	2	8	0		31,943	2	3	21,295	751,565	4	5	601,252
附		2	9	0			3	4					
	第 23 項 (電気通信信頼性向上設備)	3	0	0			3	4		356,157	4	5	284,926
則		3	1	0			2	3		153,542	5	6	127,951
^3	第 24 項 (有線テレビジョン放送施設)	3	2	0			3	4			7	8	
**		3	3	0			4	5					
第	第 25 項 (雨水貯留浸透施設)	3	4	0			1	2					
١.	第 26 項 (地方卸売市場)	3	5	0			1	2					
+	第27項 (電気動力源自動車用設備)	3	6	0			2	3					
	第 28 項 (障害発生防止電気通信設備)	3	7	0			5	6					
五	第 29 項 (鉄道駅総合改善事業)	3	8	0		121,764	3	4	91,323				
	第 30 項 (国際船舶)	3	9	0			1	15					
条	第 31 項 (離島航路事業用内航船舶(349条の3 との連乗後))	4	0	0			1	3			1	6	
7.7	第 32 項 (鉄道事業用駅等大規模改良工事)	4	1	0			2	3			3	4	
	合 計	4	2	0		25,465,121	-	-	8,555,953	8,602,553	-	-	3,053,784

-100- 概調償 - 10

地	方公	表番号					
2	8	1	0	0	0	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法附則第15条関係つづき)

都 道 府 県 名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(1)	(2)	(3)		(4)			(5)	(6)	(7)		(8	3)
						決	定価格		標 準 (B)		税標準			定価格		. 標 準 (B)		税机	
	Σ	分	行	番	号					(A)	× <u>(B)</u>	(D)			の特		(A)	× _(
	1		^		ı	12	(A) (千円)	(B)	(C)	29	(C)	(千円)	42	(A) (千円)	(B)	(C)	50	(<u>(C)</u> (千円
	第33項(日交納付金法附則第17項)	90	1	0	12		25 -	27 -	29			42		55	57	59		<i>'</i>
	第 34 項	(特定鉄道事業譲受資産)	0	2	0			1	2										
		(新線構築物)	0	3	0			1	6						1	3			
法		(立体交差化施設)	0	4	0			1	12						1	6			
		(河川事業鉄軌道用資産)	0	5	0			1	12						1	6			
			0	6	0			1	3						5	12			
		(雪崩・落石等対策設備)	0	7	0			1	4						3				
			0	8	0			1	3						5				
附		(変・送電用資産)	0	9	0			1	5						3				
			1	0	0			5	12						9				
			1	1	0			1	3						1	4			
			1	2	0			3	10										
則	第 35 項 (3	跌道車両安全向上設備)	1	3	0			1	2						1	4			
	第 36 垻 (4	牛処理衛生設備)	1	5	0			1	2						2	2 3			
	<u> </u>	家畜排せつ物管理施設) バリアフリー化改良工事)	1	6	0			2	3						 '	3			
	第39項(1	(大) カールス (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	1	7	0			1	4						1				
	第 40 項 (1	版派平円/ 貨物鉄道に対する貸付資産)	1	8	0			1	3						2	3			
第	第 41 項(2	公共荷さばき施設)	1	9	0			1	2										
	第 42 項 (-	一般廃棄物処理施設)	2	0	0			1	2						1	4			
	第43項(新	新造車両)	2	1	0		1,835,354	1	2		91	7,677							
	第 44 垻 (ト	PFI公共施設)	2	2	0			1	2										
Ι.	<u> </u>	鄒市利便施設) ⅠCカードを利用するための機械)	2	3	0		46,341	3	4		2	4,756							
+	第 40 項 (I	成田国際空港㈱)	2	5	0		40,341	1	2			4,730							
	第 48 項 (国立大学校舎)	2	6	0			1	2										
	第 49 項 (均	地下駅火災対策)	2	7	0			2	3										
	第 50 項 (土	地下浸水対策)	2	8	0			1	2						2	2 3			
五	第 51 項 ()	スーパー中枢港湾)	2	9	0			1	2										
1	第 52 垻(1	都市鉄道利便増進施設)	3	0	0		47.000	2	3			0 040							
	男 53 垻(1 笋 54 玤 /)	持定特殊自動車) 次世代通信網構築設備)	3	2	0		17,686	3	2 4			8,843		33,587	4	5			26,87
	第 55 頃 (4	人 但 10. 週 16 網 傳 衆 政 1 個 <i>)</i> ト貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	3	3	0			1	2					JJ, JO1	3				20,07
		テレワーク電気通信設備)	3	4	0			2	3							J			
条	旧第1項	(農山漁村電気施設)	3	5	0			1	3						2	2 3			
		`	3	6	0			1	2										
		(特定自転車駐車場)	3	7	0			2	3										
	旧第10項	(特定駐車場)	3	8	0			1	2						2				
			3	9	0			5	6						7	8			
																			

-101-

地	表番号						
1 2	8	1	0	0	0	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法附則第15条関係つづき)

都 道 府 県 名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)		(8)	
					決	定価格	課税		課		決定価格	課 税		課税		額
	区 分	行	番	号			の特		(A)				例 率 (C)	(A) ×	<u>(B)</u>	(D)
						(A) (千円)	(B)	(C)		(C) (千円)	(A) (千円)		(C)	<u> </u>	F) (O)	千円)
	旧第13項 (救急医療用機器)	94	0	0	12	652,591	²⁵ 5	²⁷ 6	29	543,826	42	55	57	59		71
法	旧第14項 (旧国際電信電話㈱)	4	1	0			3	5				1	2			
14	旧第15項 (地方卸売市場)	4	2	0			4	5				3	4			
	旧第15項 (老人保健施設)	4	3	0		403	3	4		302	59,444	5	6		49	,537
附		4	4	0		156,403	7	8		136,853						
PIS	旧第17項 (立体交差化施設)	4	5	0			1	6								
	(旧交納付金法附則第19項)	4	6	0			-	-								
Bil	(旧交納付金法附則第20項)	4	7	0			-	-								
則	旧第19項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	4	8	0		5,986,201	1	2		2,993,101						
	旧第20項 (水力発電施設の魚道)	4	9	0			2	3								
44	旧第21項 (共同研究施設)	5	0	0			1	2			00 110	3				
第	旧第26項 (電線類の地中化設備)	5	1	0			5	6			68,443	9	10		61	,599
		5	2	0			- /	8					-			
Ι.	旧第27項 (脱特定物質対応設備)	5	3	0			5			070 070		4	5			
+	旧第28項 (新世代通信網構築設備)	5	4	0		360,897	3			270,673		4	5	<u> </u>		
	旧第32項(食品流通改善設備)	5	5	0		27,992	2	3		18,662						
	旧第35項 (生物系特定産業技術研究推進機構)	5	6	0			2	3				4	E			
五	旧第35項 (不正アクセス防止設備) 旧第36項 (物品製造・鉱物掘採事業用資産)	5	8	0		00 221	4	5		64 265	1 701	9	5 10		- 1	612
	旧第30頃(初ロ袋垣・鉱初掘抹事業用員座) 旧第43項(特定事業所等の電気通信設備)	5	9	0		80,331	2	3		64,265	1,791	9	10	\vdash	1 .	,612
	日第45項(付た事業が受め電が過信政権) 日第45項(雲仙岳噴火災害に係る代替鉄道事業用資産)	6	0	0			2	3								
条	旧第50項 (化製場)	6	1	0			1	2								
	旧第51項 (飼料製造施設)	6	2	0			1	2								
	<u> </u>	6	3	Ō		9,164,199	-	-		4,988,958	163,265	-	-		139	,618

-102-

坦	方と	2共公]体:	-	ド	表習	昏号
12	8	1	0	0	0	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法附則第15条の2,法附則第15条の3,旧法附則第16条の2)

							T	(1)	(2)	(3)		(4)		(5)	(6)	(7)	(8)	
							決 元	一		.標準 <u>(B)</u>		税標準				標 準 (B)		
		X	分	行	番	号				例 率 (C)	(A)		(D)		の特			(D)
								(A) (千円)		(C)		(C) (Ŧ				(C)	(C) (=	千円)
	第	1 項	(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	90	1	0	12		²⁵ 1	27 3	29			42	55	57	59	71
法			(三島特例)	0	2	0			1	2								
,_			(新線構築物)	0	3	0			1	6					1	3		
		三条	(新線立体交差化施設)	0	4	0			1	12					1	6		
附寸			(新造車両)	0	5	0			1	4								
		島	(新幹線鉄軌道用資産)	0	6	0			1	12					1	6		
則	第	の 特	(青函・本四 鉄道施設)	0	7	0			1	12								
			(青函・本四 新線構築物)	0	8	0			1	36					1	18		
第		例三	(青函・本四 新線立体交差化)	0	9	0			1	72					1	36		
<i>ਸ</i> ਾ		L I	(青函・本四 変・送電用資産)	1	0	0			5	72					1	30		
		と各		1	1	0			1	16					1	24		
+	2	法		1	2	0			1	18					3	40		
	_	項		1	3	0			1	20								
五		第	(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1	4	0			1	6					1	3		
		ے∠		1	5	0			1	12								
47		_	(車庫構築物)	1	6	0			1	4					3	8		
条		百の	(車庫構築物・立体交差化施設)	1	7	0			1	12					1	6		
	項		(雪崩・落石等対策設備)	1	8	0			1	4					3	8		
の		四 連 -		1	9	0			1	3								
		+ [(変・送電用資産)	2	0	0			5	12					1	4		
=				2	1	0			1	3					1	5		
_		九		2	2	0			3	8					9	20		
				2	3	0			3	10								
法五		1 項	(承継特例)	2	4	0			3	5								
附条則の	承	と旧金 三交法連	(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2	5	0			-	-								
則の	継 特	三父法で 日島納と乗 -	(三島特例)	2	6	0			3	10								
第一	例	・付の	(三島・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2	7	0			-	-								
+=	第	2 項 (基盤	•	2	8	0			-	-								
			第11項 (三宅村特例)	2	9	0			1	2								
法附!	則第-	十六条の二	,	3	0	0			1	2								
			旧第11項 (立体交差化施設)	3	1	0			1	3								
		合	計	3	2	0		(-	-			0	0	-	-		0

地	方と	2共公]体:	¬ –	۲	表習	番号
12	8	1	0	0	0	⁷ 7	8

第78表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計)

						(1))								(2)				
区分	行	番	号	納	税 義	務	者 数	(人)		課	税	標	準	額	(千	円)
150 万 円 未 満 の も の	90	1	0	12					22,11	2 21								8,7	725,347
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の	90	2	0	12					35	2 21								į	546,083
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の	90	3	0	12					36	6 21								(604,88 ³³
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の	90	4	0	12					33	5 21								ļ	586,12 ³³
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の	90	5	0	12					28	8 21								ţ	532,690
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の	90	6	0	12					31	3 21								(610,265
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の	90	7	0	12					1,24	4 21								2,7	795,3033
250 万以上300万円未満のもの	90	8	0	12					1,02									2,8	316,05 ³³
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の	90	9	0	12					5,60	5 21								31,0	014,701
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	91	0	0	12					2,20									31,2	283,08 ³³
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	91	1	0	12					93	0 21								22,8	324,041
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の	91	2	0	12					1,63	0 21								87,3	357,12 ³³
1 億 円 以 上 の も の	91	3	0	12					1,20	7 21							1,	102,0	034,696
計	91	4	0	12					37,60								1,	291,7	730,399
計 法第 389 大臣配分分 の 条 関 係 知事配公公	⁹ 1	5	0	12					16	2 21								296,	566,9133
の条関係知事配分分	91	6	0	12			•			4 21								34,8	338,78 ³³
訳 法第 743 条 関 係	91	7	0	12						21									33

地	方と	2共公]体:	-	۲	表習	番号
12	8	1	0	0	0	⁷ 7	9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分)

						(1)							(2	2)				
区分	行	番	号	納利	記義	務者	数	(人)	課	税	標	準	額	(千	円)
150 万 円 未 満 の も の	90	1	0	12					7,407	21							3,0	92,865
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の	90	2	0	12					106	21							1	64,670
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の	90	3	0	12					107	21							1	76,93 ³³
170 万以上 180 万円未満のもの	90	4	0	12					88	21							1	53,688
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の	90	5	0	12					91	21							1	68,43 ³³
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の	90	6	0	12					83	21							1	61,813
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の	90	7	0	12					328	21							7	'39,163
250 万以上300万円未満のもの	90	8	0	12					273								7	45,047
300 万以上 1,000 万円未満のもの	90	9	0	12					1,075	21							5,6	34,35 ³³
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	91	0	0	12					221	21							3,0)67,77 ³³
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	91	1	0	12					53								1,2	.67,17 ³³
3,000 万以上1億円未満のもの	91	2	0	12					36	21							1,5	33 348,489
1 億 円 以 上 の も の	91	3	0	12					1	21							1	67,35 ³³
計	91	4	0	12					9,869	21							17,0	187,76 ³³
計 法第 389 大臣配分分	91	5	0	12					0									33 0
法第 389	⁹ 1	6	0	12					0	21								³ 0
訳 法第 743 条 関 係	⁹ 1	7	0	12						21								33

抴	方と	2共公]体:	-	ド	表習	番号
12	8	1	0	0	0	⁷ 8	0 8

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法人分)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						(1)								(2)				
区分	行	番	号	納利	兑 義	務	者	数	(,	人))	課	税	標	準	額	(千	円)
150 万 円 未 満 の も の	90	1	0	12	•					14,7	05	21							5,	632,48 ³³
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の	90	2	0	12						2	46	21							;	381,413 ³³
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の	90	3	0	12						2	259	21								427,946 ³³
170 万以上 180 万円未満のもの	90	4	0	12						2	247	21								432,43 ³³
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の	90	5	0	12							97								;	364, 25 ³³
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の	⁹ 0	6	0	12							30									148,45 ³³
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の	90	7	0	12							16								2,	056,140 ³³
250 万以上300万円未満のもの	⁹ 0	8	0	12						7	'53	21							2,	071,00933
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の	90	9	0	12						4,5	30	21							25,	380,345 ³³
1,000 万以上 2,000 万円未満のもの	⁹ 1	0	0	12						1,9	80	21							28,	215,30 ³³
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	⁹ 1	1	0	12						8	377	21							21,	556,86 ³³
3,000 万以上1億円未満のもの	⁹ 1	2	0	12						1,5	94	21							85,8	308,638 ³³
1 億 円 以 上 の も の	⁹ 1	3	0	12						1,2	:06	21						1,	101,8	367,346
計	⁹ 1	4	0	12						27,7	'40	21						1,	274,	642,63 ³³
計 法第 389 大臣配分分	⁹ 1	5	0	12						1	62	21							296,	566,910
の 条 関 係 知事配分分	91	6	0	12							4	21							34,8	338,786
訳 法第743条関係	⁹ 1	7	0	12								21								33

-106-

市町村交付金に関する概要調書等報告書

	地	方と	2共2]体:]-	۲	表習	番号
1	2	8	1	0	0	0	⁷ 8	9

平成19年度 市町村交付金の交付額等に関する調

都	道,	府 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

	———				(1)	(2	2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)				(8)
					ļ.,			I 16			<u>資</u>		Ē	至		
	<u>v</u> /			_	Ź	<u>計</u> 土	<u>₹</u> 17	<u>格</u> 地	(通 知 家	価 <u>格</u> 屋)	ł			1
	区 分	17	番	ち								償却資産	行	番	号	価格計(D)
					件 数	数	量 (m²)	価格(A) (千円)	件 数	数 量 (m²)	価格(B) (千円)	価格 (C) (千円)				(A)+(B)+(C) (千円)
貸	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの	90	1	0	¹² 69	18	58,067	³⁰ 16,906,970	40	46	56	66 /5	90	1	1	16,906,970
付	特例の適用がある 1 / 3 の適用があるもの	0	2	0	4		3,582	512,272					0	2	1	512,272
資	も の 2 / 5 の適用があるもの	0	3	0	1		47	9,749	52	62,057	9,315,618		0	3	1	9,325,367
	上記以外のもの	0	4	0	471		136,492	8,949,726	1	2,047	7,086	182,053	0	4	1	9,138,865
産	計	0	5	0	545		198,188	26,378,717	53	64,104	9,322,704	182,053	0	5	1	35,883,474
空す	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの	0	6	0					\setminus				0	6	1	0
港る	特例の適用がある 1 / 3 の適用があるもの	0	7	0					\setminus				0	7	1	0
の固	も の 2/5の適用があるもの	0	8	0									0	8	1	0
用定	上記以外のもの 1 / 2 の適用があるもの	0	9	0									0	9	1	0
に資	1 / 4 の適用があるもの	1	0	0									1	0	1	
供産	計	1	1	0	0		0	0	0	0	0	0	1	1	1	0
国	有林野に係る土地	1	2	0	1	4.	,144,700	51,639					1	2	1	51,639
発は供		1	3	0									1	3	1	
電送す所電の	する 同定 資産 特定多目的ダム法の規定の適用を受	1	4	0									1	4	1	0
・変電所の固定資	変電所又は送電施設の用に供する固定資産	1	5	0									1	5	1	0
川川田県	計	1	6	0	0		0	0	0	0	0	0	1	6	1	0
水に	地に ダム以外のものの用に供する土地	1	7	0									1	7	1	
道供	^{方係} ダムの用 1 / 2 の適用があるもの	1	8	0									1	8	1	
通す	▫ォ に供する 3 / 4の適用があるもの	1	9	0									1	9	1	
		2	0	0									2	0	1	
設置	特定多目的ダム 1 / 2 の適用があるもの	2	1	0									2	1	1	0
等定	広の規定の週用 っ , , の き 田 が まっ も の	2	2	0									2	2	1	0
の資	を受ける多目的 3 / 4 の適用があるもの ダムに係るもの 特例率の適用がないもの			0									2		1	0
用産	計	2	4	0	0		0	0	0	0	0	0	2	4	1	0
石油	備蓄施設の用に供する固定資産	2		0									2	5	1	0
	合 計	2		0	546	4.	,342,888	26,430,356	53	64,104	9,322,704	182,053	2		1	35,935,113

地	地方公共団体コード											
12	8	1	0	0	0	⁷ 8	9					

平成19年度 市町村交付金の交付額等に関する調(つづき)

都	道序	引県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

	——				(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)				(16)
						公		1		資		<u> </u>	主		
		l	_	_	É			(通知	<u>_</u> 価 格)				
	区 分	行	番	号		土	_ 地		家	屋	償却資産	行	番	믕	価格計(D)
					件 数	数量,	価格(A) (<u>千円</u>)	件 数	数量	価 格 (B)	価 格 (C)			_	,
	T T	9	-		12	(m²)	(千円)	40	(m²)	(千円)	(千円)	9			(A)+(B)+(C) (千円)
貸	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの	0	1	2	137	754,378						0	1	3	59,054,863
付	特例の適用がある 1 / 3 の適用があるもの	0	2	2	7	3,220	530,532					0	2	თ	530,532
資	2 / 5 の適用があるもの	0	3	2				137	865,988	76,103,752		0	3	3	76,103,752
	上記以外のもの	0	4	2	16	24,406	2,210,277	6	9,407	567,359		0	4	3	2,777,636
産	計	0	5	2	160	782,004	61,795,672	143	875,395	76,671,111	0	0	5	3	138,466,783
空す	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの	0	6	2								0	6	3	0
港る	特例の適用がある 1 / 3 の適用があるもの	0	7	2								0	7	3	0
の固	も の 2/5の適用があるもの	0	8	2								0	8	3	0
用定	上記以外のもの 1 / 2 の適用があるもの	0	9	2								0	9	3	0
に資	1 / 4 の適用があるもの	1	0	2								1	0	3	
供産	計	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0
国	有林野に係る土地	1	2	2								1	2	3	
発は供	発電所の用に供地方公営企業に係るもの	1	3	2								1	3	3	0
電送す所電の	する固定資産特定多目的ダム法の規定の適用を受ける多目的ダムに係るもの	1	4	2								1	4	3	0
・変電の固定に	変電所又は送電施設の用に供する固定資産	1	5	2								1	5	3	0
所用資 又に産	計	1	6	2	0	0	0	0	0	0	0	1	6	3	0
水に	地に ダム以外のものの用に供する土地	1	7	2	5	251,750	2,700,106					1	7	3	2,700,106
道供	^{方係} ダムの用 1 / 2 の適用があるもの に 供 する 3 / 4 の適用があるもの	1	8	2								1	8	3	0
施す	🚊 に供する 3 / 4 の適用があるもの	1	9	2								1	9	3	0
1 5	□ 定資産 特例率の適用がないもの	2	0	2				1	18	2,962	7,666	2	0	3	10,628
設固	特定多目的ダム 1/2の適用があるもの	2	1	2	\backslash							2	1	3	0
等定	法の規定の適用 を受ける多目的 3 / 4 の適用があるもの	2	2	2								2	2	3	0
の資	ダムに係るもの 特例率の適用がないもの	2	3	2								2	3	3	0
用産	計	2	4	2	5	251,750	2,700,106	1	18	2,962	7,666	2	4	3	2,710,734
石 油	備蓄施設の用に供する固定資産	2	5	2								2	5	3	
	合 計	2	6	2	165	1,033,754	64,495,778	144	875,413	76,674,073	7,666	2	6	3	141,177,517

地	地方公共団体コード												
12	8	1	0	0	0	⁷ 8	9						

平成19年度 市町村交付金の交付額等に関する調(つづき)

都	道系	引県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

	-	•				(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	
						国有	資 産	公 有	資 産	交付金額計	前年度の交付金額	増 減 額
	区 分		行	番	号	算定標準額	交付金額 (円)(A) 注: 百円未満の端数は生 じないものであること	算定標準額	交付金額 (円)(B) (注: 百円未満の端数は生 しないものであること	(A) + (B) (C) (円) 注:百円未満の端数は生しないものであること	(D) (円) 注:百円未満の端数は生 じないものであること	(C) - (D) (円)
貸	7473 1 7737 1 7737	用があるもの	90	1	4	2,817,828	39,449,300	³⁴ 9,842,477	137,794,600	⁵⁶ 177,243,900	⁶⁸ 200,803,900	23,560,000
付	特例の適用がある 1 / 3 の適	用があるもの	0	2	4	170,757	2,390,500	176,844	2,475,700	4,866,200	5,519,200	653,000
資	2 / 5 の適	用があるもの	0	3	4	3,730,147	52,221,600	30,441,501	426,180,900	478,402,500	485,593,400	7,190,900
産	上記以外の	もの	0	4	4		127,943,700	2,777,636	38,886,800	166,830,500	196,480,400	29,649,900
/±	計		0	5	4	15,857,597	222,005,100	43,238,458	605,338,000	827,343,100	888,396,900	61,053,800
空す	74.71 - 74.71 - 74.01	用があるもの	0	6	4					0		0
港る	_	用があるもの	0	7	4					0		0
の固		用があるもの	0	8	4					0		0
用定		用があるもの	0	9	4					0		0
に資		用があるもの	1	0	4							
供産	計		1	1	4	0	0	0	0	0	0	0
玉	有林野に係る	土地	1	2	4	51,639	722,900			722,900	824,900	102,000
発は供電送す	発電所の用に供地方公営企	業に係るもの	1	3	4					0		0
所電。	オス国定答定 特定多目的ダム流	もの規定の適用を受 ゲムに係るもの	1	4	4					0		0
・変電所の固定資	変電所又は送電施設の用に供	する固定資産	1	5	4					0		0
又に産	計		1	6	4	0	0	0	0	0	0	0
水に	地に ダム以外のものの用に	こ供する土地	1	7	4			2,700,106	37,801,400	37,801,400	36,210,300	1,591,100
道供	^{方係} ダムの用 1 / 2 の適	用があるもの	1	8	4					0		0
通り	宣も に供する 3/4の適	用があるもの	1	9	4					0		0
一施う	□ a a a a a a a a a a a a a a a a a a a	用がないもの	2	0	4			10,628	148,800	148,800	116,600	32,200
一段二	特定多日的ダム 1 / 2 の適	用があるもの	2	1	4			,	,	0	,	0
等定	広の呪足の週出 2 / 4 の 海	 用があるもの	2	2	4					0		0
の資	を受ける多目的 <u>3 / 4 の過</u> ダムに係るもの 特例率の適		2	3	4					0		0
用産	計		2	4	4	0	0	2,710,734	37,950,200	37,950,200	36,326,900	1,623,300
石油	備蓄施設の用に供する	固定資産	2	5	4					0		0
	合 計		2	6	4	15,909,236	222,728,000	45,949,192	643,288,200	866,016,200	925,548,700	59,532,500